

# 改訂 史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画

令和8年（2026）3月

鳥 栖 市

## 序 文

史跡勝尾城筑紫氏遺跡は、戦国時代末期に東肥前、筑前、筑後にわたる領域を有した筑紫氏の本拠地であり、城郭群と城下町の様子が良く分かり、北部九州の戦国期の歴史を考えるうえで重要な遺跡であることから平成18年(2006)に史跡に指定されました。

また、本史跡は、歴史遺産としてだけではなく、里山景観や溪流など豊かな自然環境にも恵まれており、鳥栖市のまちづくり、地域づくりの貴重な地域資源でもあります。

この史跡を有用な地域資源として活かしていくためには、将来にわたって確実に保存するとともに、人々から親しまれる、より魅力的な史跡にしていく必要があります。このため、史跡の価値を顕在化させて広く公開し、積極的に活用を図るよう整備基本計画を改定しました。

整備の基本理念である「戦国時代の城下町を体験し、学び、イメージできる史跡と自然環境が調和した勝尾城筑紫氏遺跡」を目指し、史跡の整備を進めてまいります。

結びに、本計画の策定に御支援、御協力をいただきました勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会委員の皆様をはじめ、文化庁、佐賀県文化課の皆様方に心からお礼を申し上げます。

令和8年3月

鳥栖市長 向門 慶人

## 例 言

- 1 本書は、佐賀県鳥栖市に所在する史跡勝尾城筑紫氏遺跡の整備を進めるため、平成 25 年 2 月に策定した整備基本計画の一部を改訂した整備基本計画である。
- 2 本計画改訂にあたり、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会、文化庁文化資源活用課及び文化財第二課、佐賀県文化・観光局文化課文化財保護・活用室の指導及び助言を受けた。
- 3 葛籠城跡地区、勝尾城跡地区の図版で使用した縄張り図は、『佐賀県の中近世城館』第 2 集（佐賀県文化財調査報告書第 201 集、佐賀県教育委員会、2013 年）の図を使用した。
- 4 計画の執筆・編集並びに事業に係る事務は、鳥栖市教育委員会生涯学習課が行い、関連業務の一部を株式会社埋蔵文化財サポートシステムに委託した。

# 目 次

## 1. 計画改訂の経緯と目的

- 1-1 計画改訂の背景と目的……………1
  - (1) 背景 (2) 目的
- 1-2 計画改訂の対象…………… 2
- 1-3 計画改訂の体制…………… 2
  - (1) 体制

## 2. 勝尾城筑紫遺跡を取り巻く環境

- 2-1 鳥栖市の概要…………… 3
  - (1) 地勢 (2) 気象 (3) 地形・地質 (4) 植生
  - (5) 景観
- 2-2 歴史的環境…………… 5
  - (1) 旧石器時代～奈良時代 (2) 平安時代～戦国時代 (3) 近世
  - (4) 近代以降の鳥栖
- 2-3 社会的環境…………… 9
  - (1) 人口 (2) 産業 (3) 土地利用 (4) 交通アクセス
  - (5) 観光 (6) 文化財施設の入込者数
- 2-4 上位計画と関連する計画…………… 15
  - (1) 鳥栖市総合計画における位置付け (2) 関連する諸計画との関係
  - (3) 史跡勝尾城筑紫氏遺跡保存管理計画

## 3. 計画地の状況

- 3-1 史跡の概要…………… 19
  - (1) 経緯 (2) 指定の概要
- 3-2 勝尾城と筑紫氏の歴史について…………… 23
- 3-3 発掘調査の概要……………24
  - (1) 調査履歴 (2) 葛籠城跡 (3) 筑紫氏館跡 (4) 勝尾城跡
  - (5) その他の地区 (6) 調査で判明した史跡の特徴
- 3-4 史跡の本質的価値と構成要素……………38
  - (1) 史跡の本質的価値 (2) 構成要素の区分と特定

(3) 現状変更等の取り扱い		
3-5 計画地の現状	47	
(1) 勝尾城筑紫氏遺跡の現状		
(2) 平成24年度史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画における実績		
(3) 葛籠城跡地区の現状と課題		
(4) 筑紫氏館跡地区の現状と課題		
(5) その他の地区の現状と課題		
(6) 公開活用・管理運営の現状と課題		
4. 基本理念と基本方針		
4-1 基本理念	65	
4-2 本計画の基本方針	65	
4-3 葛籠城跡地区の整備方針	66	
4-4 筑紫氏館跡地区の整備方針	68	
5. 整備基本計画		
5-1 史跡の整備区分	69	
5-2 葛籠城跡地区の整備	70	
(1) ゾーニング	(2) 遺構保存計画	(3) 遺構復元計画
(4) 動線計画	(5) 修景・植栽計画	(6) サイン計画
(7) 便益施設	(8) 地盤保全・獣害対策計画	
5-3 筑紫氏館跡地区の整備	80	
5-4 公開活用・管理運営	82	
5-5 事業計画	83	
(1) 史跡勝尾城筑紫氏遺跡全体整備計画		
(2) 短期整備計画		
6. 完成予想図	86	

## 1. 計画改訂の経緯と目的

### 1-1 計画改訂の背景と目的

#### (1) 背景

佐賀県の東部、鳥栖市のランドマークである城山を中心に築かれた勝尾城筑紫氏遺跡は、戦国時代後期に東肥前を中心に筑前・筑後まで勢力をふるった筑紫氏の城館跡および城下町跡である。

この遺跡は、これまでの発掘調査において、城主筑紫氏の館跡をはじめ山城跡、家臣団の屋敷跡、町屋跡、空堀・土塁などの遺構が数多く残されていることが判明し、戦国時代の城郭・城下町を研究する上で学術的価値が高い貴重な遺跡であることから、平成18年1月26日に国史跡に指定された。

この貴重な史跡を後世に確実に伝えていくために、学識経験者と地元の代表で構成される「勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会」を設置して、平成20年3月に「史跡勝尾城筑紫氏遺跡保存管理計画」（以下、「保存管理計画」）を策定した。以後、史跡の保存管理の方法や現状変更の取扱いなど、史跡の将来にわたる保護については、この計画で定めた指針・基準に基づき、史跡の適切な保存と管理運営について進めていくこととなった。

次の段階として、整備基本計画を策定し史跡整備を進めることになるが、保存管理計画策定段階では、史跡指定対象予定地区に未指定部分があったため、追加指定業務を優先的に実施した。

その結果、平成22年2月22日と平成24年1月24日の2度にわたり史跡追加指定が行われた。様々な理由により指定の同意に至らなかった部分があったものの、結果的に、当初の計画面積のおよそ86%が史跡に指定され、総面積約230haに及ぶ広大な史跡となった。このことにより指定業務に一定の目途をつけ、史跡の整備事業に移行することとした。

史跡の整備にあたり、史跡の自然環境の保全を図るとともに、行政だけではなく地権者、地元関係者をはじめ市民の協力を得ながら遺跡の保存と活用の推進を図るため、整備活用を具体的に進めていく指針として平成25年2月に「史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画」（以下、「平成24年度計画」）を策定した。

「平成24年度計画」に基づき、平成25年度から葛籠城跡地区の整備用地の公有化事業に着手したが、対象地すべての土地を公有化することができず、一体的に整備を進めることが困難であった。このため、地権者と交渉を継続する一方で、見学や通行の支障となる樹木や倒木の恐れのある樹木の伐採や下草刈り、サインの設置等の環境整備を可能な範囲で進めた。しかし、環境整備だけでは遺跡の保護・活用を図ることは不十分であることや害獣による被害が見られるようになったこと、近年の自然災害の激甚化による遺構保存への影響など、本格的な整備の必要性が生じている。

#### (2) 目的

勝尾城筑紫氏遺跡は、里山景観や溪流といった豊かな自然環境にも恵まれており、歴史遺産としてのみならず、将来における鳥栖のまちづくり、地域づくりに有用な地域資源として貴重である。

この史跡を適切に保存・管理して次世代に確実に引き継いでいく指針として「保存管理計画」を策定し、史跡の保護と史跡内の土地所有及び土地利用との調整を図ることを明示している。

また、勝尾城筑紫氏遺跡の保存整備を進め、史跡を取り巻くさまざまな環境と相互に調整を

図りながら、鳥栖市の歴史遺産の中軸として、積極的に活用する方策を具体化していくとともに、人々から親しまれる、より魅力的な史跡にしていく必要がある。

「平成24年度計画」は、史跡勝尾城筑紫氏遺跡を将来にわたって確実に保存するとともに、その価値を広く一般に公開し、活用していくための整備の指針を示すことを目的とした。

しかし、「平成24年度計画」の策定から10年が経過し、史跡を取り巻く環境に変化がみられる。本来ならば、この変化に応じた保存活用計画をまず策定し、それに基づく新たな整備基本計画を策定して整備を進めるべきであるが、環境の変化に伴う課題を整理したところ、「保存管理計画」で示された基本的な保存管理の方針を修正する必要はなく、「平成24年度計画」についても整備の優先順位等を変更する必要性は認められなかった。

ただし、公有地化の遅れにより「平成24年度計画」の短期計画で最優先地区とした葛籠城跡の整備に大幅な遅延が生じており、また気候変動等によって筑紫氏館跡地区の価値保全への影響が懸念される状況となっている。

このようなことと直近で葛籠城跡の公有化が進展したことから、葛籠城跡地区の整備を推進することと、筑紫氏館跡地区で遺構の保存に影響している溪流の排水について応急的措置を施し、遺構の毀損を防止することを目的に「平成24年度計画」の一部を改訂し、「改訂 史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画」（以下、本計画）を作成することとした。また、本改訂には近年の保存活用計画において示されている史跡を取り巻く環境や史跡の本質的価値とその構成要素の整理を含んでいる。

なお、本史跡の保存活用計画は、本計画による整備が進展した段階で改めて史跡全体の保存と活用の方針を検討し、策定することを予定している。

## 1-2 計画改訂の対象

本計画の対象は、葛籠城跡地区の整備と筑紫氏館跡地区の排水に関する措置とする。ただし、必要に応じて勝尾城筑紫氏遺跡内に及ぶこともある。また、保存管理計画で定めている史跡指定予定範囲内で、地権者の同意を得られない等の理由で史跡の指定を受けていない部分については、将来史跡に追加指定された段階で、当該区域を計画区域に加えることとする。

## 1-3 計画改訂の体制

### (1) 体制

計画改訂に際しては、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会、文化庁文化資源活用課及び文化財第二課、佐賀県地域交流部文化・観光局文化課文化財保護・活用室の指導・助言を受け、鳥栖市教育委員会が作成し、鳥栖市が改定した。

また、パブリック・コメントを令和7年12月26日から令和8年1月26日に実施した。

【勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会名簿】\*（ ）は、専門分野

会 長	市村 高男	高知大学 名誉教授	(中世史)
副会長	永渕 益雄	勝尾城史跡を守る会 代表	(地元代表)
委 員	堀本 一繁	福岡市博物館 学芸員	(中世史)
委 員	岡寺 良	立命館大学文学部 教授	(考古学)
委 員	末次 大輔	宮崎大学 教授	(土木工学)
委 員	朝廣 和夫	九州大学 教授	(緑地保全学)

## 2. 勝尾城筑紫氏遺跡を取り巻く環境

### 2-1 鳥栖市の概要

#### (1) 地勢

佐賀県鳥栖市は北部九州の中央部に位置する。北側は山地に限られ、南へ開ける地勢で、市域は大きく分けて九千部山(847.5m)を主峰とする山麓地、そこから続く段丘群と扇状地、そしてその下に広がる沖積地の三つからなる。また東より九千部山塊を源とする秋光川、大木川、前川、安良川、沼川など多くの河川が南流し、筑後川に注いでいる。その間には、市街地のあるなだらかな丘陵地帯と、約1,800haの水田地帯が広がる。

#### (2) 気象

鳥栖市は筑紫平野の北西端にあり、気温の年較差が大きい内陸的気候区分に含まれる。冬は一部の脊振山地山麓では低温になることもあるが、夏は有明海から吹く海風によって高温となる。年平均気温が約16℃と温暖ながら、年較差が大きくなる。

降水量を見ると、冬は脊振山地を中心に100mmの降水量がみられる。梅雨期の降水量は300mm前後であるが、梅雨末期には集中豪雨が発生することが多く、日照時間も短い。平成21年(2009)以降の降雨量を見ると、年平均約2,350mmに対し、5月から8月の雨期には年降雨量の49%にあたる約1,160mmとなっている。年間降雨量が2,500mmを超えた年は、平成21年

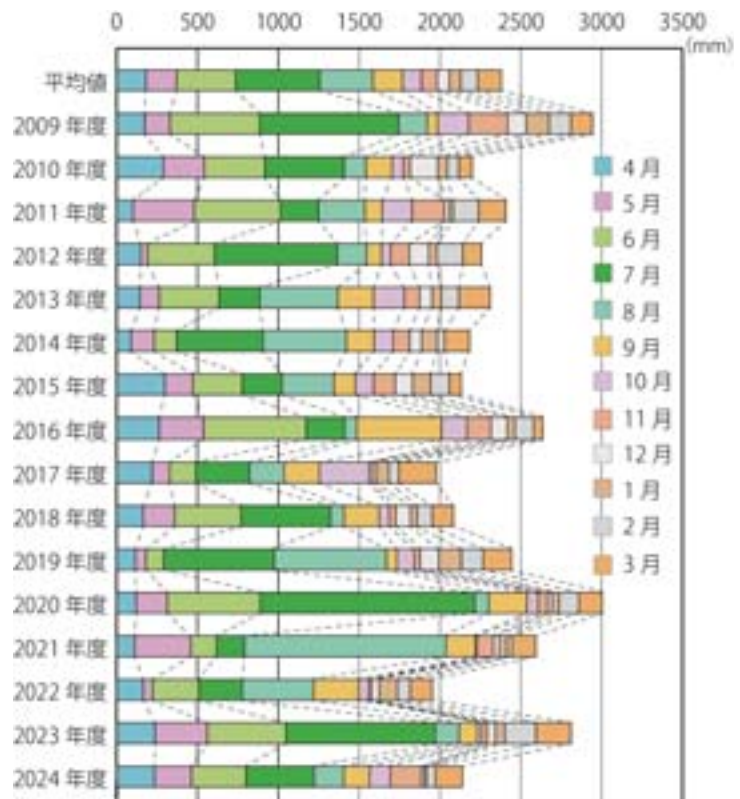


図1 アメダスの気象データ(月別降水量)

2009) 以降の降雨量を見ると、年平均約2,350mmに対し、5月から8月の雨期には年降雨量の49%にあたる約1,160mmとなっている。年間降雨量が2,500mmを超えた年は、平成21年(2009)、平成28年(2016)、令和2年(2020)、令和3年(2021)、令和5年(2023)であり、梅雨期には年間降雨量の60%前後の降雨量となっている。近年の7、8月の降雨の状況は、平成30年(2018)以降日降水量100mm以上の増加と、それ以前は見られなかった日降水量200mm~300mmが、毎年1~2日見られるようになった。

8月以降の台風期、脊振山地の南東側斜面にあたる本地域では降水量が多くなる傾向にある。

#### (3) 地形・地質

鳥栖市の北西部は脊振山地の東端にあたる。福岡県との県境に、東から権現山(626m)、九千部山(848m)が連なり、西に隣接する佐賀県みやき町との境界には石谷山(754m)が位置し、九千部山を最高峰に南東に向かって傾斜した地形である。地質は、糸島花こう閃緑岩や細粒花こう岩からなり、特に山地の裾部では花こう岩類の深層風化によって砂状に変化した厚い真砂土が生成されている。勝尾城筑紫氏遺跡が所在する山麓部は、上記の地質にあり、花こう岩の上層に堆積した真砂が、豪雨により流れやすい傾向にある。

山麓部を発した河川は、東から大木川、安良川、沼川となって筑後川に注いでおり、複数の谷を形成している。

勝尾城筑紫氏遺跡は、城山山麓を中心に山裾に入り込む谷底平野一帯で、最も高所の城山山頂(498m)に勝尾城があり、その麓の谷底平野に館跡、屋敷跡などが展開する。谷内部は起伏に富んでおり、城下入口の惣構空堀付近で標高約70m、最も谷奥の館跡で標高約220mに位置し、直線距離2kmの間に約150m上る複雑な段丘によって形成されている。河川は、城下域の狭長な谷奥の山あいから東流する河内川が城下東で安良川に合流する。この河内川流域の谷底平野は、谷口を安良川が形成する谷と共有しており、合流点の四阿屋付近では谷幅400m以上と広いが、合流点までは最大幅が約200mの非常に狭小な谷である。谷奥は、九千部山塊によって閉ざされている。

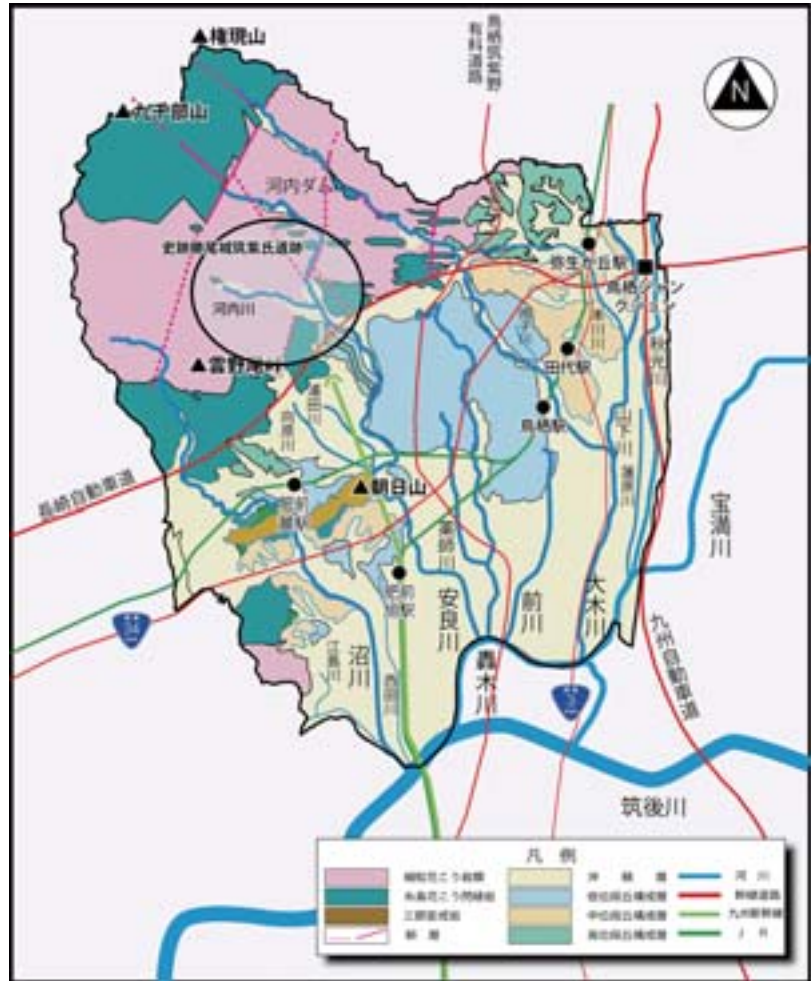


図2 鳥栖市域の地質・河川等(『鳥栖市誌』自然地理編に一部加筆)

#### (4) 植生

鳥栖市の植生は、筑後川から九千部山までの地形に沿って平野、丘陵、800m級の山地に至る植生環境があり、数多くの植物が生息している。九千部山の周辺では、山麓のシイ林から中腹のカシ林、さらに頂上近くでブナ、アカガシ林を自然林の群落形態として、ほぼ連続的にみることができる。九千部山では、ハガクレカナワラビ、クセンベツツジ、サクラツツジ、ツクシノキシノブ、ヒロハヒメウラボシ、サカバサトメシダ、コケイランなど、希少な植物が分布する。

しかし、スギ・ヒノキの人工林が占める割合も高く、林冠が閉鎖して林内の光環境が低下し、林床はシダ類などの日陰を好む植物が比較的単位層で生育している。植物の多様性がみられず保水力が低下しやすい環境といえ、間伐を進めて林内環境を整えていくことが課題である。

勝尾城筑紫氏遺跡の周辺では、昭和40年代に植林されたヒノキ、スギの人工林が広く分布する。史跡が所在する牛原町に鎮座する四阿屋神社は、天智天皇元年に創建されたことが伝えられる。ここには、クスノキ、ケヤキ、サワラ、イチイガシ、ヤマモモ、サクラ、モモ、ツツジ類、シダ類、アジサイ属などの植物があり、鎮守の森を形成している。



る市北東部の弥生が丘地区から現市街地の乗る曾根崎町方面までの丘陵一帯を加えた大木川左岸地帯と、南西部の朝日山南麓に広がる丘陵群一帯から安良川右岸の村田・江島町周辺に分布する遺跡群の大きく二つのグループに分かれる。

弥生時代後期になると、従来の中～高位段丘上で営まれてきた遺跡が減少する一方で、藤木遺跡等にみられるように、低位段丘縁辺の遺跡が活発化し、鳥栖地域の遺跡立地傾向に変化が読み取れる。

古墳時代前半期の鳥栖地域には、古墳の規模から突出した大首長層の存在を想定しにくく、集落遺跡も散在の印象は否めないが、後期（6世紀代）に入ると状況は一変し、大木川左岸の中位段丘上に前方後円墳が4基（剣塚古墳、東田古墳、岡寺古墳、庚申堂塚古墳）、さらに彩色壁画系装飾古墳で大型円墳の田代太田古墳が築造される。その後、この地域の首長墓系列は規模を縮小して中型の円墳であるハツ並金丸遺跡S T4510古墳、ヒャーガンサン古墳、梅坂古墳、神山古墳と続く。7世紀に入ると、立地を大木川右岸に替えて稲塚古墳、牛原原田S T06古墳、牛原原田S T05古墳と連続し、百度塚古墳（方墳）をもって終息する。一方、脊振山地南麓一帯には、6世紀後半から7世紀代を中心とする群集墳が多数分布する。

この時期以降、鳥栖地域の人口は大幅に増加したものと想定されるが、中心となるのは大木川右岸域の養父扇状地上に立地する牛原前田・蔵上・内精遺跡一帯に大規模に営まれる集落で、のちの養父郡の母体となるものとおもわれる。

## （2）平安時代～戦国時代

古代以降、現在の鳥栖地域は肥前国に属し、東部は基肄郡、西部は養父郡に分けられるが、この2郡の境界は概ね大木川と考えられる。『肥前国風土記』には、基肄郡は「郷陸（六）所、里十七」とあり、養父郡は「郷肆（四）所、里十二」とある。基肄郡家の位置は現在のところ不明であるが、ハツ並金丸遺跡で大型掘立柱建物群が検出されており、関連が注目される。養父郡家については、明治期の地割図などから、現在の蔵上集落に所在したと考えられてきたが、これを裏付けるように、蔵上遺跡で掘立柱建物群が検出され、「厨番」と記した墨書土器が出土している。また、蔵上遺跡の東方に位置する門戸口遺跡では、蔵上遺跡よりやや後の時期の集落跡が検出されており、土製権や「大伴目」の刻書紡錘車が出土しており、養父郡家との関連が考えられる。なお風土記の養父郡「烽壺所」は、朝日山に比定されている。古代の集落跡は、基肄郡域では今町岸田遺跡、荻野遺跡、本川原遺跡、本原遺跡、養父郡域では京町遺跡、牛原前田遺跡、立石惣楽遺跡、柳の元遺跡などで確認されている。

平安時代中期以降、律令制の衰退が進むにつれ、基肄郡・養父郡においても荘園が開かれるようになり、永承2年（1047）に神辺荘が、永保3年（1083）に鳥栖荘、幸津荘、幸津新荘が太宰府天満宮安楽寺に寄進されていることが史料にみえる。

また、鎌倉時代後期の正応5年（1292）の史料からは、太宰府天満宮安楽寺領（小倉荘・鳥栖荘・幸津荘・幸津新荘・神辺荘）や宇佐八幡宮弥勒寺領（奈良田荘・養父荘・村田荘）など、有力社寺を領主とする荘園が目立つ一方で、基肄北郷、基肄南郷、養父東郷、養父西郷、義得保、瓜生野保などの公領の存在が知られ、律令期の郡が中世的な「郷」へと分割再編成されつつある状況を窺うことができる。

これらの現地における管理者として、曾禰崎氏や土々呂木氏、藤木氏、倉上氏、山浦氏などの名が史料中に散見される。これら在地領主の氏名は鳥栖市内の地名として残り、今泉遺跡（土々呂木氏）、藤木遺跡（藤木氏）、四ツ木遺跡（曾禰崎氏）など、それぞれの本拠地とみられる地区の遺跡からは関連するとみられる当該期の集落跡や屋敷地、墓地等が検出されている。

南北朝から室町・戦国時代にかけての肥前東部地域は、九州探題と少弐氏の覇権争いを軸として戦乱が絶えなかった。九州探題が綾部城（みやき町）を一時期本拠としたように、現在の鳥栖地域は交通の要衝としての重要性から、諸勢力が錯綜する戦略拠点となった。

応安6年（1373）に筑後川を越えて北方に進出しようとする宮方（南朝）に備えて今川了俊を将とする武家方（北朝）が、「宮浦・由比・雲上」に各陣所を構えたことが史料にみえるが、関連するとみられる遺構が宮浦城跡（基山町）、柚比本村遺跡4区、雲上城で確認されており、注目される。

勝尾城については、近世の軍記物に応永30年（1423）に九州探題渋川義俊が少弐満貞に攻められて勝尾城に入るとの記事があるが、確たる資料はなく定かではない。

その後、明応5、6年（1496、97）頃に、大内氏との戦いで少弐氏が敗北するころ、勝尾城が所在する肥前東部を筑紫氏が領有するようになり、天正15年（1587）の豊臣秀吉の「九州国分」により勝尾城を離れるまでの約90年の間、肥前・筑前・筑後3カ国の国境地帯に勢力を振るった。

この時期の遺跡としては、現市街地の中心部に位置する京町遺跡から、15世紀後半～16世紀前半にかけての屋敷地が検出されている。出土した土器類は中国・朝鮮陶磁類はもとより備前や常滑産のものがみられ、中には湯釜や瀬戸美濃の天目茶碗、龍泉窯系青磁の不遊環瓶（花生）など当時の生活水準の高さを窺い知る遺物もみられる。なお、この遺跡が衰退する時期と勝尾城の惣構である山浦新町遺跡の町屋が整備される時期が連続する点が注目される。

天正15年（1587）、九州を平定した豊臣秀吉による「九州国分」により、基肄郡と養父郡東半は小早川隆景に、養父郡西半は鍋島直茂に与えられた。小早川領は慶長2年（1597）に豊臣

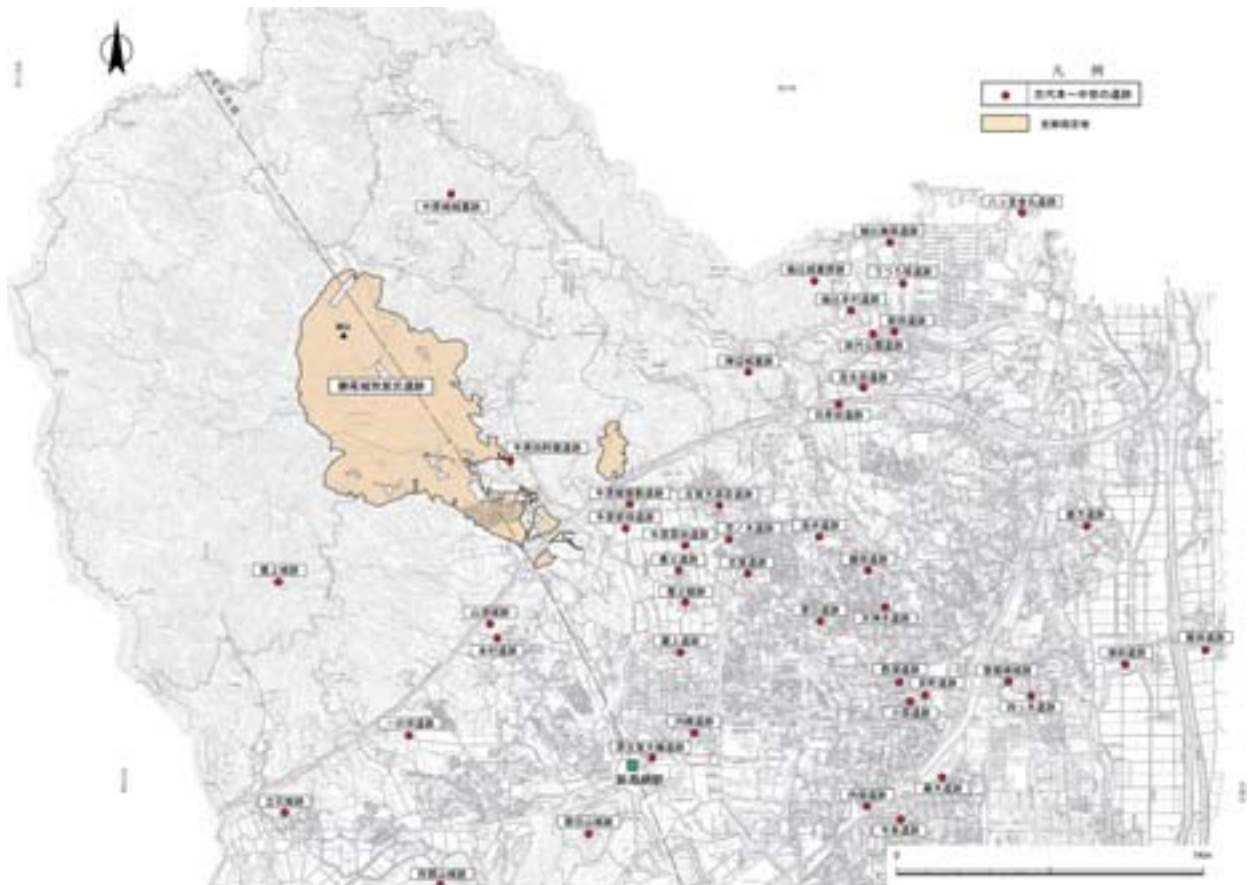


図4 史跡周辺の古代末～中世遺跡の分布

直轄領になるが、秀吉死後の慶長4年（1599）に、宗氏の領地であった薩摩出水郡を慶長の役の恩賞として島津氏に与える代替地として宗義智に与えられた。

### （3）近世

江戸時代を通して鳥栖市域は、東半部は基山町域を含めて対馬藩であり、西半部は佐賀藩であった。このため、長崎街道沿いには、それぞれの領内に宿場が設けられ、対馬藩の田代宿と佐賀藩の轟木宿との間の距離は約4 kmと近接していた。

田代宿には、鳥栖市東半部と基山町域（のちには怡土・松浦両郡の領地を含む）を統治するため、代官所が現在の市立田代小学校の位置に設置された。このことから、鳥栖市東半部と基山町域は田代領と呼称され、明治に至るまで田代領の政治・経済の中心地となった。

佐賀藩は、本藩の蔵入地と大小配分の給人の知行地が分散していた。鳥栖市域には、養父郡村田村を本拠とする親類四家の一つ、村田鍋島家があった。長崎街道には轟木宿が置かれ、藩境の宿場として重要視された。大名宿の御茶屋は、本藩の直営として藩費でまかなわれた。轟木川のそばには番所が置かれた。

### （4）近代以降の鳥栖

明治4年（1871）に廃藩置県が行われた結果、佐賀・小城・鹿島・蓮池・唐津・厳原各県が設置され、鳥栖市域においては、旧佐賀藩領は佐賀県、旧対馬藩領は厳原県となった。その後、厳原県は、佐賀県と合併するが、明治5年に対馬が長崎県に編入された際にも旧対馬藩田代領の村々は、佐賀県に属することとなった。その後、佐賀の乱を経て三潞県、長崎県へ編成されたが、西南戦争後の明治16年（1883）に現在の県域となる佐賀県が成立した。

明治22年（1889）の市制・町村制施行以降、鳥栖地域は佐賀県三養基郡の一部となり、轟木・田代・基里・麓・旭の5村に統合整理された。そして、昭和29年（1954）4月1日、鳥栖町・田代町・基里村・麓村・旭村の5町村の合併により鳥栖市が発足した。

明治22年の九州鉄道の開通に伴い、鳥栖、田代の両駅が設置され、さらに、明治24年（1891）に鳥栖 - 佐賀間の佐賀線（現在の長崎本線の一部）が開通すると、鳥栖駅は両線の分岐点となった。明治36年（1903）に鉄道輸送の増加により現在地に鳥栖駅が移転されると、鉄道機関の集積や操車場の整備により鉄道のまちとして発展することとなった。しかし、昭和30年頃から道路網が整備されるとともにトラック輸送が占める割合が高まり、一方で鉄道輸送は減少することとなる。このころ、鳥栖に所在した様々な鉄道機関は、博多などに統合された。昭和60年に国鉄が民営化されるとともに鳥栖駅の広大な操車場は廃止された。

平成23年（2011）3月、九州新幹線鹿児島ルートの特快全線開業とともに新鳥栖駅が開業したことで、鳥栖市はこれまでの物流に加え、人の交流の面でもより一層の強化が図られ、大分、佐賀、長崎方面と関西以西の地域との新たな交通拠点として注目されている。

一方、道路網の整備に目を向けると、昭和30年代には国道3号、34号が整備拡張された。昭和62年（1987）には鳥栖JCT - 朝倉ICが開通し、九州自動車道、長崎自動車道、大分自動車道が鳥栖JCTによって接続することとなり、陸路交通の結節点としての地理的重要性が高まっている。

鳥栖市は、昭和29年の市制施行以来、積極的な企業誘致で九州有数の内陸工業都市として成長を続けてきた。鉄道、国道、高速自動車道の分岐点である鳥栖市は、九州陸路交通の要衝としての優れた立地特性から、これまでに多数の企業が進出し、県内随一の製造品等出荷額を誇る。また、全国的な人口減少の中、これまで着実な人口増加を遂げてきた鳥栖市は、令和12年

(2030)まで人口増加が見込まれており、九州における有数の内陸工業都市、交流拠点都市として発展が期待される。

### 2-3 社会的環境

#### (1) 人口

鳥栖市の人口は、市制発足の昭和29年(1954)には40,176人であったが、令和2年(2020)の国勢調査に基づく統計で、74,196人(男性35,528人、女性38,668人)となっている。平成27年(2015)の人口は72,902人であり、1.8%の増加となっている。今後、令和12年(2030)まで微増が続き、その後、漸減に転じることが推計されている。現在は、就学及び就職に伴う転出の一方で、子育て世代を中心とした若年層の転入超過による社会増が要因となっている。

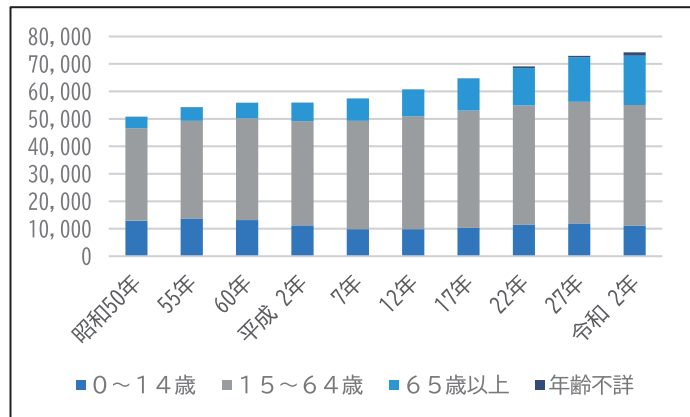


図5 年齢階層別人口構成(国勢調査による)

年齢3区分別人口の推計では、平成27年の高齢者人口(65歳以上)の割合は、22.2%、令和2年(2020)は24.2%と増加している。全国平均は下回っているものの、今後もこの傾向は続くものと予測されている。

一方、勝尾城筑紫氏遺跡が所在する牛原町、山浦町、河内町の人口を見ると、牛原町、河内町では、人口、世帯数ともに減少傾向にあり、山浦町ではほぼ横ばいの傾向である。これは、牛原町・河内町が、市街化調整区域に該当し、新たな住宅の建設が制限されているのに対し、山浦町では新たな住宅を供給できることが要因として考えられ、平成24年度との変わりはない。

鳥栖市の人口は、市街地に集中する傾向がみられ、勝尾城筑紫氏遺跡の所在地では人口減少または横ばいの傾向にある。遺跡の維持管理・活用の協働を検討する際には、遺跡が所在する区域だけではなくより広範を対象としなければならない。

#### (2) 産業

令和2年(2020)国勢調査によると、鳥栖市の令和2年における15歳以上の産業別就業者数は、34,286人であり、そのうち第1次産業に542人(1.6%)、第2次産業に8,238人(24.0%)、第3次産業に24,647人(71.9%)が従事する。佐賀県全体では、第1次産業7.5%、第2次産業24.2%、第3次産業68.5%となっており、それらと比較すると鳥栖市では第1次産業の割合が少なく、第3次産業の割合が多くなっている。高速道路などの道路網や鉄道輸送を背景として、昭和38年

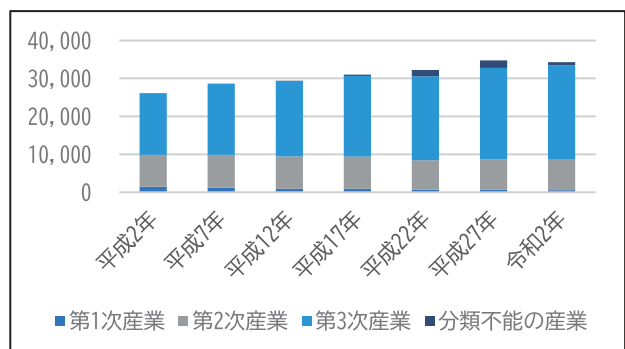


図6 産業別15歳以上就業人口の推移(国勢調査による)

(1963)に轟木工業団地が分譲されたのを皮切りに鳥栖商工団地、鳥栖西部工業団地、鳥栖北部丘陵新都市、グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖、鳥栖西部第二工業用地、新産業集積エリア鳥栖が産業用地として分譲され、企業誘致が進められたことによるものである。

一方で、勝尾城筑紫氏遺跡の周辺は、都市計画上の市街化調整区域にあたり、また、一部は農業振興区域に指定されている。後述するように、土地利用を見ても山間部はスギ・ヒノキの植林が行われており、谷部の平坦地には田畑が広がり、本地域の産業は、農業・林業が主体となっている。

### (3) 土地利用

勝尾城筑紫氏遺跡は、指定面積約230haの約88%が山林であり、城下中枢域の谷部以外は概ね山林で、そのほとんどがヒノキ、スギの人工林である。個人の所有林については、間伐が十分でないためか、木立の密な状態が多く認められる。さらに田(5.3%)、原野(2.5%)、水路(1.3%)と続き、筑紫氏館跡の麓を流れる河内川が形成する谷内部には、棚田をはじめ畑や原野、集落があり、地元住民の日常生活の場となっている。

平成25～29年度(2013～17)に、葛籠城跡地区101,565㎡、筑紫氏館跡地区9,870㎡を史跡整備用地として公有化したため、史跡全体では、公有地は16.1%(481,710㎡)、民有地は83.9%(1,823,124㎡)である。

なお、勝尾城筑紫氏遺跡一帯は市街化調整区域であり、山林の一部は保安林区域に、河川沿岸の田畑は農業振興区域となっている。筑紫氏館跡から勝尾城跡にかけては県立脊振・北山自然公園区域となっている。

また、山麓部に位置する本遺跡は、傾斜地が多く河川の流域は土石流による土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されている。一部の尾根筋は急傾斜地となっており、急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されている。

葛籠城跡地区の公有化前の用途をみると、124,664㎡のうち87.1%が山林で、主にスギ・ヒノキの人工林が植栽されている。次いで、田(2.6%)、畑(0.8%)である。スギ・ヒノキ林は、十分に間伐されていないようで、林間が密であり林内光量が少ない。

また、筑紫氏館跡地区の公有化前の状況は、整備計画範囲約20,000㎡のうち民有地は10,151㎡であり、45.2%が田、44.4%が山林である。葛籠城跡地区と同様に山林は、スギ・ヒノキの人工林が植林され、林間が密である。

### (4) 交通アクセス

#### ①広域的な交通

鳥栖市は、北部九州のほぼ中心に位置し、高速道路や鉄道の分岐点となっていることから九州各地とのアクセスが容易であり、交通要衝地である。

陸路では九州自動車道と九州横断自動車道が交差する鳥栖ジャンクション、鉄道ではJR在来線と九州新幹線が整備されており、九州圏内には3時間以内でアクセスすることが可能である。半径30km圏内に福岡空港、博多港があり、それらを利用して空路・海路で鳥栖市に至ることも可能である。

#### ②勝尾城筑紫氏遺跡周辺の交通

鉄道を利用したときには、JR鳥栖駅が公共交通機関の基点となり、勝尾城筑紫氏遺跡の最

表1 史跡勝尾城筑紫氏遺跡の所有者別筆数・面積

所有者	筆数	面積 (㎡)
公有地	389	481,710.68
国土地 (国土交通省)	34	10,576.48
県有地	17	117,544.73
市有地	338	353,589.47
民有地	560	1,823,124.58
合計	949	2,304,835.26

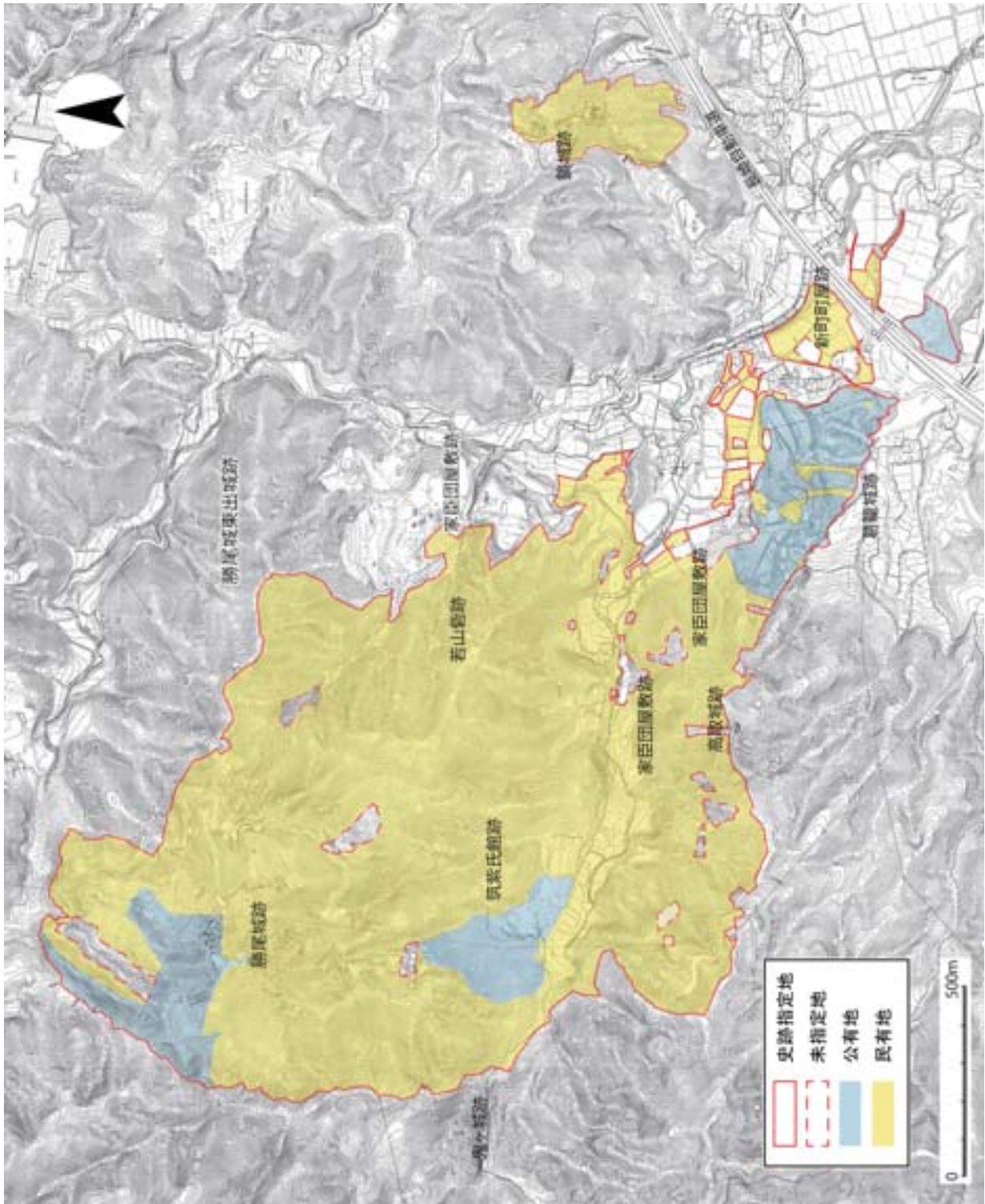


図7 史跡勝尾城筑紫氏遺跡土地所有区分

寄りの停留所「東橋」まで路線バスを利用して約20分の距離である。路線バスは、平成24年度には土日で午前3便、午後5便が運航されていたが、令和6年度では午前2便、5便と午前の1便が減便されているものの、遺跡の見学に大きな影響はなく、公共交通機関での来訪は可能である。なお、「東橋」から葛籠城跡までは徒歩で約8分、谷の最奥にある筑紫氏館跡までは約40分の所要時間である。

自動車を利用したときには、鳥栖ICから国道34号を經由して約10分で遺跡に至る。遺跡の

中には、四阿屋神社前駐車場、城山登山口前広場、惣構跡仮設駐車場の3か所の既存駐車場がある。基点となるのは、四阿屋神社前駐車場である。史跡までの誘導標識は、県道17号久留米基山筑紫野線から史跡に至るルート上と県道31号佐賀川久保鳥栖線、市道平田養父線から史跡に至るルート上の2路線に設置しているが、交通拠点となる鳥栖ICから国道34号、国道34号から県道17号に至る誘導標識は設置されていない。今後、交通拠点を中心に幹線道路への誘導標識の整備が課題である。

なお、惣構跡仮設駐車場は、史跡指定前からの市有地で、土取場跡地を九州新幹線建設に伴う工事事務所として使用されていたが、工事終了後の平成24年1月に史跡として追加指定されたものである。工事事務所で使用の際にアスファルト舗装されていたため、当面は駐車場として使用することとした。ただし、指定地内であり今後整理を要する。

### ③地区間周遊動線

四阿屋神社前駐車場は、遺跡全体の導入としての機能とともに最も谷の出口に近い山城の葛籠城跡への導入としての機能もある。ここから惣構跡仮設駐車場までは約1kmあり、徒歩で約15分、自動車では約3分を要する。また、谷の最奥、筑紫氏館跡と勝尾城跡の導入となる城山登山口前広場までは約1.5kmあり、徒歩で約30分、自動車では約5分を要する。しかし、四阿屋神社駐車場付近の道路の幅員が狭く、中型バスや大型バスでの進入は困難であることから、惣構跡仮設駐車場に駐車し、葛籠城跡まで徒歩で移動することとなる。約10分の所要時間となる。さらに谷奥の城山登山口前広場までの道路の幅員も狭く、中型バスや大型バスで行くことは困難である。なお、遺跡見学会等のイベントで筑紫氏館跡や勝尾城跡に登るときには、四阿屋神社前駐車場を基点としている。

また、平成26年度に開通した山間部を横断する森林基幹道九千部山横断線（広域林道・神崎市～基山町）によって、勝尾城跡へのアクセスが容易になった。コースの基点となるのは、林道の勝尾トンネル東側にある駐車スペースで、四阿屋神社前駐車場からは約5.5kmの距離があり、車で約15分を要する。駐車スペースからは徒歩約20分で勝尾城跡に至る。それぞれの駐車場の位置は、四阿屋遊泳場前の総合案内板に記しているが、誘導標識は設置していない。

筑紫氏館跡、勝尾城跡の見学の基点となる駐車場は、それぞれ四阿屋神社駐車場から距離があるため、徒歩よりも自動車を主な手段として移動することとなる。

## （5）観光

鳥栖市における観光スポットには、プロサッカーチームのホームスタジアムの駅前不動産スタジアムや江戸時代から起こった配置売薬などの薬業をテーマとした中富記念くすり博物館、夏場の涼を求めて多くの観光客が訪れる河内河川プール、四阿屋遊泳場、沼川河川プールなどがある。

河内町の河川プールは河内ダムの沿岸にあり、付近にはとりごえ温泉栖（すみか）の宿もある。勝尾城筑紫氏遺跡の最寄バス停である東橋を経由する路線もあることから、自家用車だけでなく公共交通を利用して本遺跡とともに訪れることができる。

四阿屋遊泳場は、勝尾城筑紫氏遺跡が所在する牛原町にあり、葛籠城跡とは徒歩約5分の距離である。四阿屋遊泳場の来訪者を葛籠城跡へ誘致することが課題である。

地域の文化財として、国史跡の安永田遺跡と田代太田古墳が市北東部の丘陵地に所在する。近隣には県史跡の剣塚や庚申堂塚、岡寺古墳などの前方後円墳や赤坂前方後方墳が所在し、古代の遺跡を多く見ることができる。また、弥生時代では、国重要文化財の赤漆玉鉏装鞆銅剣をはじめ銅剣7口等を副葬した甕棺墓地と祖霊祭祀の跡が確認された柚比本村遺跡がある。

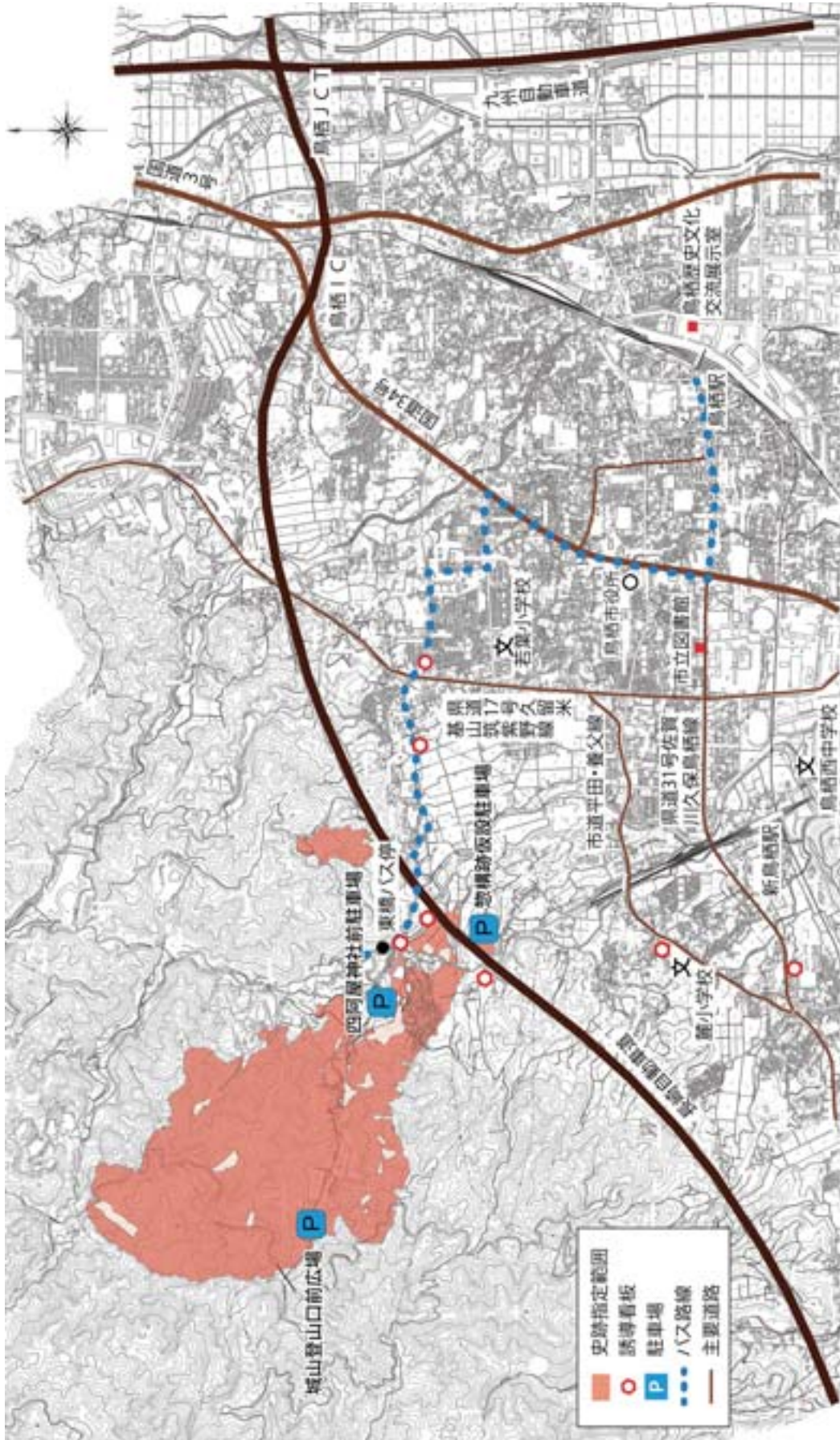


図8 広域交通アクセス図

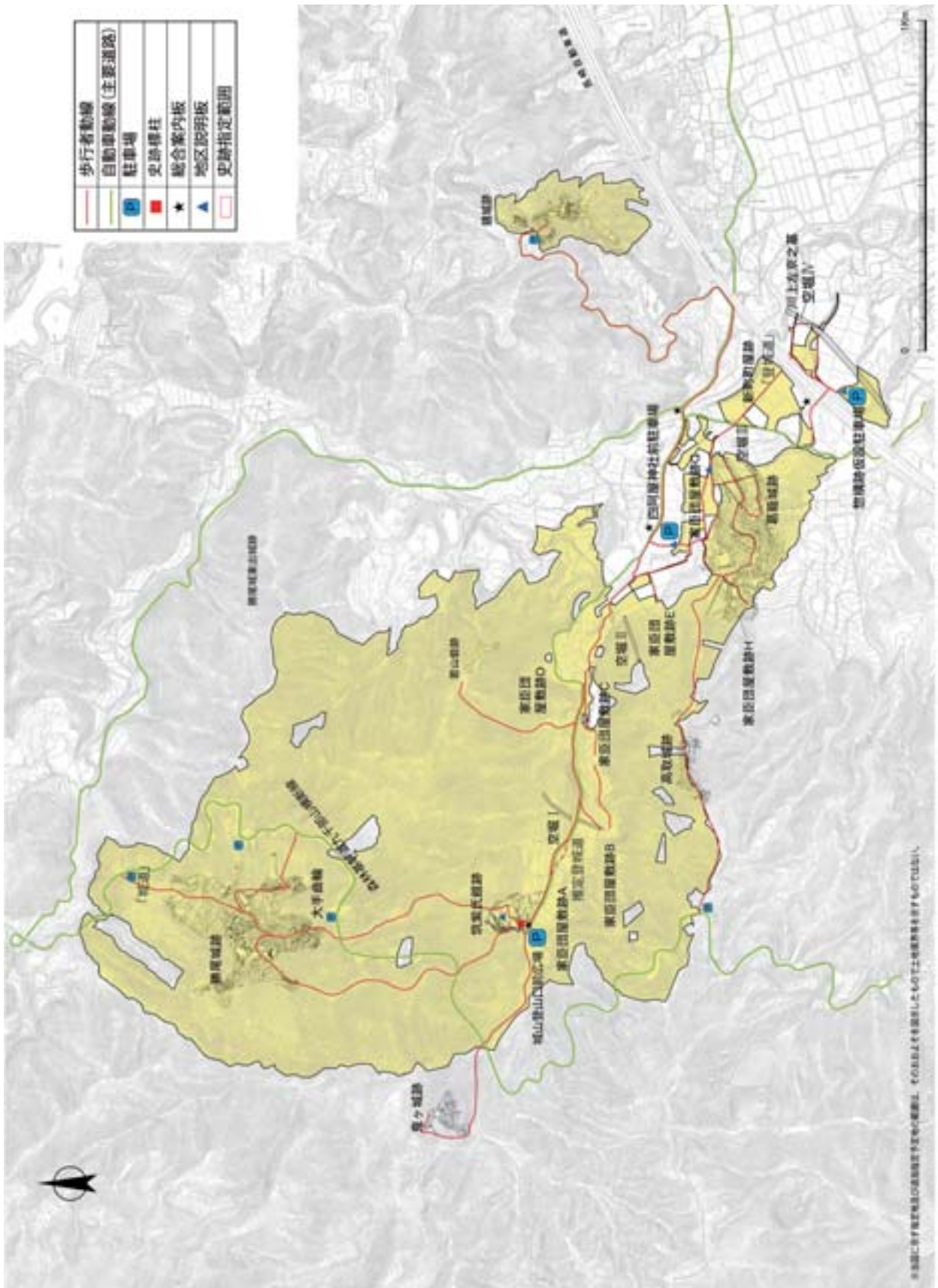


図9 近隣アクセス・地区間周遊動線図

## (6) 文化財施設の入込者数

鳥栖市では、国史跡勝尾城筑紫氏遺跡や埋蔵文化財発掘調査成果等の展示を、市立図書館2階の展示スペースを活用して開催している。ここでは、勝尾城筑紫氏遺跡の出土遺物を展示する「国史跡 勝尾城筑紫氏遺跡 - よみがえる戦国時代の山城と城下町跡 -」を常設展示とし、企画展示を年に2～3回程度行っている。

また、令和6年度には、JR鳥栖駅東側に所在する定住・交流センター サンメッセ鳥栖1階に鳥栖歴史文化交流展示室を開設した。サンメッセ鳥栖は、JR鳥栖駅に近接する立地を活かし、ホールや会議室を貸し出して会議やイベントを開催することで、鳥栖市への定住と鳥栖市での交流を図ることを目的とする施設である。2階には市立図書館分館を併設し、文化的な一面も持つ。

展示室では、市内の遺跡から出土した遺物や、旧家や町区に保存されていた民俗資料を展示して鳥栖市の歴史・民俗・文化を概観している。また、映像を活用したプロジェクションマッピングを設置しており、鳥栖市の通史だけではなく、国史跡勝尾城筑紫氏遺跡や交通要衝の街を象徴する鉄道とともに発展してきた鳥栖について紹介しており、国史跡勝尾城筑紫氏遺跡をはじめとした鳥栖市の歴史や文化への導入として位置付けている。開館1年目は約12,000人（令和7年3月末現在）の来館があった。

市立図書館や鳥栖歴史文化交流展示室での展示は、勝尾城筑紫氏遺跡へ赴き、遺跡を体験するための動機付けとして位置付けている。いずれの施設にもガイドマップを設置しており、それに従い現地へ赴くことになるが、公共交通機関を利用するときには、交通拠点のJR鳥栖駅を基点とすることとなる。

また、先に現地を訪れた来訪者に対する関連施設の案内は十分とはいえず、今後の整備の課題である。

表2 市立図書館展示の来場者数

年度	常設展示 (人)	企画展示 (人/回数)	合計(人)
令和元	2,000	—	2,000
2	—	—	—
3	650	350/2	1,000
4	740	600/3	1,340
5	1,220	135/2	1,355
6	1,220	—/0	1,220

## 2-4 上位計画と関連する計画

## (1) 鳥栖市総合計画における位置付け

令和2年度に策定された鳥栖市第7次総合計画では、令和3～12年度(2021～2030)の10年間のまちづくりとして、「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖」を将来都市像に掲げ、市民と行政が一体になって、鳥栖の魅力を高め、将来像の実現を目指すこととしている。

歴史的資源の保護と積極的な活用について、基本目標1「自然との共生を図り、未来へつなぐまち」の施策の一つ「魅力ある歴史的資源の保存・活用・継承」として位置付けており、「地域の歴史や文化に誇りと愛着を持ち、伝統を守り、活かし、伝えられるよう、歴史的資源の適切な保存・活用を推進します。」を施策の方針としている。勝尾城筑紫氏遺跡保存整備事業は、その取り組みの一つとして位置付けられている。

## (2) 関連する諸計画との関係

## ○鳥栖基山都市計画(平成16年4月策定、佐賀県)

県が定める「都市計画区域マスタープラン」、長期的視点に立った都市の将来像を明確にす

るとともに、その実現に向けての大きな道筋を示すなど都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すため、佐賀県が定めたもの。

将来ビジョンの一つとして「豊かな自然的環境のもと歴史と文化を活かすまち」が掲げられている。九千部山や石谷山等の豊かな自然的環境を保全し、これをレクリエーション活動の場などに活かしたまちを目指し、また、歴史資源を活かしたまちを目指す。

基本的目標	方向性
豊かな自然的環境のもと 歴史と文化を活かすまち	○優れた自然・身近な自然の保全及び活用 九千部山や石谷山等の豊かな自然的環境を保全する。また、身近な自然と親しめる空間が多いため、自然を気軽に享受できるレクリエーションの場として活用を進め、身近な自然と都市的利便性が調和したまちづくりを進める。
	○歴史的・文化的資源の保全・整備と活用 基肆城跡、田代太田古墳、勝尾城筑紫氏遺跡等の貴重な遺跡の保護・整備を進め、その他史跡・文化財等の歴史的文化的資源を活用したまちづくりを進める。

#### ○鳥栖市都市計画マスタープラン（令和2年3月策定）

都市づくりの指針として、目指すべき都市像と取り組みの方向性を示し、市民、事業者等、行政がそれらを共有しながら実現していくことを目的としたもの。「都市と自然が調和し、人が輝く快適なまち」を将来都市像として掲げ、その実現のために目指すべき方向性として設定された四つの基本方針の一つに「自然と共生するまち」がある。この中で、自然・歴史・文化など地域資源の魅力を高め、広域的な観光交流を促進することがうたわれている。

基本方針	主な取り組み
方針3 自然と共生するまち	2. 自然・レクリエーションに関する方針 ②史跡等の整備・活用 勝尾城筑紫氏遺跡をはじめとする史跡・文化財の整備・保全に努めるとともに、他の観光資源と結びつけることで回遊性の向上を図ります。

#### ○鳥栖市森林整備計画（令和3年4月策定）

森林整備の基本方針では、森林のおかれている自然的、社会的、経済的諸条件を勘案の上、森林の有する機能ごとにその機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿のうち、勝尾城筑紫氏遺跡の整備に関連する事項は下表のとおりである。この機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとしている。

森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有し、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション機能の維持増進を図る施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等が存在する森林、又はこれらと一体的になり、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林

## ○第3次鳥栖市環境基本計画（令和4年3月策定）

鳥栖市環境基本条例の理念である「良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していく」ことを実現することを目的とした計画であり、「第7次鳥栖市総合計画」の基本目標の一つ、「1. 自然との共生を図り、未来へつなぐまち」と関連付けられている。

計画の目的を実現するための取り組みのうち、勝尾城筑紫氏遺跡の保存・整備に関連するものを掲載した。

取組の柱	取組の方向性	行政の取組
みどり・生き物を大切にする	山林・丘陵などの保全、自然環境と調和したコンパクトな市街地形成	○山林・丘陵などの自然環境を保全。
	自然や生き物に親しむ機会・場所・きっかけづくり	○市民のレクリエーションの拠点となる場の整備。
きれいな街なみをつくる	景観や街なみの保全に対する関心・理解度の向上	○市民が郷土の景観・街なみに対し、関心・愛着をもち理解を深められるよう、普及啓発を進める。 ○郷土の景観・街なみを、学校教育や観光振興の題材としても活用する。

## ○鳥栖市地域防災計画（令和6年3月策定）

本市の地域に係る防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これらの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、郷土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定された。

勝尾城筑紫氏遺跡の史跡指定区域の一部は、土砂災害警戒区域に指定されており、この計画の中で業務にあたる。

また、災害後の復旧・復興計画については、下記のとおり示されている。

第5編 災害復旧・復興計画 第1章 - 第3-2 文化財対策	<p>(1) 指定文化財の復旧 県（文化課）及び市（教育委員会）は、風水害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。</p> <p>(2) 埋蔵文化財の保護 県及び市は、復旧・復興を進めるにあたっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。 復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、市は、国や県・他市町に対し、人的・財政的支援を求める。</p>
-----------------------------------	--

## ○鳥栖市教育大綱（平成28年3月策定、令和3年8月改訂）

教育分野における最上位計画として「鳥栖市教育大綱」を策定している。歴史的資源の保存・活用・継承について、教育方針4「鳥栖の伝統・文化の未来への継承と情報発信」と位置付け

ており、その取り組みとして「市民が歴史や文化に触れ、身近に感じる機会を充実させながら、市民共有の財産としての伝統文化を保存・活用・継承」する、としている。

### (3) 史跡勝尾城筑紫氏遺跡保存管理計画

勝尾城筑紫氏遺跡の保護と史跡指定地内の土地所有及び土地利用との調整を明確化し、将来にわたり史跡の適切な保存・管理と整備・活用及び管理・運営を行うための指針を示す目的で、史跡勝尾城筑紫氏遺跡保存管理計画を平成20年3月に策定した。

現在、史跡の保存管理の方法や現状変更の取扱いなど、史跡の将来にわたる保護については、この計画で定めた指針・基準に基づき、史跡の適切な保存と管理運営を進めている。

この中で示されている保存管理の基本方針及び整備の基本的な考え方の概略は、以下のとおりである。

保存管理の基本方針	整備活用の基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>○城館遺構の恒久的な保存</li> <li>○史跡と自然の一体的な保全と、総合的な史跡環境の保存整備</li> <li>○住民の生産活動と防災面について配慮した史跡の保存</li> <li>○市民参加型の史跡の保存管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡の特性を活かした情報発信の機能と研究拠点としての性格を基調にした整備を目指す。</li> <li>○史跡と自然環境の保全を図り、地域の人々に親しまれ活用される整備を行う。</li> <li>○市民や来訪者が「遺跡と対話し、学び、遊ぶ」歴史体験型の整備を目指す。</li> <li>○市民が多様な立場から史跡の整備活用に参画し、自らが地域文化の担い手として文化を創造する空間としての整備を進める。</li> <li>○鳥栖市の「まちづくり」の核として、地域活性化にも資するような史跡の整備活用を目指す。</li> </ul>

### 3. 計画地の状況

#### 3-1 史跡の概要

勝尾城筑紫氏遺跡は、鳥栖市の北西部に所在する城山（標高 498m）の山頂と、南山麓の谷筋を中心に広がる、戦国時代の 15 世紀末から 16 世紀後半の約 90 年間にわたって筑紫氏が本拠とした城館跡である。本城の勝尾城跡及び鬼ヶ城跡、高取城跡、葛籠城跡、鏡城跡、若山砦跡、勝尾城東出城跡などの支城群と、当主の居館跡、家臣団屋敷跡、寺社跡、町屋跡の遺構、巨大な惣構などの空堀・土塁の遺構などが良好に残る。遺跡の規模は東西約 2.5km、南北約 2 km に及ぶ。

史跡指定申請は、平成17年に行ったが、本遺跡の保存すべき地区として史跡指定を計画していた範囲が広大であったことから、地権者の承諾を得られたところから適宜、申請を行うこととし、2回の追加指定を受けた。史跡指定の経緯及び理由は以下のとおりである。

#### (1) 経緯

名称	勝尾城筑紫氏遺跡
所在地	鳥栖市牛原町字東河内1402番ほか384筆等
指定年月日	平成18年1月26日（文部科学省告示第4号 史跡指定）
指定面積	1,377,670.84㎡
土地所有状況	公有地：241,022.53㎡ 民有地：1,136,648.31㎡
指定基準	二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

指定年月日	平成22年2月22日（文部科学省告示第18号 追加指定）
所在地	鳥栖市牛原町字東河内1445番1ほか167筆等
指定面積	614,610.30㎡
土地所有状況	公有地：83,753.52㎡ 民有地：530,856.78㎡

指定年月日	平成24年1月24日（文部科学省告示第11号 追加指定）
所在地	鳥栖市牛原町字宮西1054番1ほか257筆等
指定面積	312,554.12㎡
土地所有状況	公有地：45,497.63㎡ 民有地：267,056.49㎡

史跡指定総面積 計2,304,835.26㎡

#### (2) 指定の概要

①平成18年の史跡指定時の説明文を、以下に転載する。（『月刊文化財』平成18年2月号）

勝尾城筑紫氏遺跡は、鳥栖市の北西部に所在する標高501.3mの城山の山頂と山麓の谷筋を中心に広がる戦国時代後期の筑紫氏の城下町を含む城館群である。肥前の最東部に所在する当地域一帯は、北、東、南の三方を筑前・筑後に接し、古代以来九州の東西・南北の交通の要となった地である。

勝尾城は、応永30年（1423）に、少弐氏に追われた九州探題渋川氏がこの城に逃げ込んだとされるが、支配の拠点として整備したのは筑紫氏である。筑紫氏は、少弐氏から分流した武士とされ、明応年間（1492～1501）には当城に入ったとされる。その後、筑紫氏は、大内氏、龍

造寺氏、大友氏、秋月氏らと同盟あるいは敵対し、めまぐるしく活動する。戦国末期の筑紫広門のときには筑前・肥前・筑後国の九郡にまたがる所領を持ったとされる。天正14年(1586)7月に島津氏に攻められ勝尾城は落城し、翌15年7月に豊臣秀吉の九州国割により広門は筑後国上妻郡に転封された。その後、城は廃城となり、城郭は山林に、城下は田畑となり、良好な状態で保存されている。

この遺跡に最初に注目したのは松尾禎作で『佐賀縣史蹟名勝天然記念物調査報告書』第四輯(昭和9年、佐賀縣史蹟名勝天然記念物調査會刊)に所載の「吉野室町戦国時代及附近史蹟」において、館、城郭、寺社、空堀、土塁など大規模な城館跡が存在することを明らかにした。その後、昭和63年の鳥栖市教育委員会による発掘調査で町屋跡が確認され、その成果等により遺跡の評価が進められ、平成7年度から鳥栖市教育委員会による計画的な発掘調査が実施されている。

遺跡は、東西約2.5km、南北約2kmに及び、15世紀末から16世紀後半の約90年間にわたって営まれた城館跡であり、勝尾本城と鬼が城、高取城、葛籠城、鏡城などの支城と、館跡、家臣団屋敷跡、寺社跡、町屋跡などとともに巨大な惣構の堀を有している。

発掘調査の結果、遺跡の全体構造が明らかになりつつある。勝尾本城跡は、標高約500mの城山山頂に位置し、遺構の規模は現在東西約300m、南北約250mを測る。主郭を中心とする部分は、土づくりの構造で、東側の部分は連続する小規模な石材を積み上げた石垣墨線と横堀が見られ、ここには横堀底の入り込む内枘形の虎口が取り付く。また、勝尾本城跡南山麓に所在する館跡からは多量の瓦を伴う建物跡と庭園跡が確認され、五つの支城に防備され、挟まれた谷部には城下町が配置されている。城下町は、長大な堀と土塁により大きく四つの空間に分けられる。この空間は館→家臣団屋敷→町屋という順に配置され、道によってつながっている。勝尾城登城道と呼ばれる長さ200mの直線道路の両側に並ぶ町屋跡からは間口4m、奥行き12m内外の短冊形の建物跡が片側40軒ずつ確認されている。また、道と建物跡との間に無遺構部分があり、軒先を利用した市の存在が想定されている。

空堀は、町屋跡がある空間の外側の石張り土塁を備えた深さ約3m、幅約10mのものが最大で、葛籠城南側の堀は、幅約4m、深さ約3m、現在残存長550mを測る長大なものである。

出土した遺物は多量であるが、輸入陶磁器、国内産陶器、瓦器、土師器、瓦、中国銭などが中心であり、陶磁器の時期は16世紀前半から後半で、主体は16世紀後半であることから、遺跡の存続時期と一致する。

なお、この遺跡については、福岡市博物館所蔵の『筑紫家文書』に「肥前州基肄郡勝尾山筑紫広門公城跡之図」が残されており、図と現地とがよく照合できる遺跡でもある。

このように調査の結果、遺跡は、勝尾本城跡の特色のある縄張りや館跡、家臣団屋敷跡、町屋跡等の遺構、巨大な惣構の堀や空間を画する長大な堀の遺構などが良好に残されていること、出土遺物からも16世紀後半の時期であることが確定できた。このことから、勝尾城筑紫氏遺跡は、保存状態が非常に良好で、戦国期の城下町の様子をよく知ることができる遺跡であることが確認された。よって、わが国の戦国末期の有力国人領主の城下町の在り方、ひいては戦国期の歴史を考えるうえで貴重であり、史跡として指定し保護しようとするものである。

②平成22年の追加指定時の説明を、以下に転載する。(『月刊文化財』平成22年2月号)

勝尾城筑紫氏遺跡は、鳥栖市北西部に所在する標高501m余の城山とその山麓の谷筋を中心に広がる戦国時代後期の筑紫氏の城下町を含む城館群である。この地は、筑前、筑後に接する交通の要地である。筑紫氏は、少弐氏から分かれたとされる武士で、明応年間(1492~1501)

に当城に入ったとされる。そのあと、筑紫氏は、周辺の戦国大名と同盟或いは敵対し、めまぐるしく活動するが、天正14年（1586）、島津氏に攻められ落城する。翌15年には筑紫氏は、豊臣秀吉により転封され、当城は廃城となった。平成7年からの鳥栖市教育委員会による発掘調査の実施によって、遺跡の全体構造が明らかになった。勝尾本城は、城山山頂にあり、東西約300m、南北約250mを測り、東側には小規模な石材を積み上げた石垣墨線と横堀が見られる。また、南山麓には瓦葺の建物と庭園を伴う館跡が所在し、五つの支城に防備された谷部には城下町が配置されていた。城下町は、長大な堀と土塁によって画された四つの空間があり、それぞれ家臣団屋敷跡、寺社、町屋跡などが所在する。調査の結果、出土した遺物は、輸入陶磁器、国内産陶器、瓦器、瓦などであり、陶磁器の時期は16世紀後半を主体とする。当城跡には、江戸期に描かれた「肥前州基肄郡勝尾山筑紫広門公城跡之図」が残されており、現地とよく照合できる。このように、本遺跡は戦国期における城下町の様子をよく表しており、保存状態が良好であり、戦国期の歴史を考えるうえで重要であることから、平成18年に史跡に指定された。

今回、条件の整った館跡後背部、勝尾城跡後背部、家臣団屋敷跡、高取城跡周辺部等について追加指定し、保護の万全を図るものである。

③平成24年の追加指定時の説明を、以下に転載する。（『月刊文化財』平成24年1月号）

勝尾城筑紫氏遺跡は、鳥栖市北西部に所在する標高501mあまりの城山とその山麓の谷筋を中心に広がる戦国時代後期の筑紫氏の城下町を含む城館群である。この地は、筑前・筑後に接する交通の要地である。筑紫氏は、少弐氏から分かれたとされ、明応年間（1492～1501）に当城に入ったとされる。その後、筑紫氏は、周辺の戦国大名と同盟或いは敵対し、めまぐるしく活動するが、天正14年（1586）島津氏に攻められ落城する。翌15年、豊臣秀吉により筑紫氏は転封、当城は廃城となった。鳥栖市教育委員会は平成7年から発掘調査を行い、遺跡の全体構造を明らかにした。城山山頂にある勝尾本城は、東西約300m、南北約250mの規模で、東側には小規模な石材を積み上げた石垣墨線と横堀がある。南山麓には瓦葺の建物と庭園を伴う館跡が所在し、五つの支城によって防備された谷部には城下町が配置されていた。城下町には、長大な堀と土塁によって画された四つの空間があり、それぞれ家臣団屋敷跡、寺社、町屋跡等が所在する。出土遺物は、輸入陶磁器、国内産陶器、瓦器、瓦等であり、陶磁器の時期は16世紀後半を主体とする。このように、本遺跡は戦国期における城下町を含む城館遺跡として保存状態が良好であり、戦国期の歴史を考える上で重要であることから、平成18年に史跡に指定された。

今回、条件の整った惣構え地区、新町町屋跡地区、鏡城跡地区、高取城跡西方、勝尾城東麓斜面および葛籠城西側曲輪の一部を追加指定し、保護の万全を図るものである。



## 3-2 勝尾城と筑紫氏の歴史について（文献資料からみて）

勝尾城と筑紫氏について、史跡指定説明を前項に転載したが、その後の文献資料の調査・研究により明らかになった筑紫氏の動向について記し、前項の補足とする。

勝尾城主筑紫氏の出自については諸説あり、江戸時代以降、公的には武藤氏の一門と考えられているが、江戸時代初期には嫡流子孫でさえも自家の出自を見失っている。武藤氏は鎌倉時代に鎮西奉行として関東から下向し、筑前・肥前・豊前・壱岐・対馬等の守護を務め、大宰府を掌握し大宰少弐の官職を兼ねたことにより、一般には少弐氏と通称されている（以下、少弐氏と記述）。少弐氏は九州探題・周防大内氏等と北部九州の覇権をかけて争い、戦国時代中期（16世紀中頃）まで存続する。筑紫氏の存在を示す史料の初見は応永7年（1400）で、少弐氏の家臣として登場する。筑紫氏は、応永7年以前には既に存在し、系図類を整合的に考えると、筑紫氏は少弐氏の直系の子孫というよりは、むしろ姻戚関係を通して少弐氏と縁を結ぶことによってその一門に列し、少弐氏の有力家臣となった、と推定することができる。

勝尾城のある肥前東部は15世紀代を通じ渋川氏の勢力基盤であり、筑紫氏は少弐氏の尖兵として渋川氏と戦うなかで、この肥前東部に関わりをもつようになった。その後、渋川氏に替わり肥前東部を掌握した少弐氏も、明応6年（1497）に大内氏との抗争に敗れ没落する。この頃を境に、少弐氏の有力家臣であった筑紫満門が離反し、少弐氏の敵方である大内氏に服属する。筑紫氏が勝尾城に入部するのはこの頃である。

筑紫満門は大内氏の麾下に転じたが、その後も少弐氏に仕えた筑紫氏が存在した。すなわち、筑紫氏は分裂状態となったのである。系図上は、筑紫氏の家督は満門－秀門－正門－惟門－広門と、5代にわたり相続されたことになっているが、正門・惟門は少弐方であり、大内方の満門・秀門系統と敵対関係にあったので、系図をそのまま信用することはできない。少弐氏に従った正門は、基肄郡宮雄城を拠点とした。惟門も家督相続後、しばらくは少弐冬尚を支える国衆の一人であったが、天文18年（1549）以前に大内方に転じている。

こうした筑紫氏内部の権力闘争や分裂は、1550年代の北部九州一帯に及んだ戦乱の過程で淘汰され解消されていく。天文20年（1551）大内義隆が家臣の陶晴賢の謀反により自刃し、晴賢が擁立した大内義長（大友義鎮弟）も弘治3年（1557）に毛利元就に滅ぼされ、大内氏は滅亡した。これを契機に北部九州は争乱状態となったが、永禄2年（1559）までに大友義鎮（宗麟）が軍事的に制圧し政治的安定を取り戻す。この時期の動乱は、筑紫氏の動向についても重要な転機となった。北部九州を席卷する大友氏と対立した惟門は、弘治3年8月に大友氏に攻められ一旦没落し、永禄2年（1559）2月に再挙して博多を襲撃し、一時博多周辺を占拠するが、結局は7月初めに大友方の龍造寺隆信・神代勝利に敗れ再び没落した。翌年、惟門は大友氏から筑前五ヶ山に蟄居させられた。

惟門の没落後、大友義鎮は惟門の庶兄である草野真（信）清を宮雄城督に任命し筑紫家の家名存続を許した。宮雄城はかつて少弐氏方の正門が拠点とした城である。しかし、永禄2年9月、一門の筑紫長門入道等が草野真（信）清を駆逐して筑紫家の主導権を握り、大友氏から筑紫家の再興を追認され、広門を当主として擁立した。ここに長らく分裂・対立してきた筑紫氏は、大友氏の力を背景に広門を擁立した一派により統一されることになった。広門は元服に際して、筑紫氏の通字「門」を使用せず大友義鎮の偏諱を得て「鎮恒」と称し、また、室に大友氏の家臣斎藤鎮実の妹を迎えたように、歴代当主の中でもっとも大友氏への従属度が高い。永禄5年～12年（1562～1569）の間、前後2度にわたる毛利氏の九州進出により再び戦乱が激化するが、広門は終始大友氏に属したため、勝尾城は大友方の重要な戦略拠点となった。

天正6年(1578)11月、大友氏が日向耳川の戦いで島津氏に大敗すると、龍造寺隆信が大友氏の領国を席卷し、筑後・肥後・筑前に進出した。ここに至り九州の政治状況は、はじめて大友・島津・龍造寺3氏の鼎立状態となった。広門は嗣立時から一貫して大友氏に属してきたが、大友氏の弱体化を機に離反し、自立した。翌天正7年(1579)正月には、早くも秋月種実と連合して大友氏の岩屋城を攻撃している。一方で、急速に勢力を拡大した龍造寺隆信とは、天正8年(1580)4月に起請文を送り同盟関係を結んでいる。広門は、筑前・肥前・筑後国の九郡に散在して所領を有していた。

天正12年(1584)3月、肥前沖田畷の戦で龍造寺隆信が島津・有馬軍に敗れ戦死する。翌天正13年(1585)から肥後八代を拠点に島津氏の北上が開始されると、広門は龍造寺政家・秋月種実と盟約し、島津氏に好を通じた。同年9月、広門は高橋紹運の留守について宝満山城を奪取したが、天正14年(1586)3月には島津氏の人質要求を拒否し、大友氏と同盟した。次いで4月、高橋紹運の息統増に娘菊子を娶せ、宝満山城を返還した。

これにより島津氏の攻撃を受けることになり、7月6日、麓の下柵を破られ、11日に勝尾城は陥落した。広門は筑後大善寺に幽閉されたが、脱出し、8月27日に筑前五ヶ山の一ノ岳城を、翌28日には勝尾城を奪回している。この頃、豊臣秀吉が九州平定の軍を派遣し、広門は島津氏攻めに従軍した。戦後の秀吉による九州国分により、広門は筑後国上妻郡を与えられ、勝尾城を離れた。

豊臣政権下、筑紫広門は、2度にわたって朝鮮の役に出陣するなど、豊臣大名としての勤めを果たした。しかし、息子の主水正広門(茂成)が慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いでは西軍に属して大津城攻めなどに参加したことにより、戦後処置で筑紫氏は改易となった。

広門は肥後加藤家さらには豊前小倉の細川家の庇護を受けて晩年を過ごし、元和9年(1623)8月、小倉において没した。その後、寛永4年(1627)になって、筑紫氏宗家は細川忠興・忠利父子の尽力により、嫡男主水正広門(前名:茂成)が幕府より召しだされ、知行3千石の大身旗本として再興を果たした。また、一族は肥後細川氏、筑前黒田氏、筑後柳川立花氏等に仕えた。

#### 【参考文献】

堀本一繁 2003「勝尾城主筑紫氏に関する基礎的考察」『勝尾城下町遺跡保存整備基本計画書』

堀本一繁 2007「戦国期北部九州の政治動向と筑紫氏・勝尾城」『海路』5号

堀本一繁 2019「勝尾城主筑紫氏の政治的地位」『勝尾城筑紫氏遺跡と九州の史跡整備』岩田書院ブックレットH28

### 3-3 発掘調査の概要

勝尾城筑紫氏遺跡の具体像が明らかになったのは近年のことである。平成元年度の鳥栖市教育委員会による山浦新町遺跡の調査を契機として、平成7年度から16年度にかけて重要遺跡確認調査を実施した結果、単に山城だけではなく家臣団屋敷跡、町屋跡、寺社跡など、戦国時代の城下町跡が良好な状態で残されていることを確認した。

また、平成26年以降は、葛籠城跡地区と筑紫氏館跡地区において、それまで未調査であった地点の内容を把握するために確認調査を実施した。

なお、指定説明で表記されている「勝尾本城跡」は「勝尾城跡」、「鬼が城」は「鬼ヶ城」と表記する。

## (1) 調査履歴

調査年	調査主体	調査対象地	関連報告書	
平成元	鳥栖市 教育委員会	惣構周辺地区 新町町屋跡地区	『山浦新町遺跡』1996 鳥栖市教育委員会	
3		葛籠城跡地区	『鳥栖市文化財年報』2011 年度版 2013 鳥栖市教育委員会	
7		筑紫氏館跡地区、伝春門屋敷地区 伝全慶寺跡地区	『勝尾城下町遺跡』1999 鳥栖市教育委員会 第 57 集	
8		葛籠城跡地区		
9		四阿屋神社周辺地区 伝春門屋敷東地区 伝全慶寺跡東地区		
11		筑紫氏館跡地区（第2次）		
12		勝尾城跡北側地区		
13		若山砦跡地区・鬼ヶ城跡縁辺地区	『勝尾城筑紫氏遺跡』2006 鳥栖市教育委員会第 78 集	
14		勝尾城跡北斜面地区		
15		勝尾城跡地区・鬼ヶ城跡地区		
16		葛籠城跡地区・高取城跡地区・鏡城跡地区		
18～19		佐賀県 教育委員会	惣構周辺地区	『勝尾城下町遺跡』2008 佐賀県教育委員会
24		鳥栖市 教育委員会	四阿屋神社周辺 葛籠城跡周辺	『鳥栖市文化財年報』2012 年度版 2014 鳥栖市教育委員会
26	勝尾城跡北斜面地区		『鳥栖市文化財年報』2015 年度版 2017 鳥栖市教育委員会	
27	葛籠城跡地区（主郭南東谷部）		『勝尾城筑紫氏遺跡』2017 鳥栖市教育委員会第 88 集	
令和2	葛籠城跡地区（主郭南東谷部）		『勝尾城筑紫氏遺跡』2025 鳥栖市教育委員会第 101 集	
3	葛籠城跡地区（主郭南東谷部から空堀）			
4	筑紫氏館跡地区（館跡主要部南東部）			
5	筑紫氏館跡地区（館跡主要部南東部）			

※平成24年～令和5年の発掘調査が、平成24年度計画の改訂内容に該当。

## (2) 葛籠城跡

葛籠城跡は、勝尾城筑紫氏遺跡の谷の出入口にあたる低丘陵に立地し、丘陵の最高所に築かれた土塁と空堀に囲まれた半円形の主郭と約700mの長大な空堀を特徴とする。眼下には「登城道」に沿って造られた町屋跡と惣構の空堀跡を見ることができる。

幕末に秋月藩士の大倉種周が描いた『肥前国基肄郡瓦門戦地之図』（国立公文書館）にも描かれており、「ツブラ古城」と注記されている。

表出する遺構の内容と分布を把握するため、平成8年度（1996）、16年度（2004）、26、27年度（2014、2015）、令和2、3年度（2020、2021）にトレンチによる確認調査を実施した。

平成8年度、16年度の調査では、主郭が切土と盛土によって成形されていること、主郭の周囲を二重に囲む空堀のうち外側の空堀は、断面逆台形で、現況で約0.7m埋没し、その外側に盛土を施して土塁を築造していること、南西に開く虎口は、空堀を掘削する際に地山を掘り残していることを確認した。

また、葛籠城跡の特徴の一つである2条の空堀は、葛籠城跡の西側に隣接する高取城跡の山腹から主郭を取り囲みながら丘陵の尾根沿いに東西に延びている。南側の空堀の規模はすでに述べたが、北側の空堀は、断面V字形で、現況で約1.8m埋没し、深さは最深部で約7mとなる。内側の土塁は、旧表土から盛土が行われていることを確認した。

主郭南東谷部の現状では空堀・土塁がみられないが、発掘調査によって堀と土塁が埋没している状況を確認し、空堀は切れ目なく続いていることが明らかになった。

主郭西側の屋敷跡Hには、段々状の平場に重複して空堀が掘削されている。段々状の平場では石列を検出し、これによって区画され、区画の間は通路として使用されていたことが推測されている。平場では、土師器の播鉢、土鍋、皿、瓦質土器の火舎、青花の皿、鉄片などとともに、16世紀前半～中頃と16世紀後半の青花の皿片が出土している。葛籠城跡全体では16世紀後半の資料が大半を占める中で、葛籠城の築城時期を示すものである。

平成24年度に行った確認調査は、下水道の埋設の事前調査で、葛籠城跡の空堀の東側の延長を確認した。調査地点は、空堀の東端から約80mにあたりで、さらに東側に流れる安良川まで延びる可能性があり、これにより長さは約700mとなる。

平成26～27年度・令和2～3年度の調査は、主郭南東谷部を中心に実施した。南側の空堀で、城域への出入口の一つとなる土橋跡を検出した。土橋は、堀を掘削する際に掘り残して地山を成形し、石積みで補強している。また、土橋付近の空堀の底面からは16世紀後半の土師器皿が出土し、空堀を掘削した時期を知る手がかりとなった。この空堀の北側土塁上では、長辺0.5mほどの扁平な石が一定間隔で並んだ状態や、土塁線とほぼ並行する小穴を検出し、柵列が設けられていたと考えられる。土橋と土塁の周辺は、かつて、湧水と周囲の雨水が流れ込んでできた湿地帯になっており、柵列とあわせ、敵の侵入を防備する役割を担っていたものと推測される。

土橋東側の丘陵の斜面では、不規則であるが階段状に硬化面を検出しており、空堀を土橋で渡った通路が東側の丘陵の上っていた状況が判明した。さらに、その丘陵の緩やかな尾根を北に向かう硬化面も検出しており、土橋から続く一連の通路の可能性もある。これらにより、葛籠城の虎口（出入口）と、その周辺の防御構造が明らかになり、葛籠城跡の構造を解明する手が

表3 葛籠城跡地区の発掘調査の成果

区画	位置	遺構	遺物	遺物から見た時期	調査年度
主郭	頂上部周辺	土塁、空堀、切岸、虎口	土師器		平成16年度
空堀周辺(東)	主郭東	空堀、土塁、畝状空堀、通路			平成16年度
屋敷跡G	主郭西	柱穴	青花、土師器		平成8年度
屋敷跡H	主郭西	空堀、土塁、石列、石積	土師器(播鉢、土鍋、皿)、瓦質火舎、青花、鉄片	16世紀前半～中ごろ	平成8年度
主郭南東谷部	主郭南東	空堀、土塁、土橋、通路	土師器(皿)、鉄器	16世紀後半	平成26、27年度 令和2、3年度

※平成24、26、27年度、令和2、3年の発掘調査が、平成24年度計画の改訂内容に該当。

かりとなった。

また、葛籠城跡の東部にあり、2条の空堀を遮断して南北に貫く直線道は、「養父郡東部図」(享和元年、佐賀県立図書館蔵)に描かれており、江戸時代に土塁を掘削し、堀を埋めた可能性が指摘されていた。この直線道と南側空堀が交差する地点で堆積状況を確認したところ、空堀を埋めて道とした可能性が高まった。

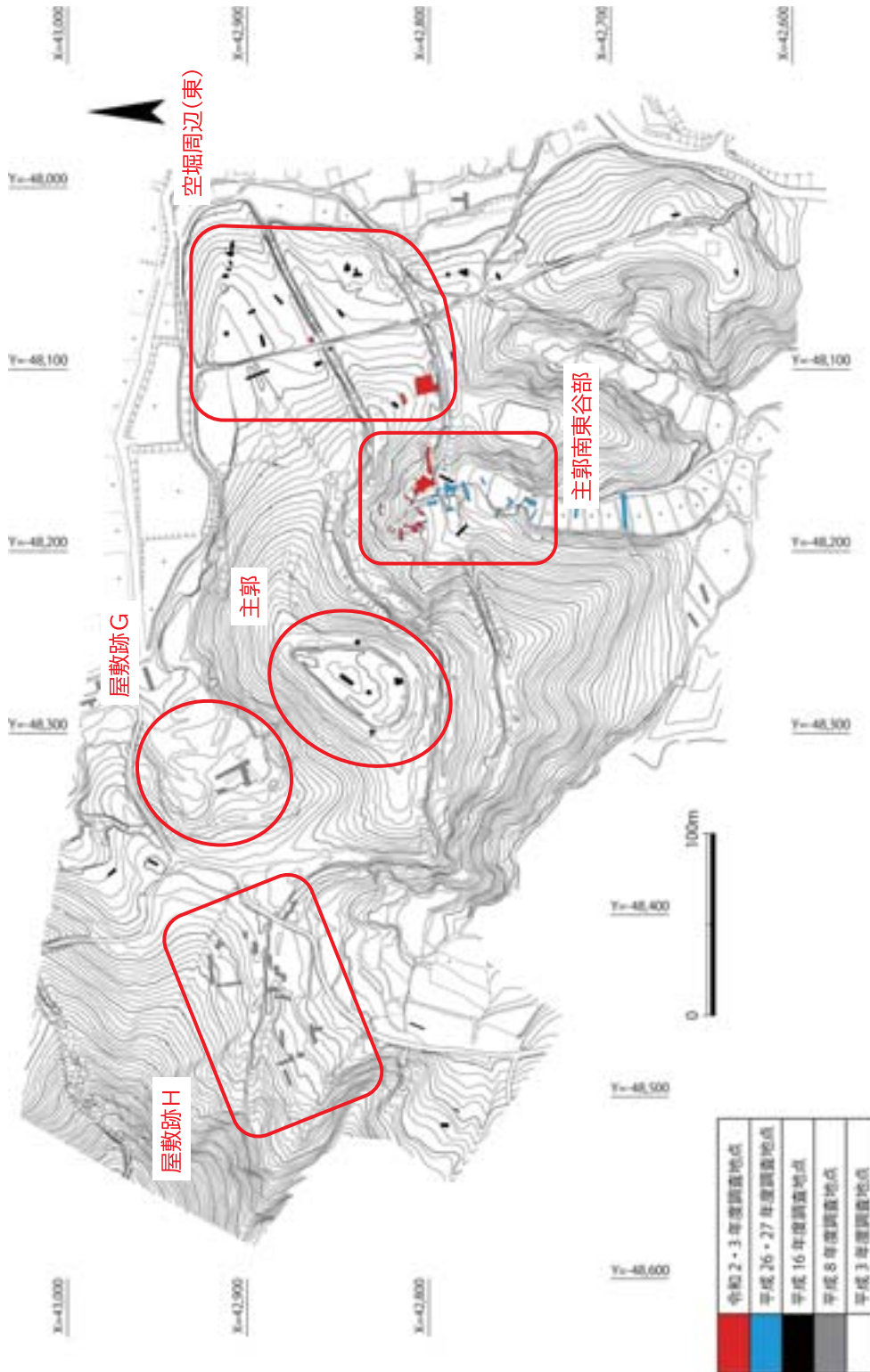


図11 葛籠城跡地区トレンチ配置図

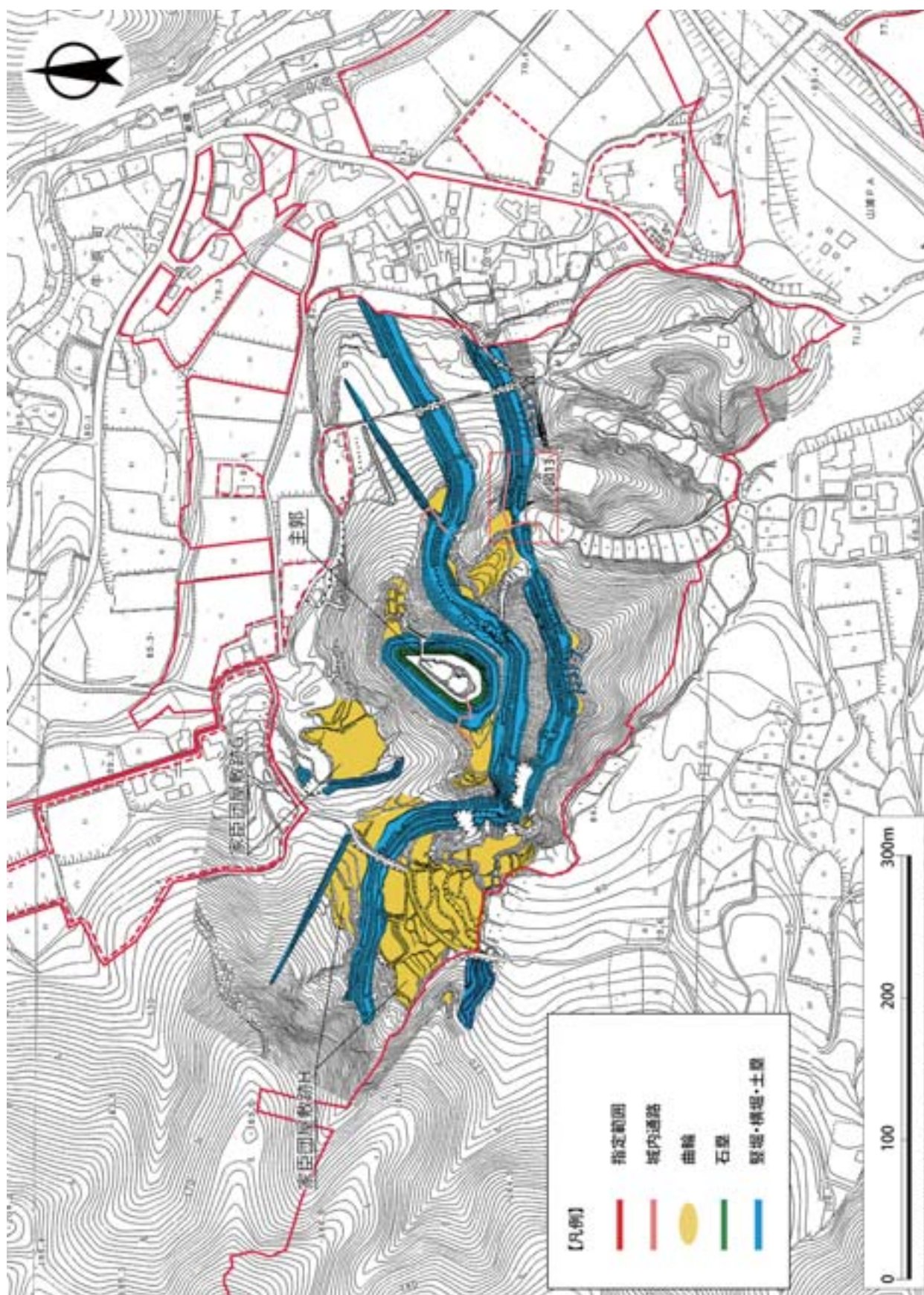


図12 葛籠城跡地区遺構想定図

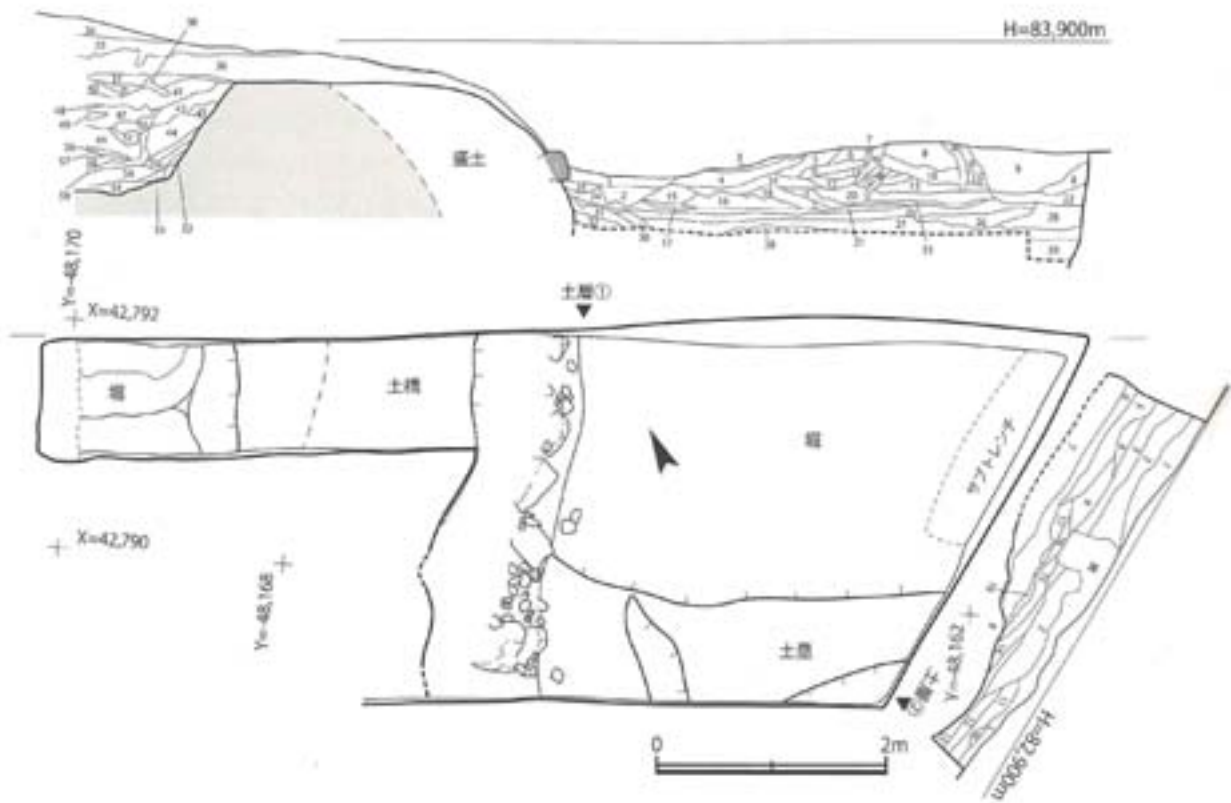
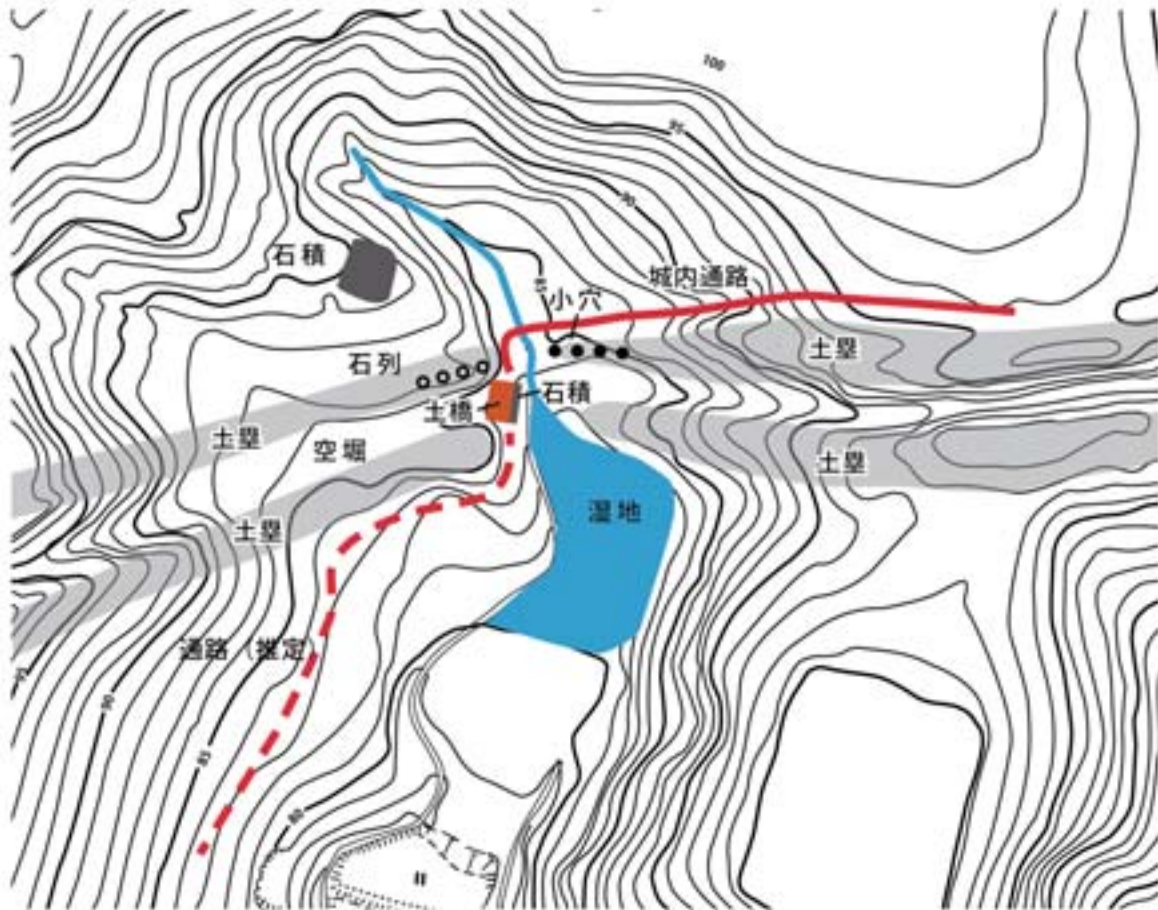


図13 土橋周辺の発掘調査成果図

### (3) 筑紫氏館跡

筑紫氏館跡は、河内川が形成する谷奥、左岸の標高200～230mに立地し、勝尾城の南斜面の山裾に位置する。古くから「オタチ（お館）」と呼ばれていたところで、山裾に約5,000㎡の平場を中心に、前面と背面および東側に段々に連なる平場が付随する。全体規模は、南北約140m、東西約90mのおおよそ方形のプランである。

地表面観察によって館跡前面の切岸に石垣があり、その一部に枳形状の虎口の石積み、館跡から前面に延びる石積み列、さらに全体を外囲いするような石積み列の一部が視認されている。

確認調査は、平成7年度（1995）、11年度（1999）、令和4、5年度（2022、2023）に行い、平成7、11年度は、石積みの時期の確定と、館本体とそれ付随する平場面の状態を把握することを目的とし、令和4、5年度は、館の東を通る登山道の東側に展開する平場面の状況を把握することを目的とした。

平成7、11年度の調査は、館主要部、館背面、館前面となる主要部南側の平場を対象とした。

館主要部では、石列や柱穴、礎石、焼けた土壁、焼土、炭化物を検出し、石列で区画して建てられた建物が焼失した状況が確認された。また、東側では、山裾に沿って、底から約1mの高さで5段の石積みを確認された深さ約1.2mの土坑を検出した。下層に砂質土や砂の堆積が見られることや石積みの状況から苑池の可能性がある。南には、館に伴うとみられる枳形状の虎口と石段を確認した。館上面と南側の斜面地には約2mの比高差があり、8mの長さのトレンチを設定し、8段の石段を確認した。

遺物は、土師器皿、鉢・火鉢・播鉢などの瓦質土器、甕・壺・播鉢などの国内産陶器、壺・皿・碗・瓶などの輸入陶磁器のほか、石製品として石臼・硯、金属器として小柄の柄・飾り金具・刀、木製品では漆塗り椀、大量の瓦や中国銭が出土している。輸入陶磁器の瓶、硯、刀装具、漆塗り椀、中国銭などの遺物は、他の城跡や屋敷跡では出土しておらず、ここが城主の館という他地点とは異なる性格の場所であったことを示している。

主要部の中央付近では礎石が出土しており、周囲の掘立柱建物とは異なる性格の建物の存在が推測され、主殿の可能性がある。ここを中心に東西で遺物の出土状況が異なり、西側では灯明皿、塩壺、中国銭が出土しているのに対し、東側では土師器皿の出土比率が高く、瓦も大量に出土している。さらに東には、先述した池の存在が予測され、そこから大量の瓦が出土している。これらの状況から、主殿の西側には台所的な性格の建物、東側には瓦葺の会所的な建物と庭園の存在が推定される。

なお、館主要部東側では大量の土砂で埋没している状況が確認され、山からの土砂が豪雨によって南麓の山裾にたびたび流入していたことを示している。

館主要部に付随した背面と前面には段々状の平場がつくられている。背面となる北側の平場は、主要部との比高差が約4mあり、主要部を見下ろすような位置関係にある。ここでも焼けた壁土、柱穴などが検出され、館施設に伴う建物があったと考えられる。

館主要部の前面となる南側では、館跡の切岸下から南へ延びる石積み列とそれに直行する石積み列を検出した。平場を外郭とする外囲いの石積み列が巡らされ、その内部の平場は、館本体の基部から南北に延びる石積み列によって約30m間隔で区切られている様相が明らかになり、館一帯が規格的に造られていることを示している。

館主要部の南東を通る旧登山道は、虎口付近を経由することから、「登城道」に比定されている。令和4、5年度の調査では、旧登山道の東側に所在する段々状の平場の状況や、旧登山道を市道からやや上った地点に所在する土塁状の地形で登城道と分岐する通路状の地形の状況、その周辺の平場の性格を把握するために確認調査を実施した。

旧登山道東の平場では、戦国時代の硬化面や石積みを検出し、その規模は不明ながら現況から小規模な曲輪群であることが推定され、枡形状虎口外側の防備の役割を担った平場であることが推測される。また、市道から旧登山道をやや上った地点の土塁状の一部を調査し、二段積みみの石積みとそれに連なる硬化面を検出し、戦国期の通路であることが判明した。これは、館主要部に至る経路とは異なる通路であることが明らかとなったが、その先の経路は明らかではない。

また、館主要部の東南東約60mの地点に、現況で東西約20m、南北約10mの長方形の広い平場が所在する。調査では、現地表面約20cm下より整地された硬化面が検出され、その下層から戦国期の大量の瓦が敷き詰められた状態で出土した。しかし、部分的な調査のため礎石や柱穴等の建物に伴う遺構は確認されなかったことから、現時点では勝尾城時代の遺構とは判断できなかった。

さらに、上記の瓦出土地点の西側約5mからも瓦が多く出土したが、上部から土砂と共に流れ込んで堆積した状況であった。

上記の瓦出土地点は、いずれも平成11年度の発掘調査で大量の瓦が出土した地点の下段にあたり、出土した瓦は同時期のものであることから、館主要部の東に所在したとされる建物の瓦が豪雨等の影響で流れ落ちてきた可能性が高い。

表4 筑紫氏館跡地区の発掘調査成果

区画	位置	遺構	遺物	遺物から見た時期	調査年
館 主要部	主要部	土塁、空堀、切岸、虎口	青花、白磁、土師器、瓦、土鈴、硯、刀装具等	16世紀後半	平成7、11年度
南側 平坦地	主要部南	石列	青花、白磁、土師器	16世紀後半	平成7、11年度
主要部 背面	主要部北	柱穴、焼けた土壁	青花、土師器	16世紀後半	平成7、11年度
旧登山道 東	主要部南東	石垣、通路、溝状遺構	青花、白磁、陶器、土師器、瓦	16世紀代	令和4、5年度

※令和4・5年の発掘調査が、平成24年度計画の改訂内容に該当。

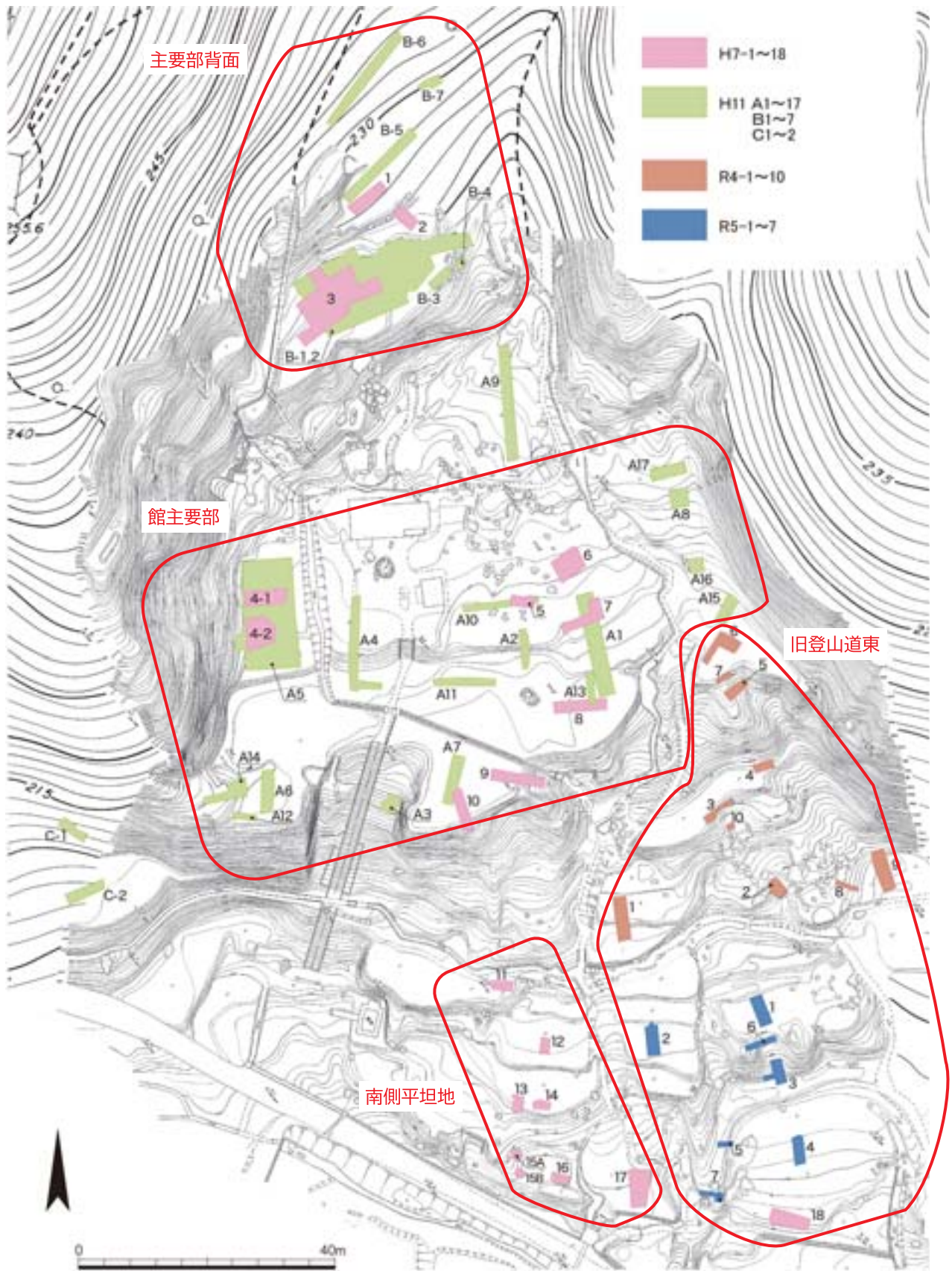


図14 筑紫氏館跡地区トレンチ配置図

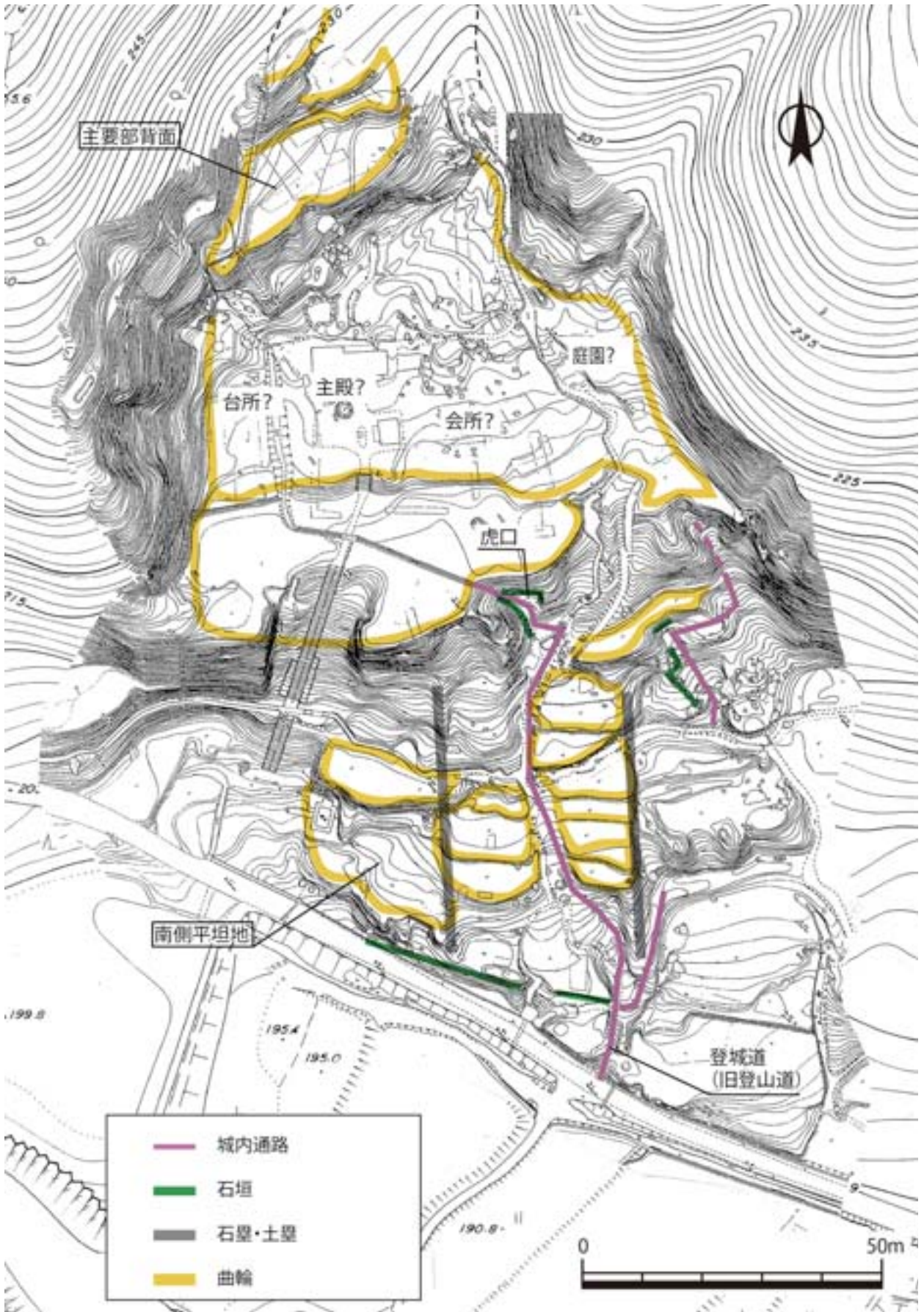


図15 筑紫氏館跡地区遺構想定図

## (4) 勝尾城跡

勝尾城跡は、勝尾城筑紫氏遺跡の最高所となる標高498mの城山山頂に位置する。その範囲は、東西約460m、南北約440mである（佐賀県文化財調査報告書第201集）。主郭と主郭から派生する東の尾根の伝二ノ丸、南の尾根の大手曲輪の3か所の曲輪によって構成されており、それぞれの曲輪には土塁、石積み、横堀等の城郭遺構が表出している。伝二ノ丸には、搦め手口の石垣まで約100mに及ぶ石垣が表出しており、北の搦め手口から東側にかけての防衛ラインを構成する様相が見られる。またここには、枡形虎口がつくられている。主郭から南に突き出した尾根には伝物見岩があり、城域と市街地を眺望することができる。搦め手には、「城道」と伝えられる道が旧貝方集落まで続く。

勝尾城跡地区では、平成12、14、15、26年度（2000、2002、2003、2014）に遺跡の内容確認と存続時期の確定のため確認調査を実施した。

主郭では、整地面に置かれた礎石や同じ曲輪の西側で南北約12.1m、東西約5.8m以上の規模の石敷き遺構を確認し、建物があつたことが想定される。主郭の東側には石段を伴う虎口を確認し、南西下と東下で横堀を確認した。北下にも横堀と推定できるくぼみがあり、主郭の東・北・西を囲む空堀ラインが推定できる。出土遺物は、青花碗、皿、白磁を中心とした磁器類、鉢、湯釜等の瓦質土器、陶器、土師器皿、瓦など16世紀後半を主体とした遺物が出土し、勝尾城跡地区の出土遺物の大半を占める。

大手曲輪では、石積みの虎口に取り付く通路で、こぶし大の石を敷き詰めた状況を確認した。

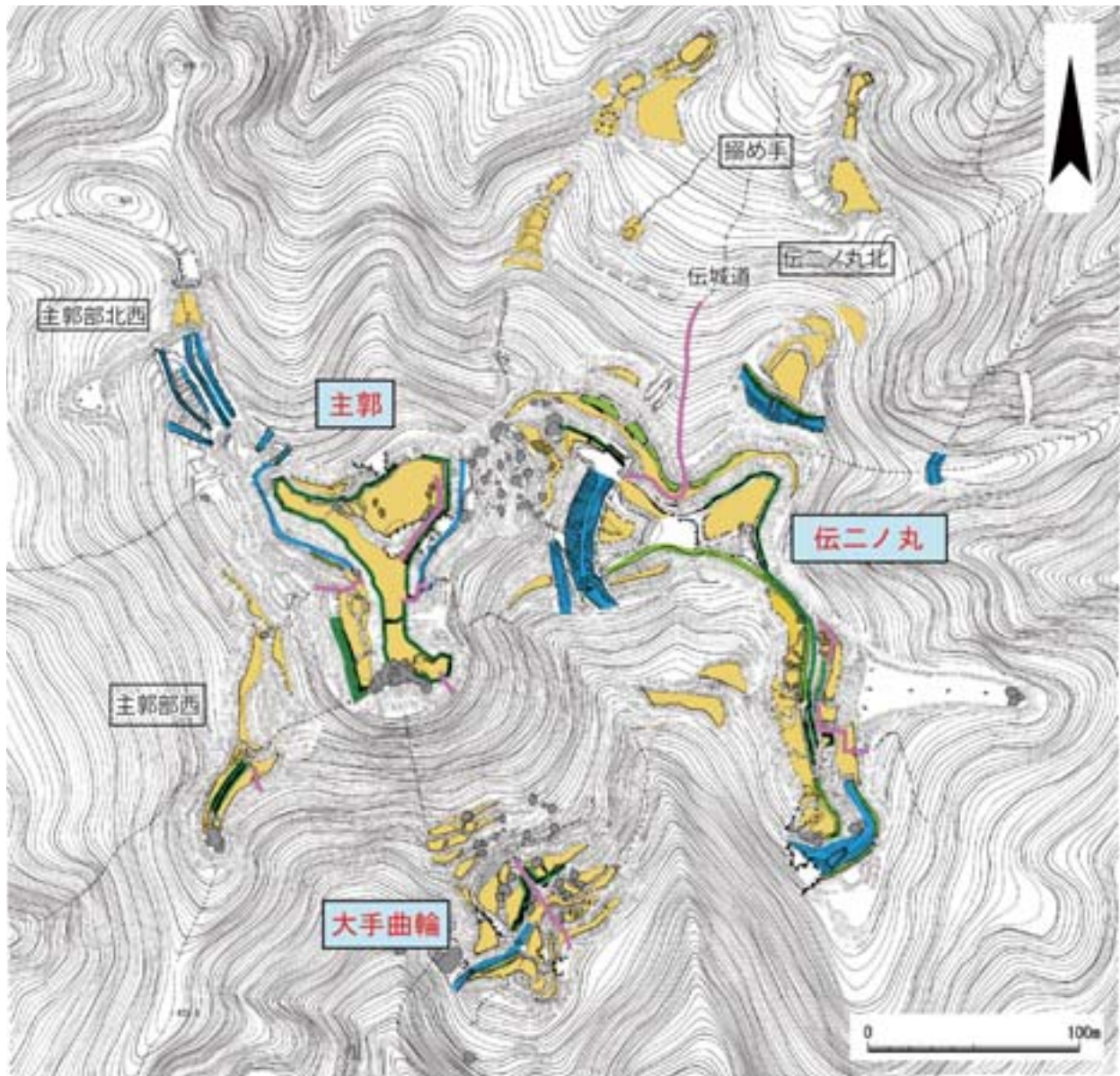
勝尾城跡地区では、上述の曲輪だけではなく周辺部においても曲輪や縦堀をつくるなど広範囲な城域として活用していたことが明らかになっている。

平成26年度の調査は、勝尾城の搦め手方面の「城道」の伝承地を対象とした。調査では東西に延びる土塁の開口部に礫群が散在していることや、この開口部から北斜面に延伸する登山道（長さ約20m）の下層から硬化面を検出したことから、通路の一部であることが判明した。

表5 勝尾城跡地区の発掘調査成果

区画	位置	遺構	遺物	遺物から見た時期	調査年度
主郭部	主郭、伝物見岩	曲輪、土塁、石段、石敷き遺構、横堀	陶磁器、土師器、青磁、白磁、瓦器、真鍮製把手、留金具、金属製小札、青銅製勺、銅銭	16世紀後半	平成15年度
主郭部北西	主郭北西	縦堀、堀切、土塁	—		平成14年度
主郭部西	主郭西				平成14年度
大手曲輪	大手曲輪	曲輪、虎口、石敷き通路、小穴	青磁、白磁、瓦質土器、飾り金具	16世紀後半	平成15年度
伝二ノ丸	伝二ノ丸	曲輪、虎口、横堀、堀切、小穴	青磁、白磁、瓦器、留金具	16世紀後半	平成15年度
伝二ノ丸北	伝二ノ丸北	石列、土塁、堀切、土坑、切岸、縦堀	瓦器、青磁、土師器	16世紀後半	平成14年度
搦め手	搦め手（伝城道）	通路	白磁皿、平瓦	16世紀代	平成26年度

※平成26年度の発掘調査が、平成24年度計画の改訂内容に該当。



## 【凡例】

- 曲輪
- 石塁
- 土塁
- 塹堀・横堀
- 城内通路

図 16 勝尾城跡地区遺構想定図

## (5) その他の地区

上記以外の勝尾城筑紫氏遺跡を構成する城郭跡や屋敷跡については、平成7～16年度に遺跡の範囲や内容を把握する目的で実施した発掘調査の成果を下表に記した。惣構空堀（空堀Ⅳ）と新町町屋跡については、平成元年度に実施した県営圃場整備事業に伴う発掘調査成果を記した。若山砦跡や高取城跡、鏡城跡、鬼ヶ城跡の城館群では、表出する石列や土塁のほか曲輪を確認し、16世紀後半の陶磁器や土師器などの遺物を採集しており、いずれも16世紀後半に整備

されたことが明らかとなっている。鬼ヶ城跡では、14世紀後半から15世紀中葉と16世紀代の遺物が出土しており、勝尾城筑紫氏遺跡の城館群が整備される以前に山城が所在した可能性がある。谷部に分布する屋敷跡では、土地を区画するような石列や溝の一部、柱穴などが明らかになっている。いずれにしても、トレンチによる制限された中での発掘調査であったため、曲輪に付随する建物の存在や屋敷跡での全体の区画や建物の配置など、詳細な内容の把握には至っていない。

なお、佐賀県文化課文化財保護・活用室が平成15年度から実施した佐賀県中近世城館跡緊急分布調査では、初年度となる平成15年度に勝尾城筑紫氏遺跡をはじめ鳥栖市域の調査が行われた。勝尾城筑紫氏遺跡での現地踏査の結果、勝尾支城群の中では、存在を示す記録・伝承が全く確認できなかった城郭の曲輪や堀切、豎堀が史跡指定範囲外で確認され、「勝尾城東出城跡」として報告されている。「勝尾城東出城跡」については、発掘調査は行われていないが、その役割については、勝尾城跡が所在する城山から東に派生する尾根の先端部に立地することから、安良川沿いに勝尾城の搦め手方面へ侵攻する動きをみることができている位置にあり、600m南にある若山砦と呼応して、勝尾城の東域の防備を担っていたことが推測される。

表6 その他の地区の調査成果

地区	遺構	遺物	遺物から見た時期	調査年
若山砦	曲輪、石列、小穴	青磁、瓦質土器、須恵器、土師器、鉄器、	16世紀	平成13年
高取城	曲輪、土塁、虎口	青磁、白磁、銅製品		平成16年
鏡城	曲輪、土塁、堀切、畝状豎堀、虎口、柱穴	白磁、瓦器、土師器	16世紀	平成16年
空堀Ⅳ（惣構）	堀、土塁、石塁、土橋			平成元年
家臣団屋敷跡A 伝諸氏の屋敷跡	柱穴	陶磁器、土師器	—	平成7年
家臣団屋敷跡B 伝春門屋敷跡	建物区画石列、柱穴、溝	陶磁器、土師器	16世紀後半	平成7年 平成9年
家臣団屋敷跡C	建物区画石列、柱穴、側溝、焼けた土壁	青磁、白磁、陶磁器、瓦質土器、石臼片	16世紀後半～ 17世紀初頭	平成9年
家臣団屋敷跡D	石列、柱穴、柱根	青花、陶磁器、瓦質土器、石臼	16世紀後半～ 17世紀初頭	平成9年
家臣団屋敷跡E	石列、虎口、溝、石積	土師器、青花	17世紀代	平成8年
家臣団屋敷跡F	石積み、柱穴、溝	青花	17世紀代	平成8年
家臣団屋敷跡I	※踏査のみ？			
伝全慶寺跡	柱穴、土坑	土師器	—	平成7年
新町町屋跡	掘立柱建物跡群、土壇	青花、土師器、土鈴、鉛玉	16世紀後半	平成元年
鬼ヶ城 (指定外)	曲輪、土塁、虎口、石段	青磁、瓦質土器、土師器	14世紀後半～ 15世紀中葉、 16世紀	平成13年

## (6) 調査で判明した史跡の特徴

- ①規模はおよそ東西約 2.5km、南北約 2 km に及び、山城をはじめ城主筑紫氏の居館跡、家臣団の屋敷跡、寺社跡、町屋跡などが良好な状態で残る。
- ②鬼ヶ城、高取城、葛籠城、鏡城、若山砦、勝尾城東出城の六つの支城によって防備された谷部には城下町が構成されている。城下町は、谷を横断する長大な空堀・土塁により、大きく四つの空間に分けられ、谷の奥から館→家臣団屋敷と寺社→家臣団屋敷跡→町屋という順に配置されている。
- ③空堀は 4 条認められ、そのうち最も外側の町屋跡を取り込む惣構の空堀・土塁は、土塁に一部石張りを施し、堀幅約 10m、深さ約 5 m の断面 V 字形を呈し、総延長は 450m を超える。
- ④標高 498m の城山山頂に位置する勝尾城の規模は、東西約 460m、南北約 440m に及び、主郭から派生する尾根上に曲輪群が構築され、東に「伝二ノ丸」、南に「大手曲輪」と呼ばれる曲輪群が存在する。主郭部を中心に石垣が構築されており、特に東側の部分（伝二ノ丸跡）には、小規模な石材を積み上げた石垣基線と横堀が連続して設けられ、ここには横堀底に入り込む枡形状虎口が取り付く。東側からの侵攻を意識した作りである。伝二ノ丸と主郭部の北側には横堀と石垣を備え、北側の防備が意識されている。南側の大手曲輪では不整形の小規模な曲輪が造成されているが、石垣によって虎口が構築されている。調査では主郭部で礎石建物・石敷き遺構が確認されており、建物の存在が推定されるが明らかではない。
- ⑤勝尾城跡の南山麓に位置する城主の居館である筑紫氏館跡では、館主要部の平場で石列や柱穴、礎石、焼けた土塀などを検出し、出土遺物と考えあわせて、台所、主殿、会所とみられる建物が建ち並び、一部は瓦葺であった。最も東には苑池があったことが想定される。この平場背面の曲輪群には柱跡や焼けた壁土が確認され、館施設に伴う建物が想定される。館主要部の南東には石積みを実施した枡形状虎口がある。その下には平坦面が館主要部の南東裾に広がっている。平坦面の南端には、主要部の切岸から南へ延びる石列により一定間隔で区画されている。
- ⑥葛籠城跡は、2 条の空堀が現況で幅約 5 m、長さ約 700m にわたり丘陵の尾根に沿って構築されている。断面は V 字形を呈し、堀底は現状で約 1.8m 埋没しており、土塁の天端からの深さは最大 7 m に及ぶ。我が国屈指の防塁型城郭である。城内への出入口の一つは、主郭の南東下の谷部で確認され、南側空堀に設けた土橋と、その北側に柵列が設けられている。それに続く城内の通路として、空堀北側の土塁の北側を主郭とは反対の丘陵に上る通路跡が確認された。しかし、主郭や屋敷跡での調査には樹木等の制限があり、その内部の様相は明らかではない。
- ⑦短冊形の地割りが並ぶ町屋、寺社等、戦国期の城下町構造を考える上で重要な諸要素が凝集している。城下町の地域的な特性やその変化、さらには領主権力の質と規模、城下の生活状況など、有力国人領主クラスの城下町の典型として、戦国期城下町研究の情報を全国に提供することが可能な遺跡である。
- ⑧勝尾城跡をはじめ、葛籠城跡、筑紫氏館跡、城下の家臣団屋敷跡の土塁など随所に石垣が駆使されている。織豊系城郭の石垣とは異なる、筑紫氏による在地系技術によって築かれた、九州でも卓越した石垣を有する遺跡である。
- ⑨遺物は輸入陶磁器、国内産陶器、瓦質土器、土師器、瓦、中国銭など多量に出土した。時期は 15 世紀後半（伝ハルカド屋敷跡）や 16 世紀前半（葛籠城隣接家臣団屋敷跡）など、地区によっては一部に古いものもみられるが、その主体となる時期は 16 世紀後半であり、これは城主・筑紫氏が太田氏から独立した時期と一致する。

- ⑩天正15年(1587)、豊臣秀吉による城主筑紫氏の移封で勝尾城は廃城となり、その後使用されることがなく現在に及んだ。そのため、時期の特定が可能な戦国期の城館と城下町研究を進める上で基準資料となる遺跡である。

### 3-4 史跡の本質的価値と構成要素

#### (1) 史跡の本質的価値

整備基本計画の策定にあたっては、史跡の本質的価値とその構成要素を明確化することが必要である。史跡の本質的価値・構成要素を「保存管理計画」、「平成24年度計画」に基づき整理した。

史跡の本質的価値は、指定説明から以下の2点に整理することができる。

1. 戦国末期の有力国人領主である筑紫氏の城下町を含む城館群の在り方が分かる遺跡
2. 戦国期の北部九州の歴史を考える上で重要な遺跡

上記の本質的価値を構成する要素を、指定説明から地区ごとに整理する。

#### 1. 戦国末期の有力国人領主である筑紫氏の城下町を含む城館群の在り方が分かる遺跡

##### 【遺跡全体】

- 市北西部の城山(勝尾本城)の山頂と山麓の谷筋を中心に広がる戦国時代後期の筑紫氏の城下町を含む城館群である。
- 肥前の最東部に所在する当地域一帯は、北、東、南の三方を筑前・筑後に接し、古代以来九州の東西・南北の交通の要となった地である。
- 遺跡は東西約2.5km、南北約2kmに及び、15世紀末から16世紀後半の約90年間にわたって営まれた。
- 勝尾本城と鬼ヶ城、高取城、葛籠城、鏡城などの支城と、館、家臣団屋敷、寺社、町屋等とともに巨大な惣構の堀を有している。
- 出土遺物は多く、輸入陶磁器、国内産陶器、瓦質土器、土師器、瓦、中国銭などが中心である。
- 陶磁器の時期は16世紀前半から後半で、主体は16世紀後半であることから、遺跡の存続時期と一致する。
- 福岡市博物館所蔵の『筑紫家文書』に「肥前州基肄郡勝尾山筑紫広門公城跡之図」が残されており、図と現地とがよく照合できる遺跡である。

##### 【勝尾城跡】

- 勝尾城跡は、標高約500mの城山山頂に位置し、遺構の規模は東西約460m、南北約440mを測る(指定時点では、東西約300m、南北約250m)。
- 主郭を中心とする部分は、土づくりの構造である。
- 主郭の東側の部分は連続する小規模な石材を積み上げた石垣墨線と横堀が見られ、ここには横堀底の入り込む内枳形の虎口が取り付く。

##### 【筑紫氏館跡】

- 勝尾城跡の南麓に所在する。
- 館跡からは多量の瓦を伴う建物跡と庭園跡が確認される。

##### 【葛籠城跡】

- 葛籠城南側の堀は、幅約4m、深さ約3m、現在残存長約700m(指定時点では、約550m)

を測る長大なものである。

#### 【城下町】

○五つの支城（調査により六つの支城）に防備され、挟まれた谷部には城下町が配置されている。

○城下町は、長大な堀と土塁により大きく四つの空間に分けられ、空間は館→家臣団屋敷と寺社→家臣団屋敷→町屋という順に配置され、道によってつながっている。

#### 【町屋跡】

○勝尾城登城道と呼ばれる長さ200mの直線道路の両側に並ぶ町屋跡からは間口4m、奥行き12m内外の短冊形の建物跡が片側40軒ずつ確認されている。

○道と建物跡との間に無遺構部分があり、軒先を利用した市の存在が想定される。

#### 【惣構空堀】

○惣構空堀は、町屋跡がある空間の外側にあり、石張り土塁を備えた深さ約5m（指定時点では約3m）、幅約10mを測る。

## 2. 戦国期の北部九州の歴史を考える上で重要な遺跡

○筑紫氏が領地支配の拠点として整備した。

○筑紫氏は少弐氏の有力家臣であったが、明応5、6年（1496、97）に少弐氏が内氏に敗れた頃より内氏に属して勝尾城が所在する肥前東部を領有するようになる。

○戦国末期の筑紫広門のときには筑前・肥前・筑後国の九郡に所領を持ったとされる。

○天正14年（1586）7月に島津氏に攻められ勝尾城は落城したものの、約1か月後に筑紫氏は勝尾城を奪還し、翌15年7月に豊臣秀吉の九州国割により広門は筑後国上妻郡に転封された。その後、城は廃城となり、城郭は山林に、城下は田畑となり、良好な状態で保存されている。

## (2) 構成要素の区分と特定

### ①構成要素の区分

史跡勝尾城筑紫氏遺跡は、本質的価値を構成する要素やそれに関連する要素、本質的価値に直接は関連しないものの史跡を保護していくうえで必要と考えられる要素、史跡を保護するために調整が必要な要素など、様々な要素により構成されている。また、史跡指定予定地を含む隣接地にもそれらの諸要素が存在している。これらの構成要素を次のように区分する。

#### A 本質的価値を構成する枢要な要素

史跡の指定要件に関わる要素である。曲輪や空堀、土塁、石垣など「地上に表出している遺構」や、建物区画石列や建物跡、土橋などの遺構や輸入陶磁器や国産陶器、金属製品などの遺物など地下に埋没し「発掘調査で明らかとなった遺構・遺物」である。これらは、勝尾城筑紫氏遺跡を構成する戦国時代に形成された遺構にほかならない。また、これらの遺構のあり方こそ勝尾城の歴史的価値や意義を語るうえで不可欠な要素である。

#### B 本質的価値を構成する枢要な要素以外の諸要素

史跡の指定要件以外の諸要素、または指定後に付加された諸要素である。ここには、以下の三つが含まれる。

##### 1 本質的価値に準じる諸要素

史跡の歴史的重層性を示す諸要素。本質的価値を構成する要素そのものではないが、

史跡の価値を理解し活用する上で密接に関連する要素で、史跡指定地においても保存すべき歴史的な要素（建築物・工作物）である。

また、山城跡を構成する自然地形や森林、勝尾城筑紫氏遺跡の歴史性を表す地名や伝承地も本質的価値と一体となる歴史的・自然的要素に位置付ける。ただし、遺構の毀損や眺望の阻害となる樹木については、「その他の要素」とする。

## 2 保護に資する要素

史跡の本質的価値を示す諸要素の保護に有効な諸要素、あるいは一体をなす諸要素。

史跡の保存・管理・活用を進める上で史跡の本質的価値を支え、史跡のより良い環境形成に寄与するもので、便益施設や遺構表示、説明板、標識や注意札などのサインである。直接、勝尾城や筑紫氏に関係しないものでも、広い意味でこの地区の歴史や風土に関わるものは、将来において史跡の保存や管理、活用を行っていく上で必要と考えられるものも含める。

また、勝尾城筑紫氏遺跡は、史跡として保護されるべき対象である反面、地域住民の生活の場であり生産活動の場である。これらに関する要素は、地域住民の権利であり、尊重しつつ史跡の保護と調整を図るべき要素である。

## 3 その他の諸要素

史跡の本質的価値を示す諸要素の保護に有効ではなく、改善等を要する諸要素。史跡の本質的価値の顕在化や景観的調和において、その在り方を検討・調整する必要がある要素である。遺構の毀損や眺望の阻害になる樹木はここに含める。

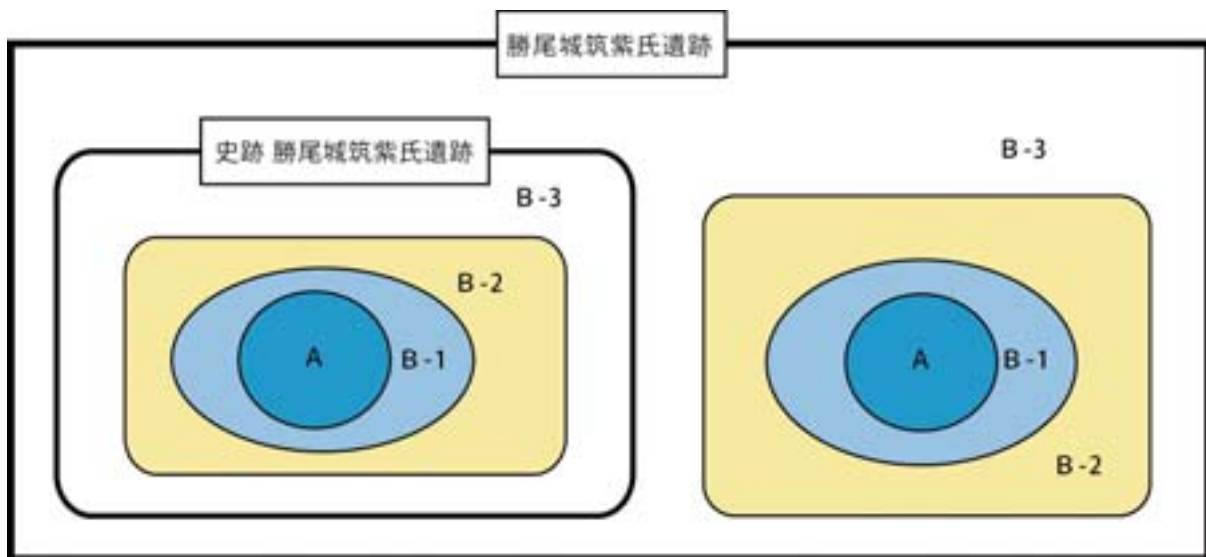


図 17 構成要素概念図

## ② 構成要素の特定

## ア) 各地区の構成要素

史跡内の各地区の構成要素は、前記のA～B-3の区分により表7のとおり整理できる。

表7 史跡内各地区の構成要素の区分と特定

地区	A 本質的価値を構成する枢要な要素		B 本質的価値を構成する枢要な要素以外の諸要素		
	地上に表出している遺構、立地する地形	埋没している遺構・遺物	1 本質的価値に準じる諸要素	2 保護に資する諸要素	3 その他の諸要素
葛籠城跡	曲輪、石垣、土塁、横堀、空堀2条(空堀Ⅲ)、竪堀、虎口、畝状竪堀谷の出口、河内川右岸の丘陵	遺構：土橋、通路、屋敷区割り(家臣団屋敷跡H) 遺物：輸入陶磁器(青花、白磁等)	伝サムライミチ、古墓群	サイン、解説板、ベンチ	遺構に影響を及ぼす樹木、道路(市道・里道等)、水路
筑紫氏館跡	平場、枅形虎口、石段、石垣、外囲い石塁、切岸 勝尾城南麓の谷奥部	遺構：建物区画石列、焼けた土壁、礎石、柱穴、庭園、通路状遺構 遺物：輸入陶磁器、土師器、灯明皿、瓦、石臼、硯、小柄、中国銭、漆塗椀		サイン、解説板、トイレ、市所有の空き地(駐車場)	民間信仰施設 遺構に影響を及ぼす樹木、水路
勝尾城跡	曲輪、石垣、櫓台、土塁、石塁、虎口、石段、堀切、横堀、畝状竪堀 「城山」山頂一帯	遺構：礎石、柱穴、土塁、石積、石敷き遺構 遺物：輸入陶磁器、天目茶碗、土師器、小札、青銅製勺、瓦	伝城道、伝物見岩、石造物(仏像・碑)	サイン、解説板、ベンチ	高圧送電鉄塔、遺構に影響を及ぼす樹木、森林基幹林道、勝尾トンネル
若山砦跡	曲輪、石垣、堀切、竪堀、虎口 勝尾城の南東、河内川右岸の尾根	遺構：柱穴 遺物：輸入陶磁器(青花、白磁)、火箸			遺構に影響を及ぼす樹木
高取城跡	曲輪、土塁、虎口、堀切、横堀、竪堀 勝尾城の南、河内川右岸の尾根	遺構：— 遺物：輸入陶磁器(青花、白磁)、銅製品(兜前立)			遺構に影響を及ぼす樹木
鏡城跡	曲輪、土塁、堀切、畝状竪堀 河内川と合流した安良川左岸の尾根	遺構：柱穴 遺物：輸入陶磁器(青花、白磁)			遺構に影響を及ぼす樹木
家臣団屋敷跡A 伝諸氏の屋敷跡	谷奥部の河内川左岸の平坦地、筑紫氏館跡の南	遺構：柱穴	家臣団屋敷A地点の古道		
家臣団屋敷跡B 伝春門屋敷跡	屋敷跡Aの東南東で、河内川右岸の平坦地	遺構：建物区画石列、柱穴	「ハルカド」の呼称		
家臣団屋敷跡C	屋敷跡Bの東で、河内川右岸の平坦地	遺構：屋敷地を区画する石列、柱穴、柱根、道、側溝			
家臣団屋敷跡D	石垣 若山砦跡の南西裾部の段々状の平場	遺構：柱穴、柱根			
家臣団屋敷跡E	建物区画石列、虎口、石築地、土塁 高取城から東に延びる谷の裾部、葛籠城跡の北西	遺構：通路			
家臣団屋敷跡G (葛籠城跡地区)	土塁 葛籠城跡主郭の北裾部の平坦地	遺構：柱穴、柱根			
家臣団屋敷跡H (葛籠城跡地区)	土塁、石垣 葛籠城跡主郭の西の段々状の平坦地	遺構：柱穴、通路			

地区	A 本質的価値を構成する枢要な要素		B 本質的価値を構成する枢要な要素以外の諸要素		
	地上に表出している遺構、立地する地形	埋没している遺構・遺物	1 本質的価値に準じる諸要素	2 保護に資する諸要素	3 その他の諸要素
家臣団屋敷跡Ⅰ	若山砦跡北東山麓の平坦地	遺構：建物区画石列、柱穴			
伝全慶寺跡	屋敷跡Dに隣接	遺構：柱穴	古墓		
新町町屋跡	安良川右岸、空堀Ⅳ(惣構)の谷側の平坦地	遺構：掘立柱建物跡、土坑、道路状遺構 遺物：輸入陶磁器(青花、白磁)、土鈴、火縄銃の弾丸	伝登城道		
空堀Ⅰ	堀、土塁 谷奥の屋敷跡Bの対岸平坦面から斜面にかけて延びる	遺構：空堀			遺構に影響を及ぼす樹木
空堀Ⅱ	堀、土塁 高取城跡の東北東の裾部	遺構：空堀			遺構に影響を及ぼす樹木
空堀Ⅲ (葛籠城跡地区)	堀、土塁 葛籠城跡の東西方向の丘陵を縦断	遺構：空堀			遺構に影響を及ぼす樹木
空堀Ⅳ(惣構)	堀、土塁 谷の出口で、本遺跡の最外郭	遺構：石積、土橋 遺物：	川上左京亮墓地	サイン 市所有の空き地(駐車場)	遺構に影響を及ぼす樹木
その他	—	—	石造物 川上左京亮供養碑 筑紫春門供養碑 槍突き岩 伝承地 友清城 トモキヨ カワラ門 切刺(キリヨセ) 鐘撞(カネツキ) 牛石、弁財天、 皿山	文化財整理室	民家、田畑、電柱・電線、ガードレール、河川、橋梁、道路(市道・里道等)、水路

### イ) 史跡周辺の史跡に関する要素

史跡外に所在し、史跡に関係する要素を上記A～B-3の区分により表8のとおり整理できる。

表8 史跡に関連する要素(指定地外)

地区	A 本質的価値を構成する枢要な要素と同等の価値を持つ諸要素		B 本質的価値を構成する枢要な要素以外の諸要素		
	地上に表出している遺構	埋没している遺構・遺物	1 本質的価値に準じる諸要素	2 保護に資する要素	3 その他の諸要素
勝尾城東出城	曲輪、堀切、豎堀	—			
鬼ヶ城跡	曲輪、土塁、虎口、石段、堀切、豎堀、石垣、石塁	遺構：柱穴 遺物：輸入陶磁器(青花、白磁)			
家臣団屋敷跡F	土塁	遺構：柱穴	家臣団屋敷跡F地点のクランク状の道		
その他	—	—	敵味方供養塔 四阿屋神社の社地・社叢、千手観音像(市重要文化財)	マナー・誘導サイン、案内・解説板 市所有の空き地(駐車場)	民家、田畑、電柱・電線、ガードレール、河川、橋梁、道路(市道・里道等)、水路

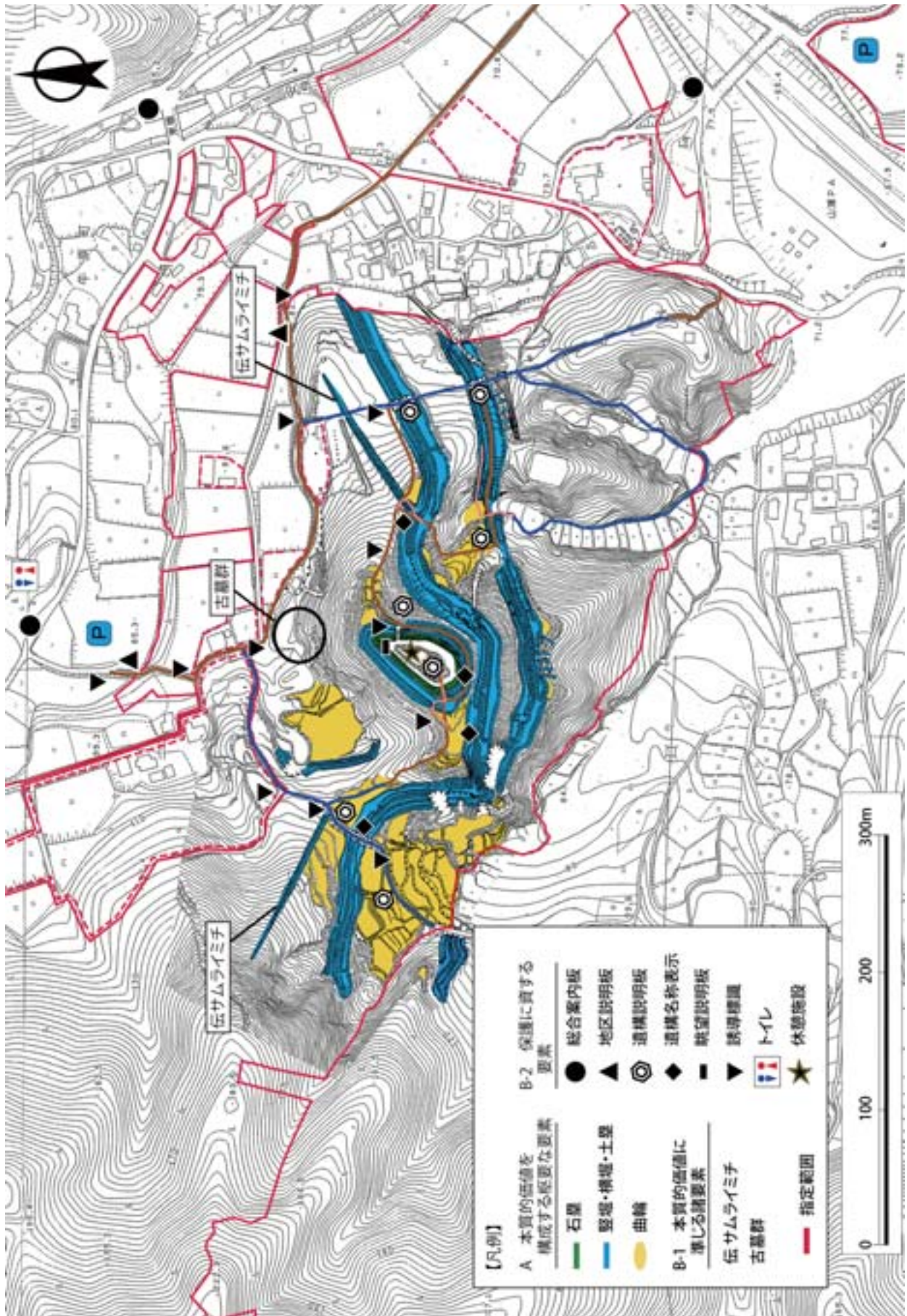


図18 葛籠城跡地区の本質的価値の構成要素

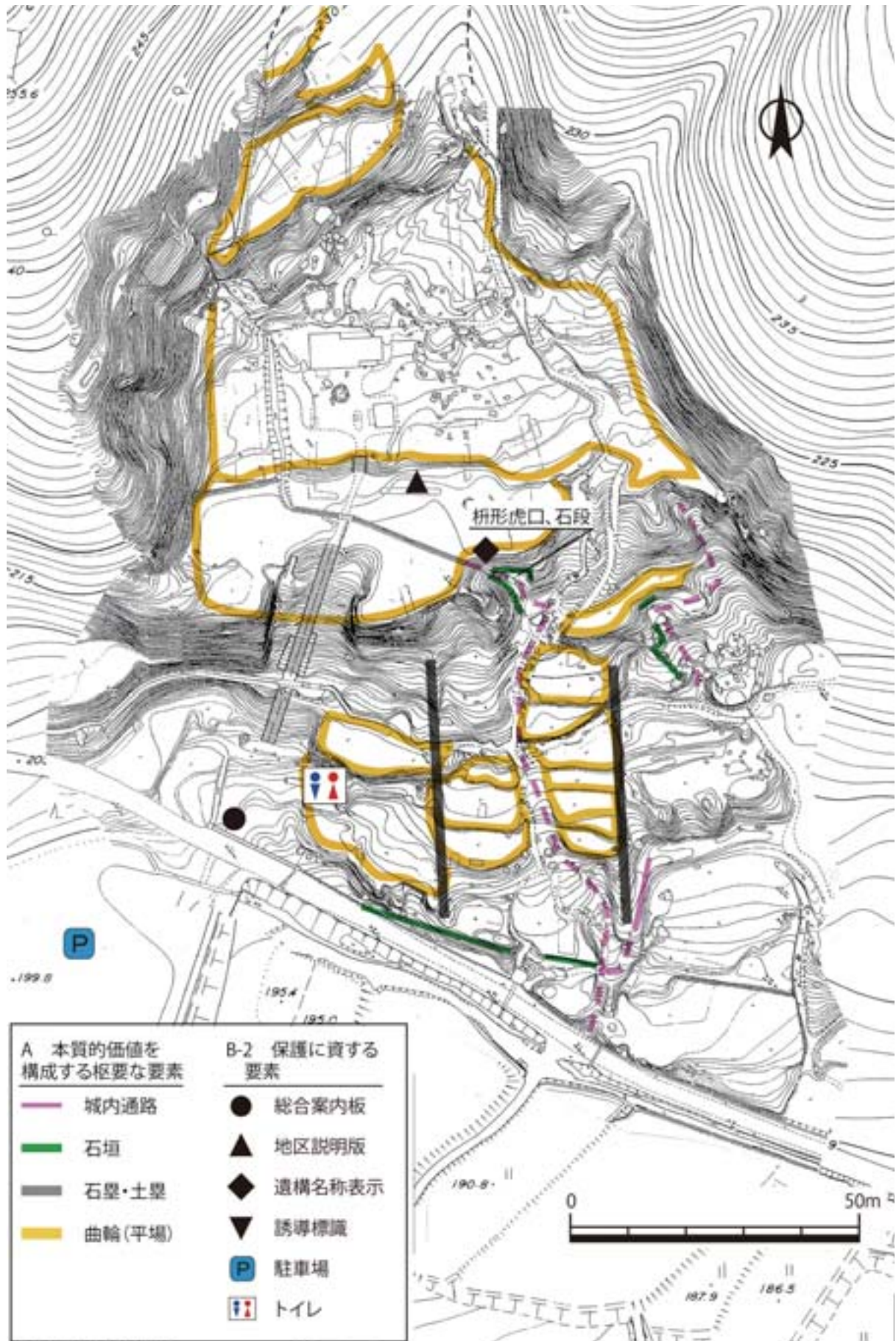


図19 筑紫氏館跡地区の本質的価値の構成要素

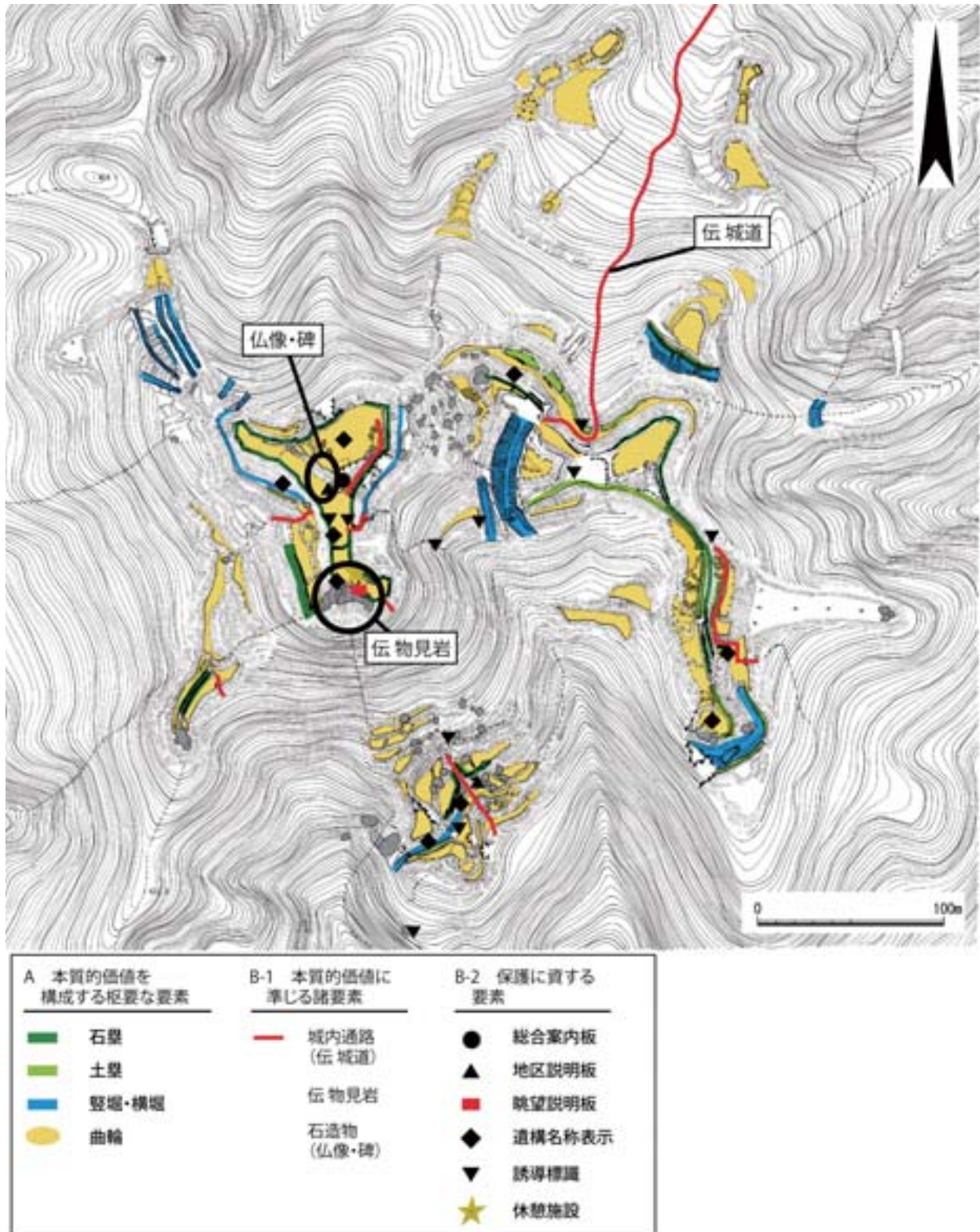


図20 勝尾城跡地区の本質的価値の構成要素

### (3) 現状変更等の取り扱い

史跡地内においては、文化財保護法第125条の規定に基づき、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」（以下、「現状変更」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。なお、同条第1項のただし書きには、許可が不要な行為が規定されている。また、文化財保護法第184条第1項の規定により重大な現状変更等の行為以外の事務処理等については、都道府県又は市の教育委員会が行うとある。その範囲は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に規定されている。

史跡勝尾城筑紫氏遺跡の現状変更等の取り扱いについては、「保存管理計画」で地区区分と、現状変更の具体的な行為に対する基準を示している。このため基本的には、「保存管理計画」の取り扱い基準に従い現状変更等を取り扱う。

ただし、史跡整備やそれに伴う発掘調査については、法令上の基準に従い、取り扱い基準を新たに設定する。これにより、史跡の保存に十分配慮し、史跡の本質的価値が損なわれないよう厳密な運営に努める。

「保存管理計画」での現状変更の取り扱い基準の地区区分は以下のとおりである。

なお、本計画の対象である葛籠城跡地区と筑紫氏館跡地区について、葛籠城跡地区はA地区およびB地区、D地区、筑紫氏館跡地区はA地区に該当する。B地区およびD地区については、A地区の基準に準じて対応する。

#### 【現状変更の地区区分】

A地区：戦国時代の城館遺構が良好な状態で残っている。

B地区：A地区に隣接するが、明確な城館遺構は確認されていない。

C地区：明確な城館遺構は確認されていない地区で、全域がほぼ山林地である。

D地区：明確な城館遺構が確認されていない地区で、地域住民の主要な生活の場である。

表9 史跡整備に伴う現状変更等の取り扱い基準

地区	現状変更の種類	現状変更の取り扱い
A地区	造成（土地の掘削・盛土・切土）等の地形の改変	原則として規制する。ただし、遺構修復や復元、後世の地形改変の復旧など史跡の保存・活用に資する地形変更や、植生管理のための盛土は認める。 急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域における崩落を未然に防ぐ為の対策工事及び非常災害のための措置については、工法の協議を行って認める。
	道路の新設・改築及び修繕または除去	原則として新設・改修は規制する。ただし、史跡の活用に資する来訪者の散策路や管理用車両の通行に供する道路の新設等については、工法等を十分に検討した上で、遺構に影響のない範囲で認める。 除去の際は、遺構に影響を与えないよう配慮する。
	建築物の新築・増築・改築または除去	原則として新築・増築・改築は規制する。ただし、史跡の整備、保存・活用に必要と認められる小規模な建築物で、基礎工事を伴わない、かつ遺構や景観保護に影響を及ぼさない範囲で認める。 除去の際は、遺構に影響を与えないよう配慮する。
	工作物の新設・増設・改修・移転または除去	原則として新設・増設・改修は規制する。ただし、安全管理上必要な工作物や史跡の保存管理・活用に資する工作物（説明板、案内板、ベンチ等）については、史跡としての価値及び景観の保全に関する計画や方法等を十分に検討した上で遺構に影響のない範囲で認める。 除去の際は、遺構に影響を与えないよう配慮する。

地下埋設物の新設・改修・修繕または除去	原則として新設・改修は規制する。ただし、安全管理上必要な地下埋設物や史跡の保存管理・活用に必要な地下埋設物は、遺構に影響のない範囲で認める。
発掘調査	遺構の保存や状況把握を目的とする発掘調査で、必要最低限なものは認める。

### 3-5 計画地の現状

#### (1) 勝尾城筑紫氏遺跡の現状

勝尾城筑紫氏遺跡の現況は、城下中枢域の谷部以外は概ね山林で、全体面積の約88%を占める。山林の大半は、スギ・ヒノキの人工林であるが、個人所有林では十分に管理されていない箇所も多く認められる。なお、一帯は市街化調整区域と保安林区域に含まれ、筑紫氏館跡から勝尾城跡にかけての部分は県立脊振・北山自然公園区域に含まれる。谷内部には、棚田をはじめ畑や原野、宅地があり、地元住民が日常生活を営んでいるが、高齢化と後継者不足のため、土地の荒廃化が進みつつある。

域内の主要道路としては、東橋から谷奥の筑紫氏館跡の区間に、河内川に沿うように、市道四阿屋筑紫神社線が走っており、地元住民の生活道となっている。また、山間部を横断して森林基幹道九千部山横断線（広域林道・神崎市～基山町）が平成26年度に開通し、勝尾城跡への短縮ルートとしての利用が可能である。

活用の現況としては、史跡指定以降、関連のシンポジウムや講演会・学習会等の開催、AIレベルやドローンを活用した俯瞰の遺跡紹介動画を公開するなどして史跡のPRに努め、史跡を一般に周知する様々な取組を実施している。現地においては、勝尾城跡地区や筑紫氏館跡地区、葛籠城跡地区などの主要部分に案内板や誘導標識を設置しているほか、史跡見学会の開催や鳥栖市立図書館や定住・交流センター サンメッセ鳥栖1階の鳥栖歴史文化交流展示室において出土遺物やパネル、プロジェクションマッピングの展示により普及・啓発事業を進めている。史跡見学会は春と秋の年2回、定期的実施しており、地域の行事としても定着しつつある。また、竹や雑木の伐採や下草刈りなどを地域住民やNPO法人などの団体の協力を得て随時実施しており、環境の保全に努めている。

#### (2) 平成24年度史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画における実績

「平成24年度計画」は、「保存管理計画」を受けて、勝尾城筑紫氏遺跡を将来にわたって確実に保存し、その価値を広く一般に公開して活用していくための整備の指針を示すことを目的に策定した。

勝尾城筑紫氏遺跡は、約230haに及ぶ広大な範囲に城郭遺構や屋敷跡、町屋跡が分布している。そのため、史跡を一様に整備・公開することは困難であり、整備は技術的にも財政的にも短期間で完了できるものではない。こうしたことから、「平成24年度計画」では短期整備計画の対象地区を葛籠城跡地区、中期整備計画の対象地区を筑紫氏館跡地区・勝尾城跡地区として整備を進めることとした。

史跡の整備を葛籠城跡地区から始める理由として、勝尾城筑紫氏遺跡が所在する谷の出入口に位置し、駐車場も近くに設定することができることからアクセスが容易であること、低い里山に立地し散策が容易であること、遺構の保存状態が良好で、一般の来訪者にも理解しやすいことである。

まず、葛籠城跡地区の整備用地の公有化事業に着手し、公有化の後に散策ルートの整備、空堀・土塁・石垣等の現状把握と部分的な修復・復元、自然景観を活かすための樹木の整理、サ

インの整備などの整備事業を行うこととした。あわせて筑紫氏館跡地区の整備用地の公有化事業を行うこととした。

①公有化事業

「平成24年度計画」に基づき、平成25年度から葛籠城跡地区の公有化事業に着手した。事業は、平成27年度までの計画であったが、計画地のすべてを公有化することができず、葛籠城跡地区の公有化事業を継続するとともに、平成28、29年度で計画していた筑紫氏館跡地区の公有化事業にも着手した。令和7年度末での公有化の状況は、下表に示すとおりである。

葛籠城跡地区では、主郭や空堀の一部を含む部分が未公有地として残っており、今後も公有化に向けて地権者と継続的に交渉していくことが課題である。

表 10 葛籠城跡地区・筑紫氏館跡地区の公有化の状況

地区	全体		公有地		私有地	
	筆数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数	面積(m <sup>2</sup> )
葛籠城跡	85	124,664.0 (100%)	76	112,814.0 (90.5%)	9	11,850.0 (9.5%)
筑紫氏館跡	13	10,151.0 (100%)	12	9,870.0 (97.2%)	1	281.0 (2.8%)

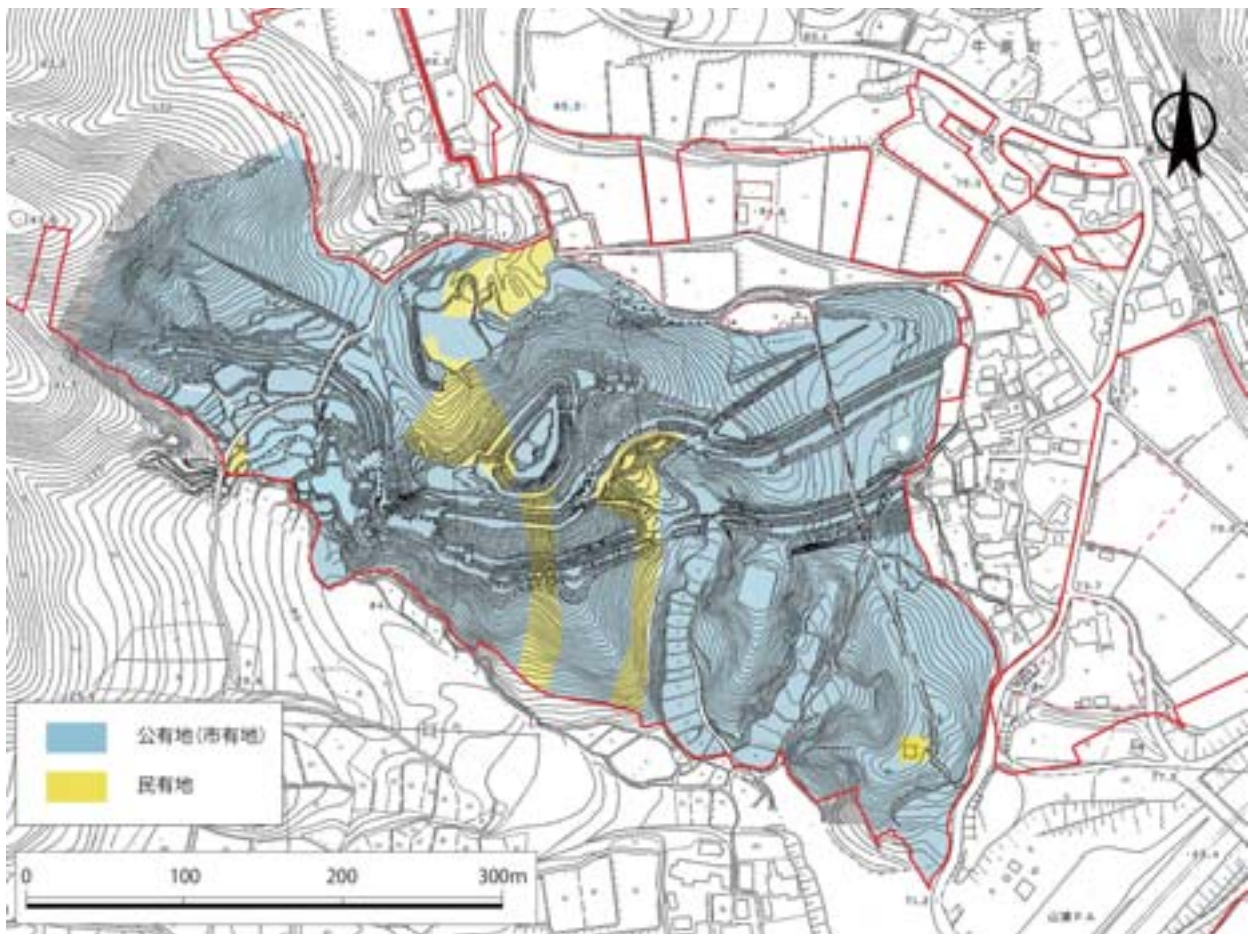


図 21 葛籠城跡地区の所有者別公有化状況

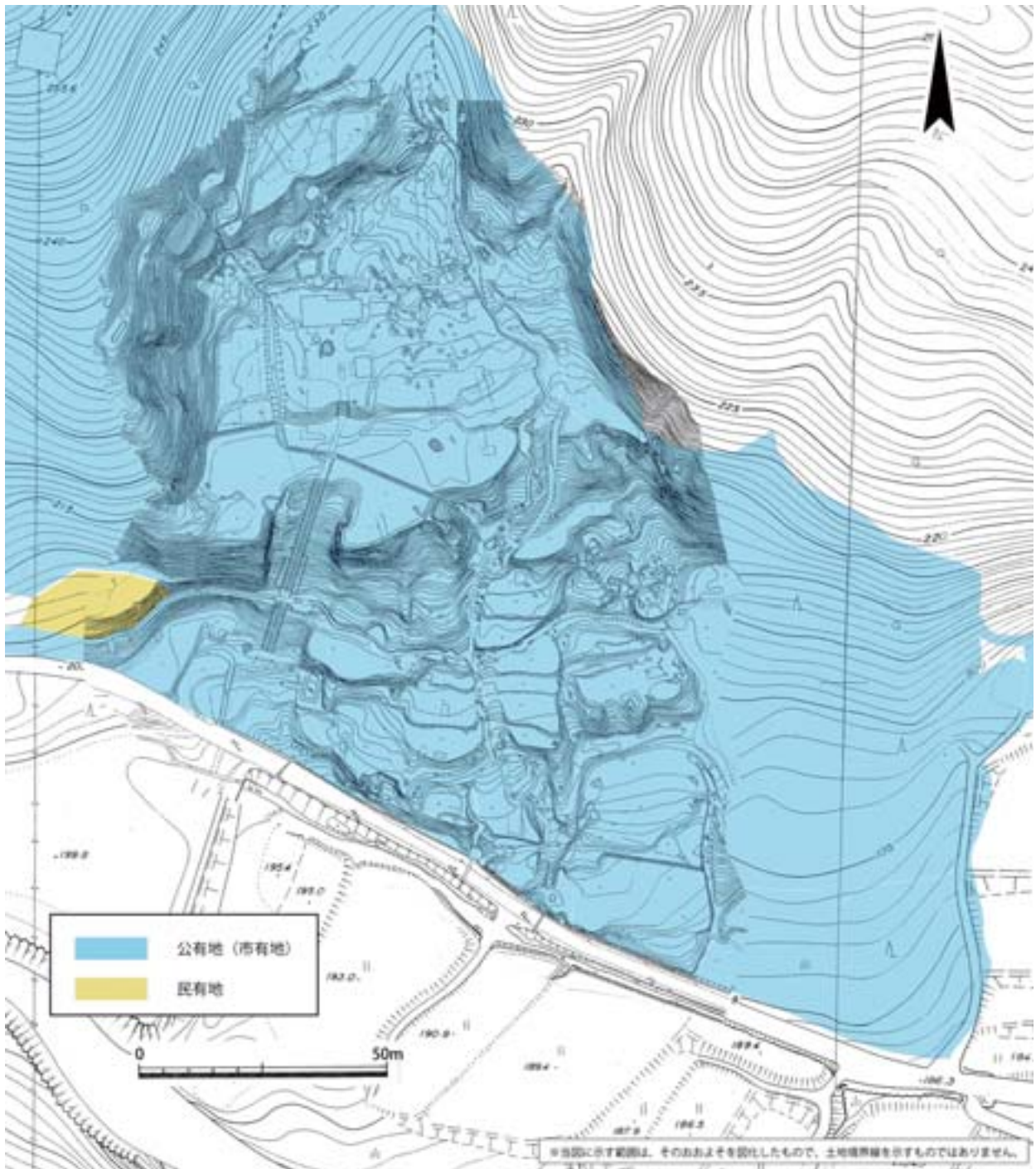


図22 筑紫氏館跡地区の所有者別公有化状況

## ②サイン整備事業

史跡内のサインは、表11に示した7種類を適宜設置している。本来、史跡の整備を行うなかでサイン整備を行うところだが、葛籠城跡地区の整備に遅延が生じたため葛籠城跡、筑紫氏館跡、勝尾城跡を中心に当該地区や遺構の説明板、誘導標識などのサインを随時設置している。

遺構説明板は、発掘調査等で明らかになった遺構に対して、新たに設置していく必要がある。誘導標識や遺構名称標識、規制標識は、形状や材質などの仕様、表示の仕方によらつきがあることや設置位置が低く下草などで隠れてしまうものがあることが課題である。

板面の内容についても誘導表示内容の検討が必要である。

説明板は、日本語のみで表示しており、近年の国籍の多様性に配慮した表示の必要性がある。

また、史跡指定以前から遺跡の周知を図るため、勝尾城筑紫氏遺跡や筑紫氏に関する石造物や伝承地など、本質的価値の構成要素B-1に該当するものについても説明板を設置しており、それらを含めて統一したサインの整備が課題である。

表 11 葛籠城跡地区 既存サイン一覧

種類	内容	法量	材質	課題
総合案内板 	遺跡全体の概要解説	板面 縦 1.5m 横 2.5m 全体高 2.4m	コンクリート 擬木	日本語のみの表示で、 外国語には非対応。
地区説明板 	各地区の城館遺構の概要解説	板面 縦 1.0m 横 1.5m 全体高 2.4m	コンクリート 擬木	日本語のみの表示で、 外国語には非対応。
遺構説明板 	特徴的な遺構の解説	板面 縦 40 cm 横 50 cm 全体高 120cm	枠 ステンレス 板面 アルミ製	日本語のみの表示で、 外国語に非対応。 発掘調査で新たに確認 した遺構への新設が必要。
遺構名称標識 	遺構名の表示	板面 縦 25 cm 横 35 cm 全体高 90cm	アルミ製	板面の位置が低く、見 にくい。 地面に支柱を刺した状 態。


種類	内容	法量	材質	課題
誘導標識 	目的地の方向表示	板面 縦 20 cm 横 30 cm 全体高 90cm	アルミ製	板面の位置が低く、下草で見えないときがある。目的とする遺構までの距離等内容の検討が必要。 地元有志による標識との統一性に欠ける。
誘導標識 (地元有志が製作・設置) 		板面 縦 10~20 cm 横 45 cm 全体高 85cm	木製	
規制標識 	見学者等への注意喚起	板面 縦 25 cm 横 35 cm 全体高 90cm	アルミ製	注意喚起を行う事項の検討が必要。

表 12 サインの設置状況

名称	設置の目的等	葛籠城跡	筑紫氏館跡	勝尾城	その他	合計
史跡標柱	史跡名の表示、 形状は文部科学省規定	—	1	—	—	1
総合案内板	史跡全体の案内説明	—	1	—	3	4
地区説明板	各地区の説明	2	1	—	1	4
遺構説明板	遺構の説明	7	0	5	3	15
遺構名称標識	遺構の名称の表示	5	1	12	6	24
誘導標識	散策ルート内の誘導	10	—	32	3	45
規制標識	注意喚起	1	—	1	—	2
合計		25	4	50	16	95

## ③災害復旧事業

本史跡は、山麓部と谷部に所在し、河内川によって形成された谷部と河内川に流れ込む溪流の流域は、土石流による土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されており、谷部に点在する家臣団屋敷跡のほとんどと筑紫氏館跡が警戒区域に該当する。また、いくつかの尾根は急傾斜の崩壊の恐れがある土砂災害警戒区域となっており、ひとたび土砂崩落が起これば河内川流域に影響を及ぼすことになる。さらに、葛籠城跡地区の一部も急傾斜地の崩壊の恐れがある土砂災害警戒区域となっており、警戒が必要である。

近年、梅雨期に1日降雨量が100mmを超える集中豪雨が頻発し、山麓部に所在する本遺跡では集中豪雨に伴い土砂災害が発生している。葛籠城跡地区では、平成30年度の梅雨末期に、警戒区域には該当していない南側空堀の東端で空堀に流れ込んだ雨水によって崖面が崩落し、隣接する民家の敷地に土砂が流入する被害が発生した。また、筑紫氏館跡地区では、勝尾城跡から流れ出る溪流や登山道に流れ込んだ大量の雨水が筑紫氏館跡地区に流入し、雨水によって館跡への登城道と推定される旧登山道の浸食や土砂の流入などの被害が毎年のように発生している。これに対して、排水流路を分けて旧登山道に流れ込む水量を減らす措置をとったが、豪雨時の旧登山道へ流入する水量に変化は見られない状況である。

これまでに行った災害復旧措置は、表13のとおりである。

筑紫氏館跡地区では、雨水等による遺構の毀損を防止することが喫緊の課題である。遺構の毀損防止のためには、十分な排水対策を検討した上で対処する必要がある。検討を行う資料として、溪流を流れる水の量や流域の広がり等の基礎データを収集するため、令和6年度には流水量調査や地形踏査を行った。また、溪流の流水量の増加について、上流に建設された広域基幹林道の排水処理などのデータを収集し、担当部署との連携を図ってい

表13 災害復旧のための整備実績

地区	年度	位置	災害年月	措置
葛籠城跡地区	平成30年度	南側空堀東端	平成30年7月	・土砂流出地点に耐候性大型土嚢を設置（補助事業）
	令和4年度	南側空堀東端	令和元年7月	・フトン籠による法面擁壁（補助事業）
筑紫氏館跡地区	平成22年度	登城道（推定）	平成21年7月	・推定登城道入口付近の土砂流出地点に耐候性大型土嚢設置 ・上流の広域基幹林道の排水処理の適正化
	平成23年度	館主要部	平成21年7月	・館跡西側に仮設排水管を設置 ・館跡南の市道に付帯する側溝の改修と増設
	平成30年度	館主要部 城山登山口	平成30年7月	・仮設排水管取水口の土砂除去 ・登山口広場の陥没箇所に土嚢設置
	令和元年度	館主要部 城山登山口	令和元年8月	・仮設排水管取水口の土砂除去 ・登山口広場の陥没箇所に土嚢設置
	令和2年度	城山登山口	令和2年7月	・仮設排水管の修理（接合）、土嚢設置
	令和3年度	館主要部 城山登山口	令和3年8月	・仮設排水管取水口の土砂除去、土嚢設置 ・舗装、側溝、フトン籠（補助事業）
	令和5年度	城山登山口	令和5年7月	・仮設排水管の修復、登山口広場の復旧
	令和6年度	溪流流路	-	・流水量等調査（補助事業）

くことが史跡の保護・管理の上での課題である。

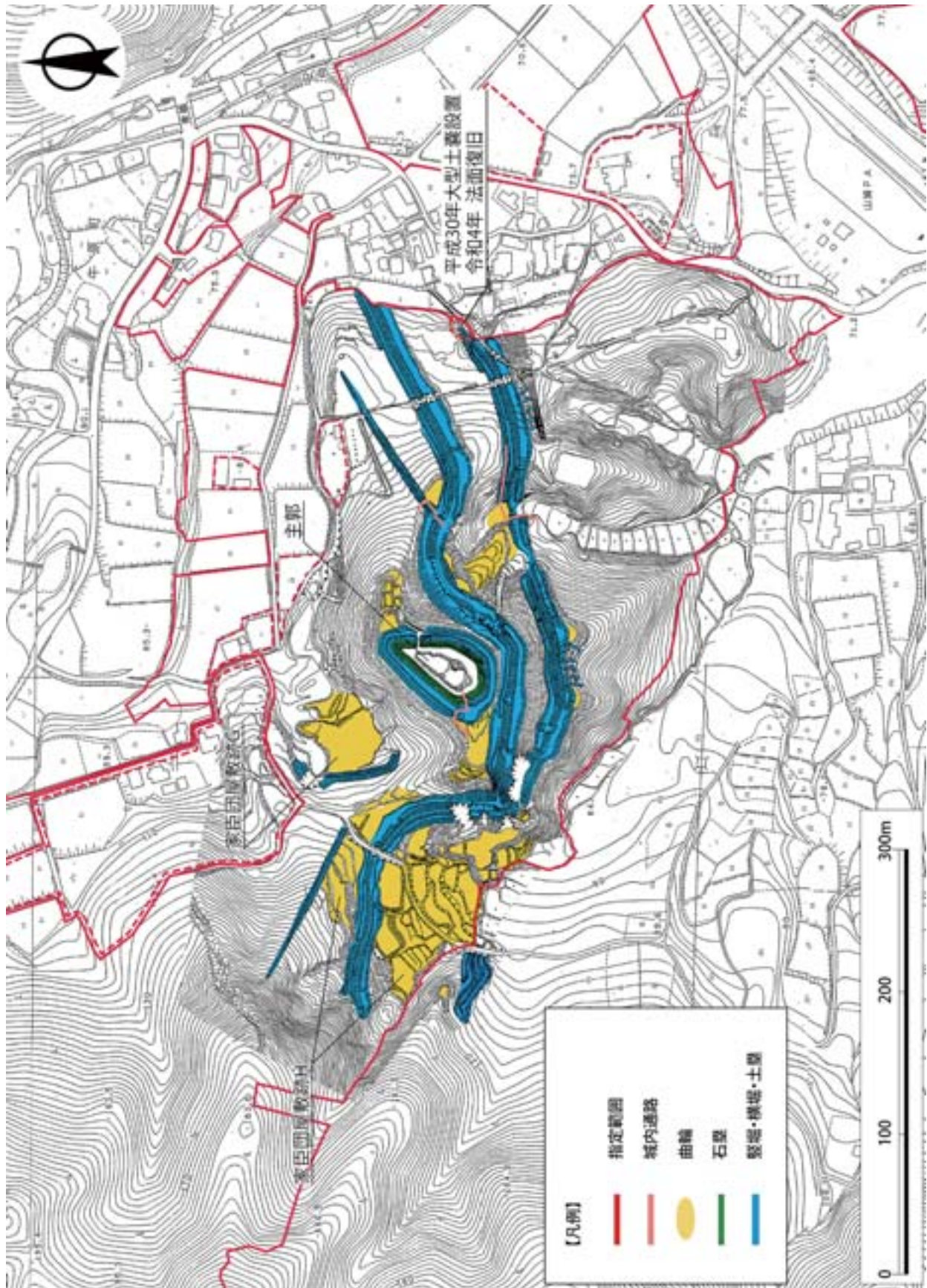


図 23 葛籠城跡地区災害復旧箇所図

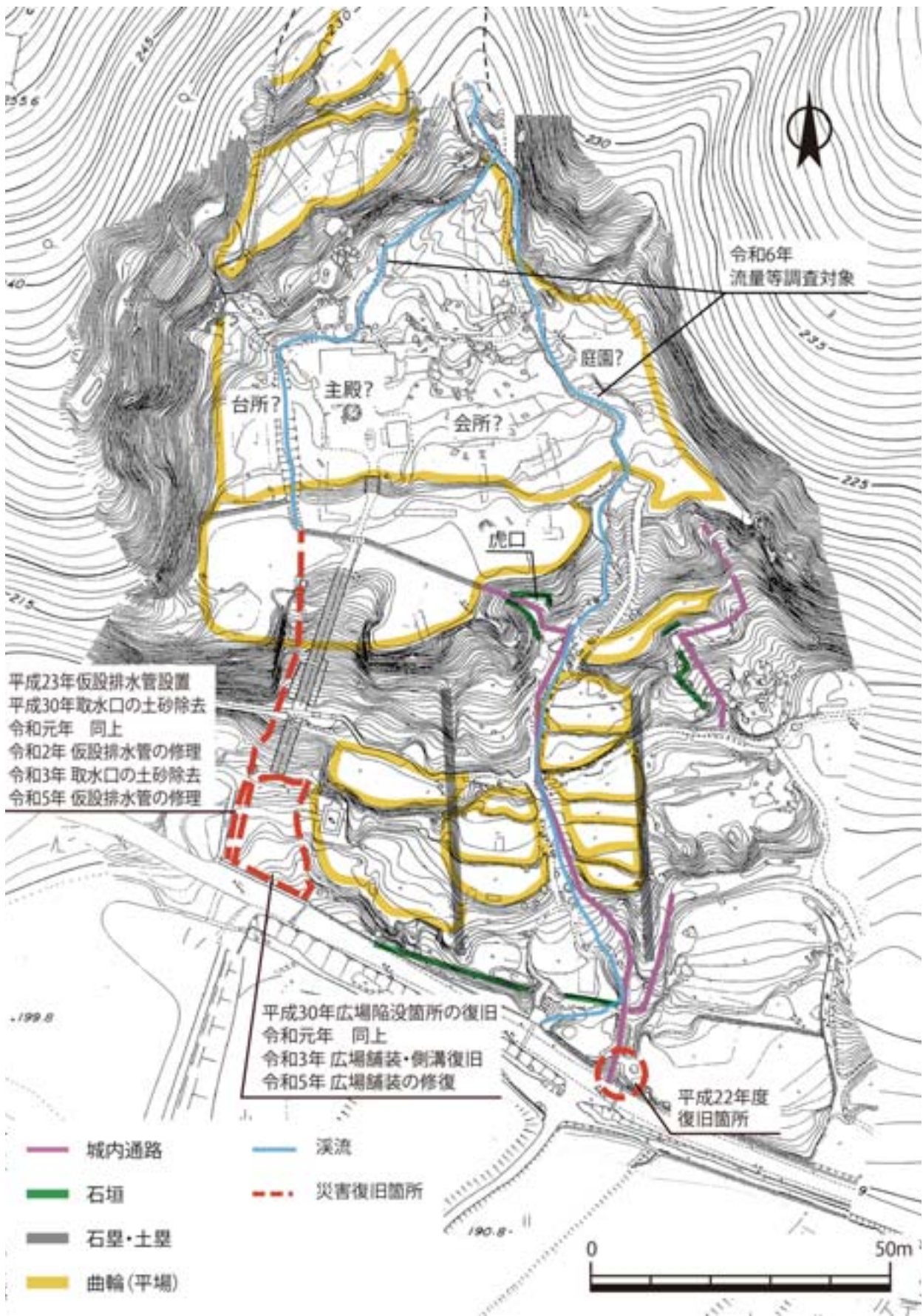


図24 筑紫氏館跡地区災害復旧箇所図

### (3) 葛籠城跡地区の現状と課題

「平成24年度計画」では、葛籠城跡地区の整備について、周辺との比高差が30～50m程度の低い丘陵に立地し、すぐ近くにある市所有の既存駐車場を基点として比較的容易な見学が可能であること、現状でも一般の来訪者が容易に理解できるほど空堀・土塁などの遺構の残存状況が良好であることから、来訪者が自然の景観を楽しみながら、空堀・土塁などの山城の雰囲気を感じながら体験できる整備を目指すこととした。具体的には、石垣の修理や空堀・土塁等の修復、自然環境を活かした景観整備、案内板の設置等を中心とする保存修景を重視した整備を行うこととした。

また、空堀や土塁などの視覚的効果に配慮した散策ルートの整備や必要に応じた防災措置についても行うこととした。

この計画に基づき環境整備を中心に行っており、その実績と課題を以下のとおり整理した。

#### ①自然環境を活かした整備

葛籠城跡地区は、スギ・ヒノキの人工林、常緑広葉樹を中心とする自然林、孟宗竹がそれぞれまとまって分布している。安全に葛籠城跡の見学を行うため散策路を中心に、通行や見学の支障となる樹木や倒木の恐れがある危険木、立ち枯れした樹木の伐採と整理を行ってきた。これにより、散策路の見通しは少しずつよくなり、遺構をある程度認識することが可能となった。

しかし、葛籠城跡の特徴である長大な空堀・土塁の見通しを人工林が支障していることや手入れが十分にされていない樹木が多く生育するため、地区内の光量が不足し薄暗いイメージを抱かせている。空間を見通せることや安心安全に地区内を見学するためには、樹木の整理が必要である。また、人工林の分布域は単層林であり、豊かな森林とするためには、保育と間伐を積極的に推進する必要がある。

#### ②整備目的の発掘調査等の実施

整備目的の発掘調査として、未調査地区であった主郭南側の谷部について、遺構の状況を把握するため発掘調査を平成26、27年度と令和2、3年度に実施した。調査成果については前述のとおりであるが、城域の出入口として空堀に設けられた土橋や、空堀北側の土塁上に設けられた防備の柵跡と推定される柱穴や敷石は、葛籠城跡の構造を考える上でも重要であり、整備していくべき遺構の一つと考えられる。

また、平成7年度から令和3年度にかけて遺跡の範囲及び内容を把握するための確認調査を実施した。一定の保存整備の方向性が見えた調査であったが、トレンチ調査を主体としたものであり、遺跡の全容確認までは至っていない。このため、整備対象地区について確認調査で判明した遺構の分布状況や内容を詳細に検討した上で、今後さらに必要な箇所について確認調査を実施するとともに、表出している土塁や空堀、石垣、曲輪、城内通路等の内容を把握する調査を進めていく必要がある。

#### ③空堀・土塁・石垣等の整備

葛籠城跡地区の整備は、環境整備を優先して行っており、空堀・土塁・石垣等については現状のままである。

近年、近隣の田畑ではイノシシによる被害が報告されている。葛籠城跡地区の中には、イノシシの獣道がいく筋も確認され、中には土塁・空堀を横断し、壁面が削り落とされるなどの被害が見られる。

整備の新たな課題として、自然的要因による破損だけでなく獣害による破損箇所の修復の必要性が挙げられる。

また、表出している石垣や土塁・空堀などの遺構の自然的要因や社会的要因による変化を経年的に観察していくため、現況の把握が必要である。これは「平成24年度計画」からの課題である。

#### ④散策ルートの整備

本遺跡では、年2回の遺跡見学会を開催しており、そのうち1回は葛籠城跡地区の周辺をコースとしている。葛籠城跡地区の見学会では、四阿屋神社前駐車場を基点として、長大な空堀・土塁、石垣、主郭など葛籠城跡の特徴的な遺構を通るルートを設定している。特に、主郭から南を望めば空堀・土塁を三重に巡らせた防備性や勝尾城筑紫氏遺跡の最前線の城郭として市街地への眺望がきくことから、見学ポイントであるとともに休息の場とするために石製のベンチを設置している。なお、ベンチは主郭のみに設置している。このコースは、見学会以外でも活用されるよう四阿屋神社前駐車場を基点とした周回コースにのぼり旗を設置し、誘導標識とあわせ活用している。

なお、近年の発掘調査で明らかになった主郭南東下の谷部で確認された土橋と柵列を想定させる小穴群や礎石群、それらに続く城内ルートについては、ガイドによる説明を行っているが、これが本来の葛籠城の通路であることを考慮すれば、葛籠城の出入口の構造を体感し、史跡の価値を理解するためにも南から進入する歩行者動線を設定することがコース設定の課題である。

また、歩行者の動線は、来訪者が土を踏みしめ、そこが新たな水みちや当時の城内ルートとの誤解のもとになるため、路面の保護・整備が課題である。なお、現状の散策ルートに含まれていない遺構を見学する散策ルートの設定は、本整備後に検討すべき課題とする。

管理動線は、市道を利用して管理を行ってきた。道幅が狭いところもあり、舗装された道路ではなかったために、降雨後の路面状況が悪い時には進入することが困難となるなどの課題があった。

散策の導入、基点となるエントランスは、葛籠城跡にも近く、駐車場も整備されていることから四阿屋神社前駐車場の一角とし、葛籠城跡地区の説明板を設置している。

便益施設のうちトイレは、四阿屋遊泳場の男性用1、女性用1、多目的1を備えた既設の公衆トイレを使用している。なお、この周辺での公衆トイレは、このトイレのみである。

休憩施設は設置していないが、散策前に地区説明板をじっくり見ることや、散策後に休憩をとりながら葛籠城跡を振り返ることなどを促すためにも休憩施設は必要である。

駐車場は、夏場に涼を求めて、市内外から多くの人々が四阿屋遊泳場に訪れる。このため、自家用車を駐車するには十分な広さはあるが、中型バスや大型のバスを収容できないという課題がある。これは、本駐車場にいたる道路の狭小さによるものだが、現状を変更することは当面は困難である。今後、歴史学習、地域学習の場として、観光資源としての活用を図るためにも、中型、大型バスへの対応を考慮しなければならない。

葛籠城跡地区南東側には史跡指定以前から市有地であり、九州新幹線建設に伴う工事事務所として使用された際にアスファルト舗装された場所があり、惣構跡の仮設駐車場として利用している。ここには中型バスや大型バスを駐車することができ、大人数の団体にも対応することは可能である。しかし、四阿屋神社前駐車場や現状の葛籠城跡入口までは約1 kmの距離があり、徒歩での移動には約15分を要する。

移動にかかる来訪者の利便性や、上述したような遺跡の価値への理解を深めるためにも葛籠城跡の南側付近へのエントランスの整備が課題である。

なお、惣構跡の仮設駐車場は、史跡指定地内にあり、今後、整理を要する。

## ⑤防災整備

葛籠城跡は、低い丘陵上に立地し、比較的緩やかな斜面地であるため、大規模な土砂災害が起こる危険性は低いとされてきた。しかし、前述したとおり平成30年度には隣接する民家に土砂が流出する土砂災害が起きており、また、葛籠城跡地区の一部は、土砂災害警戒区域に指定される急傾斜地もあることから、注意深く経過を観察していく必要がある。

雨の降り方によっては、雨水の一部が散策路を流れる場合や空堀に流れ込み、空堀を遮断する道路にあふれ出る場合がある。このような雨水により道路や遺構、地形そのものが浸食される場合があり、適正な排水設備の設置が必要である。

また、葛籠城跡地区の整備計画地の境界で、法面下部が雨水等により崩落して木の根が露出し、根で現状が維持されている地点が多くみられる。人々が生活を営む地域の中に所在する本史跡では、生活道路や民家や田畑などの農地に隣接しているため、現状が崩れれば土砂災害だけではなく倒木による被害も発生することとなる。下部が崩落した法面に対する処置が新たな課題である。

葛籠城跡は、低い丘陵で緩い傾斜地ではあるが、日常的な管理や災害への対応時には車両を使用せざるを得ない状況が考えられ、車両が通行できるような管理用道路の整備が課題である。地区内には、過去に車両が通行できるように掘削・整備された市道や里道があることから、これらを活用した整備の検討が必要である。



葛籠城主郭部の現況

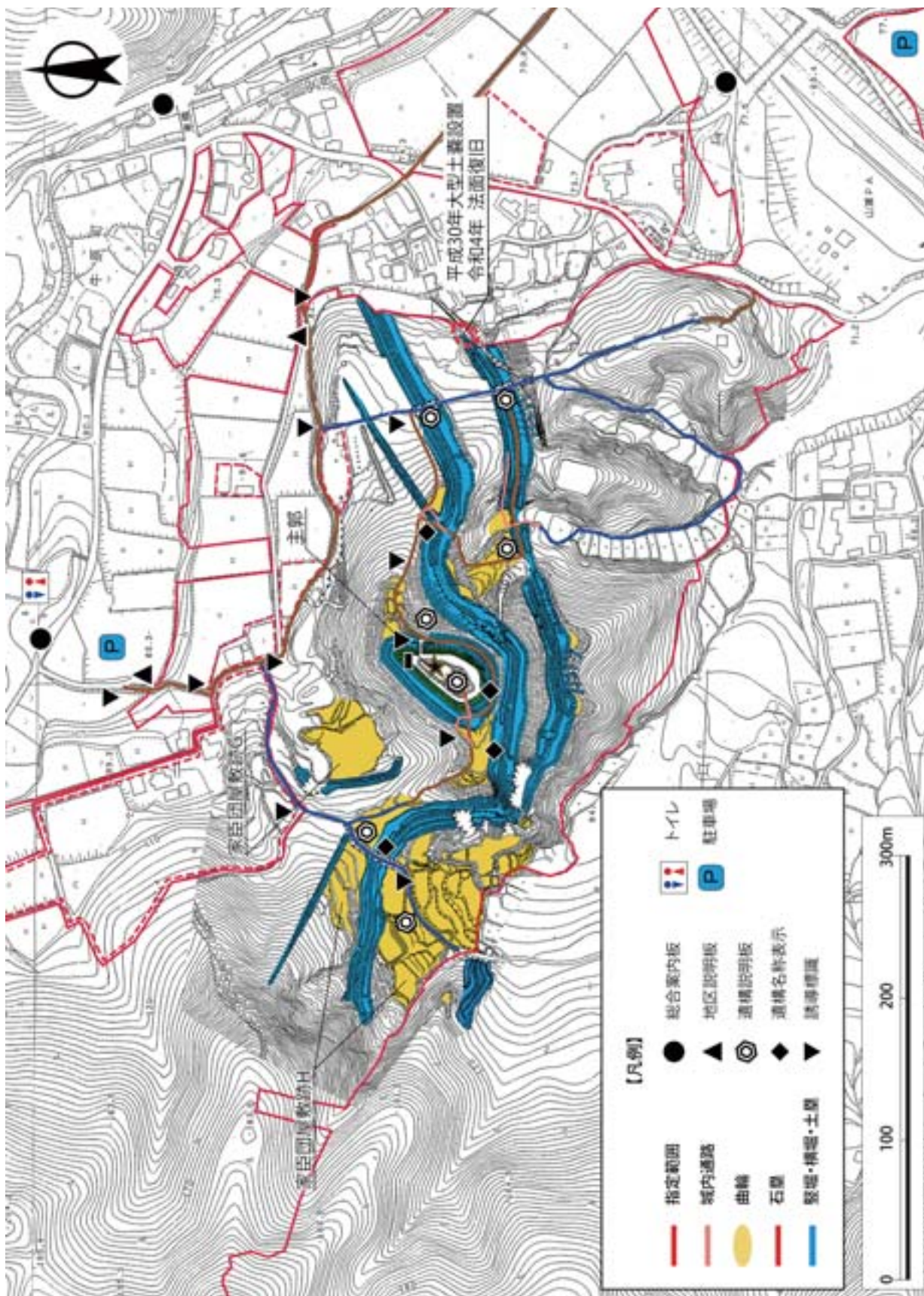


図 25 葛籠城跡地区現況図

#### (4) 筑紫氏館跡地区の現状と課題

筑紫氏館跡地区は、筑紫氏の領地支配の中核施設である館跡などの戦国期の様子を示す要素が良好な状態で残存することから、史跡の重要地区と位置づけられる。

しかし、当地区が勝尾城跡下から続く谷部を造成した立地であるため、土砂や雨水が流れ込みやすく、登城道と想定される里道に水が流れ込んで渓流化し、浸食が進んでいる。里道の渓流化対策として、本流を当地区の西側に迂回して流れる水路へ付け替えることを試みた。しかし、集中豪雨時には里道に雨水が流れ込む一方で、西側の水路に設けた仮設排水管は破損し、登山口広場で地盤が浸食されるなどの被害も発生している。このため当地区の上流から流れ込む水や土砂、溪流と化した里道などに対する防災と排水設備の整備を最優先とする必要がある。

整備の基礎データ収集として、豪雨時の流水と、それによって運ばれ本地区に流入する土砂の供給源を把握することを目的とした調査を令和6年度に実施した。調査の内容は、溪流や排水流末での流水量の測定や状況調査、周辺の地形・地質の状況調査である。今後、この基礎データをもとに排水設備を整備するとともに、市道から館主要部の枡形虎口に至る登城道と推定される渓流化した里道の調査を実施することが課題であるが、当面は、溪流となっている里道を保護するため、応急措置で対応しなければならない。

登城道から主要部に至る枡形虎口には、過去に雨水等が排水されていたことから、虎口の内側の土が緩み、石垣の一部が孕み、崩壊する危険性が生じている。石垣の孕みを抑えるため、土嚢積みにより暫定的に保存するとともに、石垣の上に生育している樹木による損壊を防ぐため、周囲を含めた樹木の伐採を行っている。

館主要部の本体部分と考えられる市有地には、昭和33年頃に建てられたと思われる民間信仰の建物(2棟)が現存している。このため、この部分の遺構の残存状況や内容の詳細について明らかになっていない。筑紫氏館跡地区の主要部を整備し活用を図っていくためにも、民間信仰施設のあり方について使用者との協議を進めることが必要である。

筑紫氏館跡地区の発掘調査は、25ページの調査履歴に示すように、平成7、11年、令和4、5年(1996、99、2022、23)に実施した。いずれも遺跡の内容を確認するためのトレンチによる確認調査であり、調査状況は図14の筑紫氏館跡地区トレンチ配置図のとおりである。主要部の建物の規模や配置、庭園とされる遺構の全体像、主要部周辺の様相などは十分に把握されていない。また、石垣等の現況調査も不十分である。遺跡の価値を顕在化してその価値を保護し、活用していくためにも、さらなる発掘調査を行う必要がある。発掘調査によって筑紫氏館跡地区の遺跡の内容を十分に把握、本来のルートを検討により、園路を整備し公開していく必要もある。

筑紫氏館跡地区の遺構は、ほぼ埋没した状態であり、枡形虎口の石垣の一部が表出している。このため、城山登山口広場に設置した総合案内板と、館主要部に設置した地区説明板、枡形虎口を示す遺構名称標識を設置し、遺構の所在地と遺跡の内容を案内している。

また、地区内の散策路は設定しておらず、勝尾城跡(城山)への登山道の一部として主要部を通過するのみであり、主要部周辺の散策路も設定していない。今後、発掘調査によって遺跡の内容と性格を明らかにし、それに基づいた散策路の設定と活用が課題となる。あわせて、現在は登山者の駐車場として利用されている城山登山口前広場についても、エントランス等の活用も考慮して、筑紫氏館跡地区として一体的な整備について検討する必要がある。しかし、勝尾城筑紫氏遺跡の活用の基点となる四阿屋神社前駐車場から城山登山口前までは、市道の幅員が狭小でバスの利用は不可能である。このため、自家用車で来訪する個人、小団体を基準とした整備や他地区との連携を考慮する必要がある。

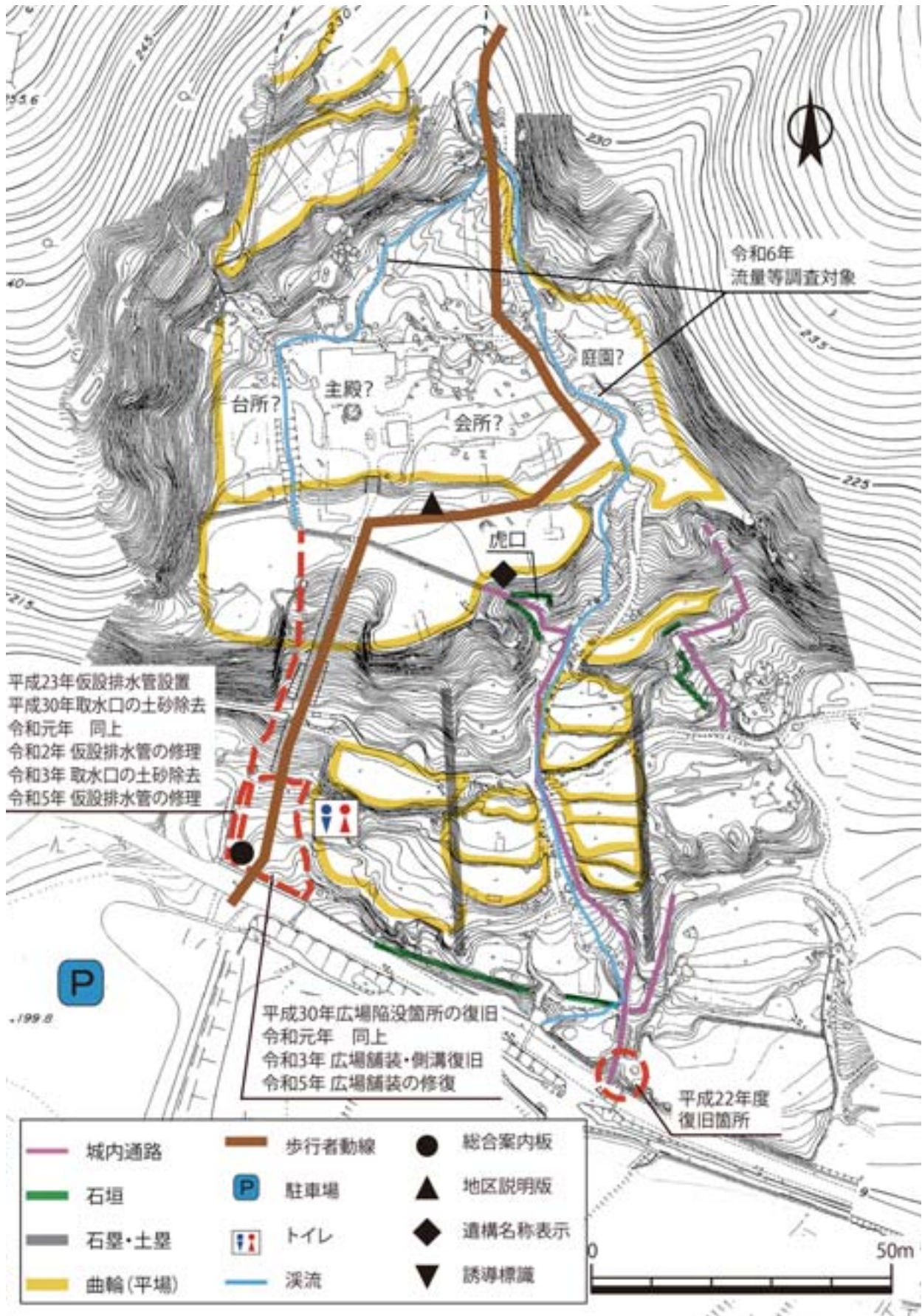


図 26 筑紫氏館跡地区現況図

### (5) その他の地区の現状と課題

史跡指定範囲には上記以外の地区として、勝尾城跡地区、高取城跡地区、若山砦跡地区、鏡城跡地区、惣構空堀跡地区、新町町屋跡地区、家臣団屋敷跡地区、伝全慶寺跡地区がある。

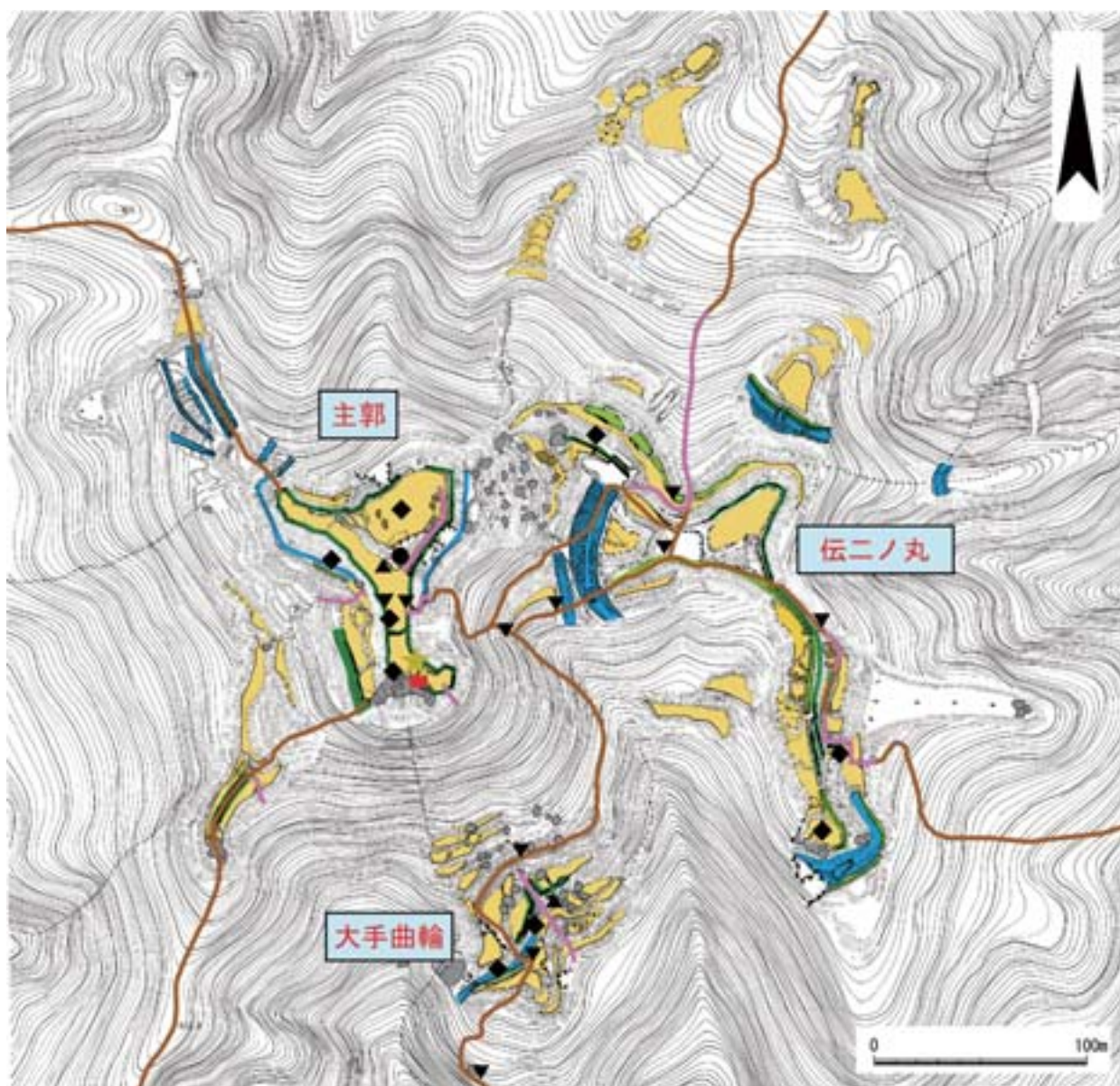
勝尾城跡地区については、3-3(4)のとおり4年次にわたり発掘調査を行い、主郭と伝二ノ丸、大手曲輪の表出する石垣や土塁、空堀など状況が明らかになっている。しかし、曲輪の内部の様相など詳細が明らかではないところも多い。現状では、明らかになっている遺構について遺構説明板や遺構名称標識を設置して周知を図り、誘導標識を設置して回遊を促している状況である。主郭部の南端「伝物見岩」からの遠望は、以前より城山登山の目玉となっていたため、観光部局によってベンチが設置されており、さらに市教育委員会が眺望説明板を設置した。

勝尾城跡地区へのアクセスは、筑紫氏館跡地区からの登山ルートと、広域林道の勝尾トンネル東側の駐車スペースからの短縮ルートがあり、いずれも大手曲輪を経由する。また、勝尾トンネル東側の駐車スペースから北上して「伝二ノ丸」を経由するルートも設定している。勝尾城への見学ルートには誘導標識を設置しており、標識には番号を記している。この番号は、市立図書館や鳥栖歴史文化交流展示室などに設置しているガイドマップに掲載した番号と合致しており、来訪者が現在地を把握できるようにしている。

勝尾城跡地区は、葛籠城跡地区、筑紫氏館跡地区とともに、勝尾城筑紫氏遺跡でも活用の中核となる地区であるため説明板、誘導標識等のサインの設置を行ってきた。勝尾城跡が山の頂部付近に所在することから歩行者動線は登山道を活用することとなる。勝尾城跡の公開活用にあたっては、通常の登山ルートとは別に遺構へ誘導するための動線や誘導標識が必要となる。勝尾城筑紫氏遺跡の遺跡見学会では、すでに大手曲輪や伝二ノ丸へのルートを設定しているが、そのほかの曲輪群への動線設定や動線として使用するルートの保護が課題である。さらに山中の動線となるため、一定の幅員を確保することや倒木や枯木などの支障木、斜面に対する安全対策も課題である。

また、管理用動線については、勝尾城まで至る動線は現状では整備されておらず、広域基幹林道によって大手曲輪や伝二ノ丸の直下まで近づくことができるのみである。林道から勝尾城まで管理用動線を整備することは、遺構の保存や保全措置上に制約があり、今後、十分な検討が必要である。

その他の地区については、3-3(1)の調査履歴の表に示すとおり発掘調査を実施し、その成果は、3-3(5)の表6に示している。発掘調査は表に示すように、表出する石垣や土塁、堀などを中心としたものである、詳細な価値様相は明らかではない。また、これらの地区は、尾根や谷部に分散し、そのほとんどは私有地であることから、それぞれの地区の整備や説明サインの設置、そこへ至るアクセス動線の整備・管理、誘導標識等のサインの設置が容易ではなく、公開活用できる状態にはない。これらについては、遺跡見学会等で、葛籠城跡や筑紫氏館跡、勝尾城跡の連携を行う中で活用することとなり、今後はアクセスやサインの整備を長期的な視点で改善していくことが課題である。



【凡例】

- |   |   |  |
|---|---|--|
|  曲輪    |  歩行者動線 |  総合案内板  |
|  石壁    |  休憩施設  |  地区説明板  |
|  土塁    |  眺望説明板 |  遺構名称表示 |
|  竪堀・横堀 |  誘導標識  |  |
|  城内通路  |   |  |

図 27 勝尾城跡地区現況図

## (6) 公開活用・管理運営の現状と課題

### ①公開活用

勝尾城筑紫氏遺跡の公開活用は、葛籠城跡地区、筑紫氏館跡地区、勝尾城跡地区を中心に行っており、既存の動線を活用した地区間の移動や登山ルートによりアクセスが可能である。ただし、基点となる四阿屋神社前駐車場およびそこから城山登山口前広場へは、市道の幅員が狭小であることから中型バス・大型バスの乗り入れはできないため、そこまでのアクセスは自家用車等で行うことになる。

葛籠城跡地区、筑紫氏館跡地区、勝尾城跡地区以外の地区については、当該地区の詳細な内容の把握ができていないことや、そこへのアクセスルートについても管理が行き届いていないなど状況にあり、どのように公開活用していくかの検討が今後の課題である。

市では、史跡指定以来、平成18年度から春と秋の年2回遺跡見学会を開催している。

見学会の主体は見学会実行委員会で、鳥栖市教育委員会と地元の牛原町、山浦町、地元団体の勝尾城史跡を守る会、史跡案内のボランティア団体であるふるさと元気塾、鳥栖市商工会議所、鳥栖観光コンベンション協会で構成している。広く一般を対象として、チラシ、市ホームページ等で周知している。鳥栖市内だけではなく市外からの参加者も多い。現在では春、秋ともに四阿屋神社前駐車場を基点として開催している。見学会の開始当初は、春の見学会では城山登山口前広場を基点としていたが、生活道路でアクセスしていたことから、道路の幅員が狭く、地元車両とのすれ違いにくさが課題となったことから、現在の春・秋ともに四阿屋神社前駐車場から徒歩で移動する形をとっている。

見学会の内容として、春には筑紫氏館跡、勝尾城跡を見学し、秋には葛籠城跡、惣構跡とその周辺を探訪している。発掘調査を行った年には、現場説明会を兼ねて調査成果を紹介することもあった。参加者数は、見学会の開始当初は春、秋それぞれ100名を超す参加者があったが、近年では各50名程度の参加である。過去には、春の見学会で小型バスを利用して広域林道の勝尾トンネルまで移動して勝尾城へ登ることも試みたが、バスの運行や費用負担等の課題があった。また、市制施行60年(平成26年)と70年(令和6年)には記念行事として豊後大友宗麟鉄砲隊を招いて火縄銃の演武を披露いただき、100名以上の参観があった。

市民団体と協働で公開活用を図ることは、市民が勝尾城筑紫氏遺跡の価値について理解を深めることにもつながり、有意義であると考えている。今後もボランティア団体との協力体制を維持していくことが課題である。

### ②管理運営

勝尾城筑紫氏遺跡は、史跡指定範囲だけでも約230haに及ぶ広大な遺跡である。史跡の管理運営の現状は、主に市教育委員会が葛籠城跡地区、筑紫氏館跡地区、勝尾城跡地区、惣構跡地区を中心に定期的な巡回と、台風等の後に災害発生の有無の現地点検、来訪者のための案内板や誘導標識の設置、管理を行っている。また、葛籠城跡地区、筑紫氏館跡地区、勝尾城跡地区を中心として見学ルート沿いにある支障樹木の伐採や倒木処理を年4回程度、業者に委託して行っている。下草刈りは、4～11月の期間に遺跡見学会前を中心として、地元団体への委託で年4回と、職員が必要に応じて行っている。

しかし、上記3地区だけでも広範囲であり、行政だけで担うことは困難な状況である。このことから、NPO法人と協力して、まず葛籠城跡地区の保全管理と公開活用事業として竹の伐採と伐採した竹を使用した竹細工体験と、森林保全安全講習を実施している。竹細工体験は、令和元年度から開催しており、年3～4回実施し、毎年50～70名の参加が

ある。竹の伐採とともに、参加者に対して遺構の説明を行うなど公開活用も同時に行っている。森林保全安全講習は、令和2年度から開催しており、佐賀県の農林部局に指導を依頼しチェーンソーの取り扱いの講習と支障木伐採の実技を行っている。年3～4回実施し、毎年20～40名が参加している。いずれも佐賀県の農林部局の補助事業により実施している。今後も協力体制を維持しながら、自然環境と遺跡の保全管理を行っていくことが課題である。

また、勝尾城筑紫氏遺跡の端緒として葛籠城跡地区の整備に着手し、その後、筑紫氏館跡地区や勝尾城跡地区、その他の山城や屋敷跡など城下域の整備を行っていくことになり、整備事業は長期に及ぶ。そのため、調査と整備を継続的に行っていく必要があり、職員等を含めた運営体制を持続的に維持していくことが求められる。

## 4. 基本理念と基本方針

### 4-1 基本理念

史跡勝尾城筑紫氏遺跡の整備は、戦国末期の有力国人領主の筑紫氏の城下町を含む城館群の在り方がわかる遺跡、戦国期の北部九州の歴史を考えるうえで重要な遺跡という史跡の本質的価値を将来にわたり確実に保存・継承していくとともに、遺跡の価値を顕在化することで、歴史学習の場、情報発信と調査研究の場、市民の憩いの場、観光資源として活用を図り、鳥栖市のまちづくりの核として地域活性化に資することを目的とする。

この目的を達成するために、遺跡の来訪者が、勝尾城筑紫氏遺跡の本質的価値を理解し、戦国時代の山城と城下町を学び、体験できる整備、安心安全に史跡内を探訪できる整備、市民とともにまちづくりへ活かす体制整備を行う必要がある。

また、遺跡が立地する地形をはじめ河川、植物などの自然環境も史跡を構成する要素であり、勝尾城の廃城後に経過した年月の中で地域住民の生活の場ともなっている。そのため、遺跡を取り巻く人々の生活環境、自然環境と史跡との調和を図り、総合的な視点から整備方法を検討し、地域の人々に親しまれる史跡とする。

勝尾城筑紫氏遺跡は、指定面積が約230haと広い範囲に城館遺跡が分布するため、これまでに実施した調査では、十分に内容を解明できたとは言えない。今後も史跡の内容を明らかにする調査を継続的、計画的に実施しなければならない。さらにその成果を十分に踏まえた精度の高い整備を追求する必要がある。

このことから、整備の基本理念を以下のとおりとする。

戦国時代の城下町を体験し、学び、イメージできる、  
史跡と自然環境が調和した勝尾城筑紫氏遺跡

また、史跡勝尾城筑紫氏遺跡の整備活用の基本的な考え方は、「保存管理計画」に次のとおり示されている。

#### 【整備活用の基本的な考え方（「保存管理計画」）】

- 遺跡の特性を活かした情報発信の機能と研究拠点としての性格の整備を目指す。
- 遺跡と自然環境の保全を図り、地域の人々に親しまれ活用される史跡整備を行う。
- 市民や来訪者が「遺跡と対話し、学び、遊ぶ」歴史体験型の史跡整備を目指す。
- 市民が多様な立場から史跡の整備活用に参画し、自らが地域文化の担い手として文化を創造する空間としての整備を進める。
- 鳥栖市の「まちづくり」の核として地域活性化にも資するような、史跡の整備活用を目指す。

### 4-2 本計画の基本方針

前記の基本理念を達成するために、本計画の期間内を対象に次の基本方針を定める。

#### (1) 自然環境と調和した遺跡整備

勝尾城筑紫氏遺跡は緑豊かな山林に囲まれ、清流が流れている。また四季折々の草花や動物、昆虫が生息している。これらに守られ、共存してきたことが現在まで良好に遺構が保存できた

ことに繋がるとともに、豊かな自然と一体となって史跡が存在することが大きな魅力の一つである。このことから、葛籠城跡の整備においても、史跡を取り巻く自然環境の保全を図りながら戦国期の遺構と散策道の整備を行う。

## (2) 遺跡の特徴を活かした整備

勝尾城筑紫氏遺跡は、空堀や土塁、石垣など表出する遺構、土中に埋もれた遺構などの残存状態がよく、戦国末期の有力国人領主の城下町の様子をよく知ることができ、それは本遺跡の特徴といえる。しかし、表出する遺構は、経年による劣化や動植物による毀損がみられる。

本計画においては、遺跡を保存するとともに、戦国時代の山城の様子を感じられるような空間として来訪者が効果的に戦国時代を体験できるような活用を図るため、特にその効果が発揮できる箇所を抽出し、遺構の修復と発掘調査に基づく復元的な整備を行う。

## (3) 来訪者の利便性に配慮した整備

歴史学習や調査研究の場、観光資源、市民の憩いの場として活用することから、様々な人たちが史跡を訪れることが考えられる。葛籠城跡地区では、遺跡の雰囲気を感じ、戦国時代の山城を学び、体験することができるよう安全に歩くことができ、来訪者を迷わず遺構空間へと導いていくことができる動線の整備や、分かり易い案内板等のサインの整備を進める。また、様々な要因により起伏のある山城をすべて見ることはできないときでも、地区説明板に史跡の価値を伝えることができるような表示を行う。

## (4) 防災安全に配慮した整備

史跡内には急斜面地や手入れが十分とはいえない山林、過去に土砂が流れ出た痕跡が見られる。近年の豪雨で土砂災害が発生している地区や、法面が損壊している箇所がある。整備に当たっては遺構の保護と防災面に十分留意する必要がある。このことから、防災に考慮した遺構整備や防災施設の整備を行う。また、筑紫氏館跡において雨水等の流れ込みによる影響がみられており、応急的な措置を行う。

### 4-3 葛籠城跡地区の整備方針

葛籠城跡の整備について、「平成24年度計画」では、来訪者が自然の景観を楽しみながら、空堀・土塁などの山城の雰囲気を気軽に体験できる整備を目指すこととした。具体的には、石垣の修理や空堀・土塁等の修復、自然環境を活かした景観整備、案内板の設置等を中心とする保存修景を重視した整備を行うものである。また、空堀や土塁などの視覚的效果に配慮した散策ルートの整備や必要に応じた防災措置についても行うとした。

その上で、本計画での整備では3-5で整理した課題を解決していくことから、葛籠城跡地区の整備方針を次のとおりとする。

なお、これまで十分に解明できなかった部分の調査については、本計画での整備が終了した後には検討する。

#### ① 自然環境を活かした整備

葛籠城跡地区は、スギ・ヒノキの人工林と常緑広葉樹を中心とする自然林、孟宗竹がまとまって分布している。史跡を憩いの場としていくために、現状の豊かな自然環境を保全していくことを原則とする。ただし、孟宗竹は、森林の駆逐、生物多様性の低下など自然環境に影響を及ぼすことから皆伐を前提とした伐採を行う。

しかし、遺構の保存に影響を与えている樹木や史跡内の散策に支障となる樹木、空堀や土塁など遺構の見通しや見学ポイントからの眺望を阻害する樹木は、伐採整理し、これにより自然景観を活用した歴史学習の場とする。

#### ②空堀・土塁の整備

葛籠城跡地区において、山城の雰囲気を作りやすく伝えるものは、空堀・土塁である。これらは比較的良好に残存しているものの、部分的には経年の自然的要因による劣化や動植物によって毀損しているところがある。遺構の保存と史跡の本質的価値を伝えるため、毀損した箇所を修復を行う。さらに、発掘調査により葛籠城跡地区の構造上の特徴が明らかになった一部の空間で遺構復元と平面表示の手法をとることにより、より具体的な遺構の様子を伝える。

また、遺跡、遺構の理解を深めるため遺構説明板を設置しているが、発掘調査により明らかになった遺構説明板を新たに追加する。

#### ③散策道の整備

来訪者の史跡散策のためには、適切な散策道や誘導案内等のサインの整備が必要である。

散策道は、葛籠城が機能していた当時の城内通路に沿って設定し、来訪者に山城を体験してもらうことが望ましい。しかし、現状では発掘調査で明らかとなった土橋とそれに続く城内通路、そして虎口の周辺のみが明らかであるため、城内通路を想定してそれに沿った散策道を設定することは困難である。このため、基本は既存の散策道を踏襲しつつ、土橋等を顕在化することで城内通路の一部を顕在化する。

既存の散策道は、葛籠城跡地区の見せ場となる空堀・土塁を見学しながら、自然観察も楽しめる遊歩道的なルートを設定しているが、路面は整備されていない。したがって、遺構保存と来訪者に配慮した路面整備を行い、状況に応じて階段や手すりなどを設置する。

誘導サインや規制サインは、史跡の景観に配慮したものとし、来訪者に必要な情報を明示した内容とする。

#### ④防災整備

史跡整備は、遺跡の適正な保存を図ることを目的の一つとすることは言うまでもないが、葛籠城跡地区は、地元住民の生活・生産の場に隣接することから近隣への被害が及ばないようにしなければならない。崩落の恐れのある法面や斜面に対する処置、雨水により影響を受ける可能性のある遺構や地形に対する処置を行う。

また、日常的な遺跡の管理や災害に対応するため、管理用動線の整備を行う。



葛籠城主郭から市街地方面の遠望

#### 4-4 筑紫氏館跡地区の整備方針

筑紫氏館跡の整備について「平成24年度計画」では、筑紫氏館跡が勝尾城跡から入る急峻な山間の深い谷を流れる溪流があることから土砂や雨水が流れ込みやすい立地にあり、登城道と想定される里道は溪流化して浸食が進んでいることから、里道の保全対策と雨水・排水処理施設の整備を第一として防災整備を最優先に行うことが示されている。平成24年度以降、度重なる豪雨によりさらに浸食が進み、遺構の毀損が懸念される。

このことから本計画では、筑紫氏館跡地区の本格的な整備とは別に、雨水等による遺構の毀損を防ぐための排水対策について応急的な措置を行う。

また、筑紫氏館跡でこれまで行った確認調査の成果について3-3で示し、課題を3-5で示した。今後、遺跡の保存と活用の両立を図るため整備を行うことになるが、その内容を十分に検討するため遺跡の内容を把握することは重要である。このことから、これまで明らかにできなかった遺跡の内容を把握することを目的とした発掘調査を行う。

## 5. 整備基本計画

### 5-1 史跡の整備区分

勝尾城筑紫氏遺跡は広大な範囲に遺構が点在することから、その整備事業は技術的にも財政的にも長期間にわたることを想定し、「平成24年度計画」では史跡内の整備対象地区を短期・中期・長期整備計画として区分して、整備事業を進めることとした。ここでは、短期整備計画として葛籠城跡地区の整備を進め、次の中期整備計画で筑紫氏館跡地区と勝尾城跡地区、長期整備計画で前述以外の支城群と家臣団屋敷跡・新町町屋跡・惣構空堀跡地区を対象としていた。

本計画では、短期整備計画として葛籠城跡地区の整備を位置付け、令和8年度から14年度までの7年間とする。しかし、計画用地には、未公有地が残っており、本計画における整備のすべてを行うことはできない。未整備地については、公有地とした後に整備するものとする。また、筑紫氏館跡地区の整備は、下記に示すように長時間を要することから、遺構保存のために応急的に行う雨水排水対策を短期整備計画の期間で行う。

次の中期整備計画には、筑紫氏館跡地区の整備を位置付け、およそ10年間を目途とするが、整備にあたっては発掘調査を実施する必要性もあり、時間を要する。このため勝尾城跡地区や惣構跡地区、屋敷跡地区、支城群については、その後の長期整備計画として位置付ける。長期整備計画の地区の中でも本城の勝尾城跡地区の整備を優先する。

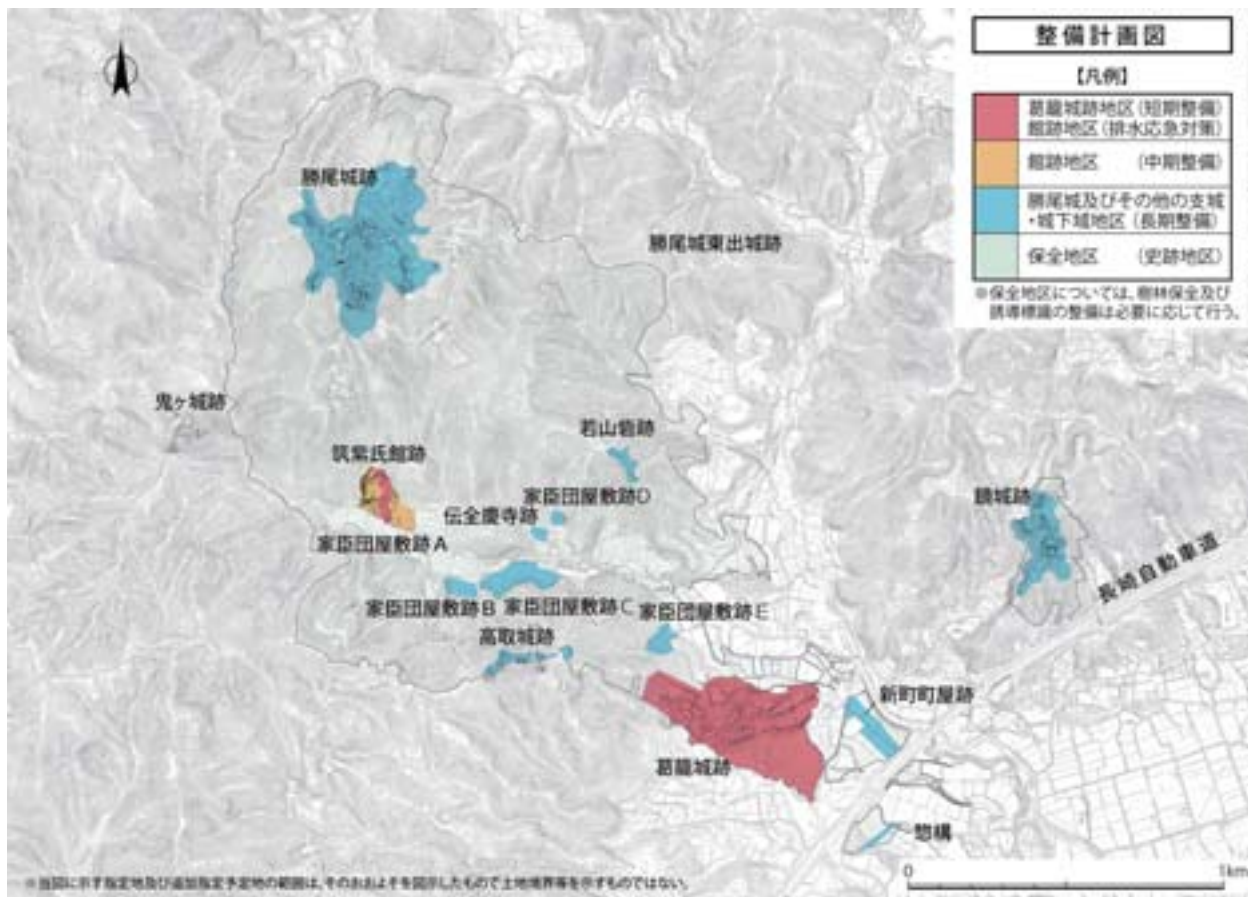


図28 勝尾城筑紫氏遺跡整備計画図

## 5-2 葛籠城跡地区の整備

### (1) ゾーニング

整備にあたって、発掘調査で確認した遺構・遺物をもとに以下の三つにゾーニングする。詳細なゾーニングは図29に示す。

#### 【山城体験ゾーン】

葛籠城跡地区の本質的価値である遺構・遺物を保存しているゾーンで、遺構の状況から以下のように細分する。

##### ①空堀・土塁

葛籠城跡の特徴である長大な2条の空堀と土塁およびその周辺の施設を含む範囲である。丘陵の基部から東側を流れる安良川まで約700mに及び、勝尾城の防衛の最前線であることを示す。現況で空堀とわかるのは本計画地区内の約560mである。

防衛施設の空堀・土塁の威圧感を体感するため、土塁の縁や空堀内を散策ルートとする。このため、散策ルートから見える範囲は、経年や動植物による毀損の修復と見通しを確保するための伐採を行う。また、構造上の特徴となる空堀に設置された土橋や空堀の内側の土塁に作られた柵列など一部の空間では、整備の効果を高めるため復元を行うゾーンである。

##### ②主郭

丘陵の頂部に所在し、葛籠城の中心機能を果たしていた主郭と、主郭を取り囲む横堀と土塁を含む範囲である。葛籠城の中でも最も高所にあるため周囲への眺望が良く、防衛の最前線となる惣構空堀跡や本城の勝尾城跡を見ることができる。

来訪者が微高地へ登り切ったところで、戦国時代の眺めに思いをはせながら休憩できるように主郭周囲の選択的な伐採、眺望説明板や休憩施設の設置などの整備を行うゾーンとする。

また、散策路となる横堀の土塁上は、土塁の保護を考慮し覆土を行う。

##### ③屋敷跡

主郭の北西の麓に位置し、土塁と空堀を付随させた屋敷Gと、主郭西側の谷地に「ひな壇」状に配置され、石列で区画されている屋敷跡Hである。

トレンチによる確認調査で一部を発掘したが、全容は明らかではないため、遺構説明板を設置し葛籠城跡の中の遺構であることを示す。また、日常的な管理として下草刈りや立枯れ木や傾倒木等の伐採を行う。

#### 【景観保護ゾーン】

葛籠城跡地区の整備計画地のうち山城体験ゾーンとエントランスゾーンを除く範囲であり、ここでは葛籠城跡に伴う遺構・遺物は確認されていない。主郭の東側の空堀とそれに挟まれた範囲と西側の空堀周辺に人工林が植栽され、そのほかは自然林である。

自然環境を楽しむゾーンとして、健全な自然環境の保全を図るため必要最小限の伐採と樹木整理を行う。その後は下草刈りや枝打ちなどの管理を継続的に行っていく。ただし、散策ルートや管理兼用道路を設定することから、特に管理車両兼用動線の周辺は、安全を考慮して伐採を行う。

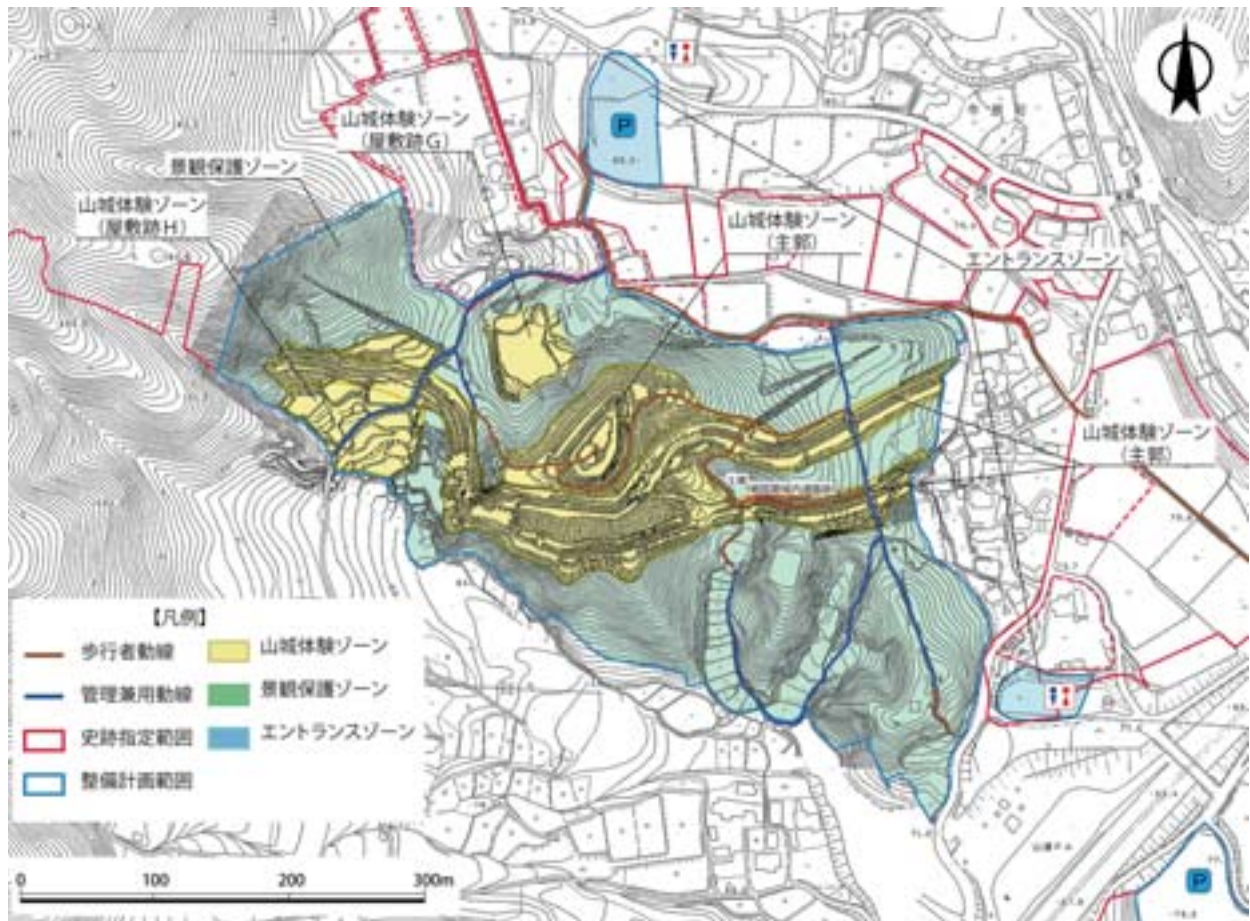


図 29 葛籠城跡地区 整備ゾーニング

### 【エントランスゾーン】

葛籠城跡地区への導入となるゾーンで、南北の2か所に設定する。

北エントランスは、四阿屋神社や四阿屋遊泳場の駐車場として一般に開放されている市有地であり、史跡には指定されていない。遊泳場に近接するトイレを利用するため、既存の葛籠城跡地区説明板の周囲に、休憩施設としてベンチを設置して、エントランス機能の整備を行う。

南エントランスは、惣構跡地区や新町町屋跡地区などの近接する地区や施設との連携、大型車両を利用した来訪者の利便を図るため、整備計画地南東部に新たに整備する。エントランス予定地には、葛籠城跡地区説明板とベンチ、トイレ等の便益施設を設置する。また、整備予定地の南側の出入口には地区標柱を設置し、葛籠城跡の出入口とわかるような表示とする。

### (2) 遺構保存計画

山城体験ゾーンの空堀・土塁ゾーンや主郭ゾーンで表出する空堀・土塁、主郭などに対して山城遺構を保存し、来訪者が山城の雰囲気を感じることができるよう保存措置を行う。

空堀・土塁は、経年的な自然要因や動植物による毀損がみられる。空堀の壁面や土塁上に植栽されたスギ・ヒノキなどの人工林が成長して毀損したり、イノシシの獣道となって空堀の壁面が崩れたりしており、今後拡大することも考えられる。遺構を保護するとともに来訪者に山城の雰囲気を感じてもらうためにも、散策ルートから見える範囲の毀損箇所について修復を行う。修復の方法として、空堀の壁面や土塁などの損壊箇所に土を補充し、盛土の安定のために必要に応じてネットや植物で被覆を行うなどを検討する。

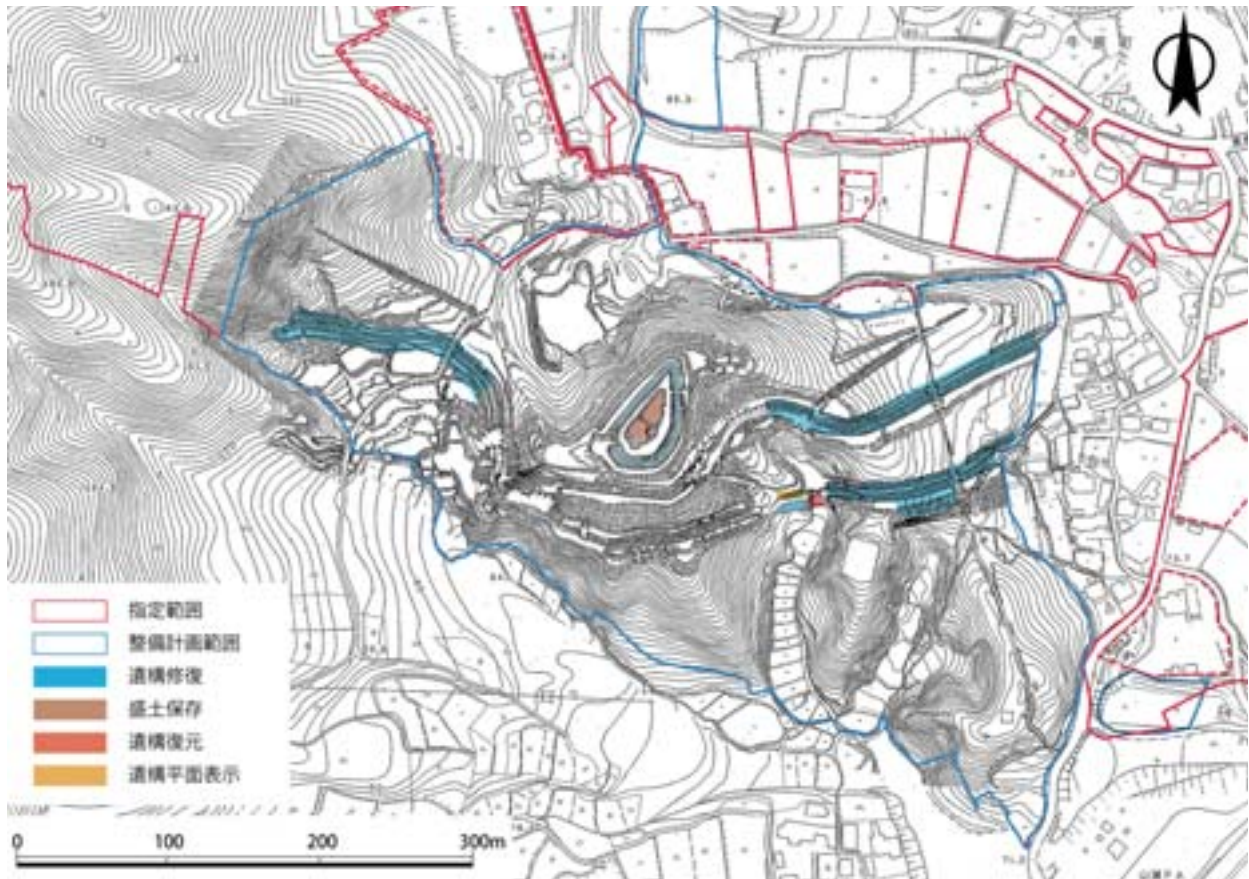


図 30 葛籠城跡地区 遺構修復・復元計画範囲図



葛籠城跡主郭 整備イメージ

また、土塁の上端や主郭内部など来訪者により踏み固められ、将来的に新たな通路となって本来の城内通路との混同を招くことになるなど地下の状況に影響することが考えられる。主郭周りの土塁上の散策路には約20cmの保護盛土を行い、土系強化土で表面を保護する。また、主郭内部は、表土層が約5cmであったため約20cmの保護盛土の後に芝張りを行う。

資材の搬入は、主郭西側の管理兼用動線を使用する。

### (3) 遺構復元計画

平成27年度と令和2年度の発掘調査において葛籠城の南側空堀の土塁が途切れる部分に、空堀を横断する土橋跡（長さ3m、幅2m）と土橋周囲を防御するための柵列と考えられる小穴遺構を確認した。これにより葛籠城の出入口であることが新たに判明し、攻め手側と守り手側の様相を体感できることから、遺構復元と平面表示の整備を行う。

遺構復元と平面表示は、土橋跡から北側の柵列状の小穴遺構と空堀を含めた範囲を行う。土橋跡の表土層は7～20cmであることから約20cmの保護層を設け、土系強化土で覆う。柵列状の小穴遺構の表土層は約10cmであり、約20cmの保護層を設けて平面表示を行う。今後の発掘調査の状況により柵列の復元を検討する。

また、土橋跡の北側土塁上には礎石状の石列を確認した。防御施設の遺構であるため、周囲は土系の強化土で覆い、平面表示を行う。

なお、遺構説明板を新たに設置し、想定される城内通路についても表示する。

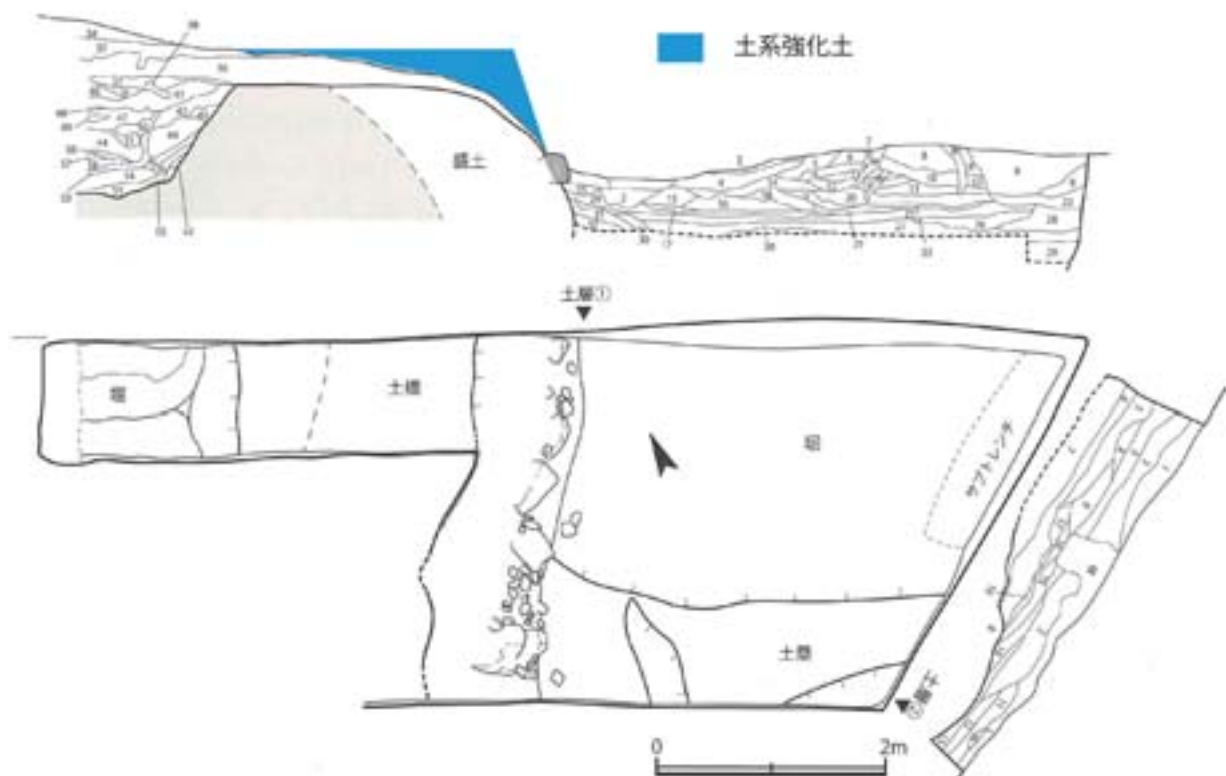


図31 土橋の復元イメージ



南側空堀の東側から見た谷部（遺構復元範囲）



南側空堀の土塁上の石列跡（平面表示）西から



葛籠城跡南側空堀 歩行者用園路及び土橋復元整備イメージ

#### （４）動線計画

散策道は、葛籠城が機能していた当時の城内通路に沿って設定することが望ましいが、現状では一部が明らかになっているのみで、城内通路を想定した散策道の設定は難しい。このため、基本は既存の散策道を踏襲し、城内通路として明らかになっている土橋等やそれに続く城内通路など一部を顕在化する。

また、土橋を確認したことにより南から葛籠城に入ることが明らかになったため、南からの動線と南エントランスを整備する。

##### ①歩行者動線

歩行者用動線について現状では、のぼり旗を設置し、表土の上を動線としている。葛籠城跡は丘陵地であることから表土は薄く、歩行者が通った後は踏み固められ、元来の通路

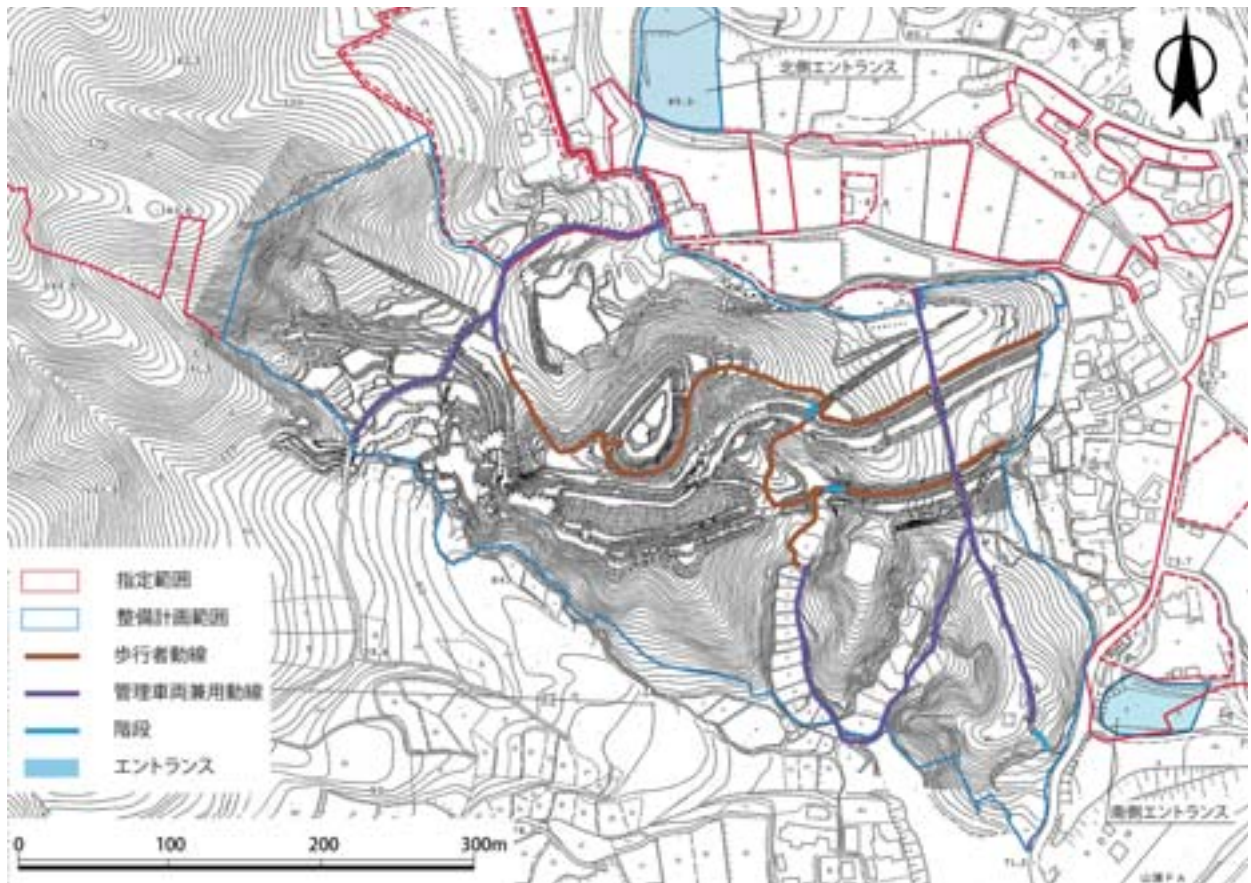


図 32 葛籠城跡地区 動線計画図



葛籠城跡南側空堀 歩行者用園路整備イメージ

と誤解されることにもつながると考えられる。動線の整備では、地下への影響を少なくするため、地形の状況により一定の盛土を行い、路面を整備する。動線の幅員は、約1.8mを基本とするが、遺構の保存及び土地の状況によって幅員確保が難しいときは、その区間の前後に人がすれ違うことができる程度の広場を設ける。舗装は、周囲の自然景観に調和し、安全な歩行ができることに配慮したものとする。また、戦国期の通路跡と重複するときは、整備により新たに設定する動線との違いが認識できるようにする。

なお、全体的に緩やかな丘陵地に所在する葛籠城跡ではあるが、急傾斜地や滑りやすい場所があるため、様々な人々が安全に見学できるよう階段の新設と既存階段の改修を行う。

また、必要に応じて手すりの設置を検討する。また、長い傾斜道や階段がある場合は、一定距離ごとに平坦地や踊り場を設ける。

## ②管理車両兼用動線

散策ルートの一部は市道や里道を通ることとなるが、現状の市道と里道は、路面が悪く歩行者及び管理車両の安全かつスムーズに通行することは不可能である。また、排水設備は未整備のため、市道や里道によって排水されており、浸食が進んでいる。

日常的な管理や災害が発生した場合などの管理動線は必要であることから、市道や里道を活用した管理動線の整備を行う。

管理車両兼用動線は、幅員など現況の地形の改変を最小限に留めて行う。舗装はアスファルト舗装を基本とするが、史跡景観に配慮した配色とする。また、雨水等の排水を適切にできるよう排水設備の整備を行う。

## ③エントランス

これまで散策の基点としてきた葛籠城跡地区北側のエントランスは、四阿屋遊泳場などを訪れる多くの来訪者を含めて、葛籠城跡への来訪者の主要なエントランスとしての機能を引き続き持たせる。現状では説明板のみを設置しており、来訪者が休息できるベンチ等の休息施設を設置する。

また、中型バスや大型バスの乗り入れが困難であり、惣構跡仮設駐車場を利用しなければならないことや、既存の見学ルートが本来の葛籠城の城内ルートとは別であることなどの課題は、3-5(3)に記したとおりである。これらの課題を解決するために葛籠城跡の南側に新たな入口とエントランスの設置を検討する。

葛籠城跡の南側には、惣構跡地区の仮設駐車場から約200mのところには既存の市有地の平場があり、新たな入口にも約30mと近い。エントランスとしての機能を持たせるため、葛籠城跡地区説明板とベンチ、トイレを配置することとなる。トイレは、既存の公衆トイレが四阿屋遊泳場にしかなく、前述のとおり約1km離れていることから設置が必要となる。トイレについては、(7)で述べる。

## (5) 修景・植栽計画

葛籠城跡の植生は、主郭周辺に常緑広葉樹が広がり、自然林の景観を見ることが出来る。その東側や西側の地区では、スギ・ヒノキの人工林が植栽され、十分な管理が行き届いておらず、密集した状態で見通しもきかない状態である。来訪者に戦国期の山城の遺構とともに自然景観を楽しんでもらうためには、密集した人工林は間伐などを行って健全な森林環境の保全を図りながら史跡との調和を図っていく。

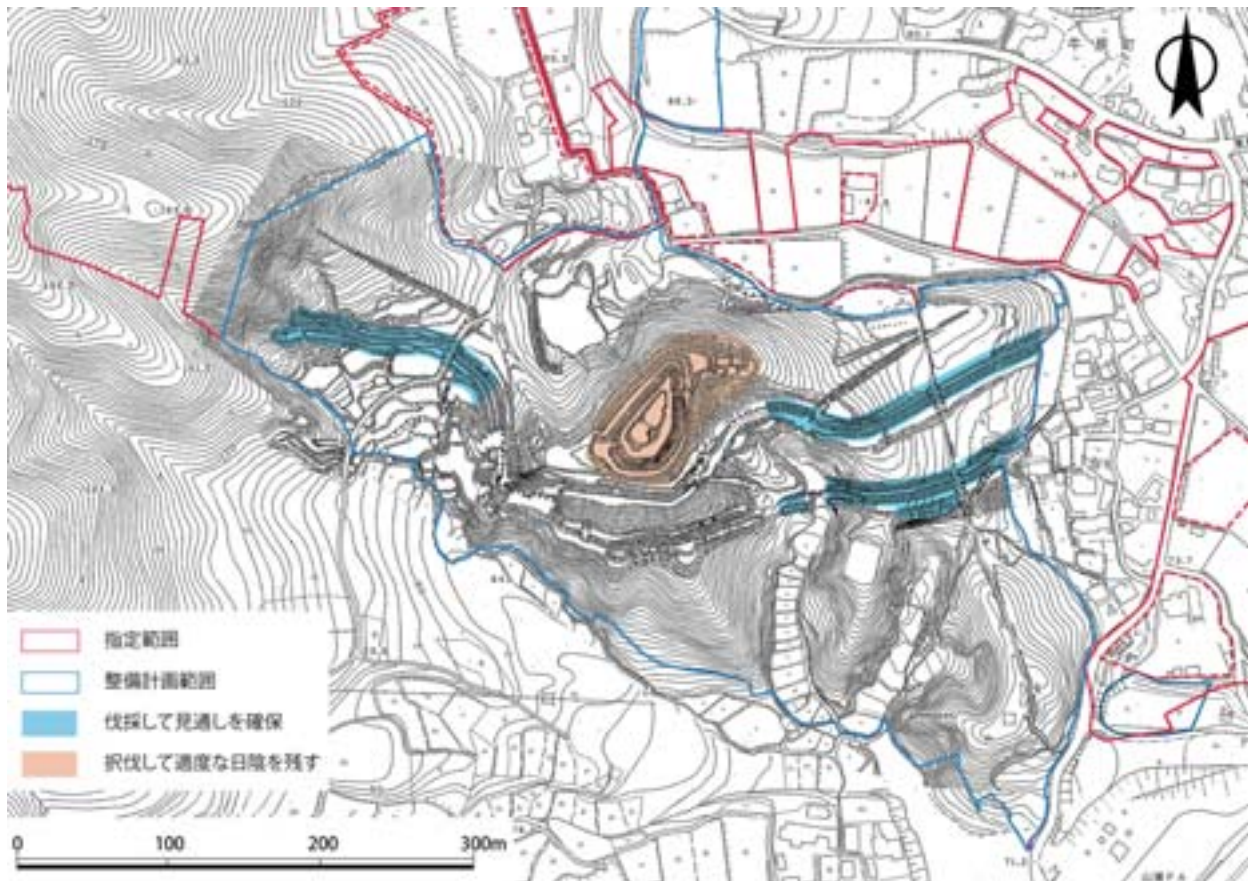


図33 葛籠城跡地区 修景・植栽計画図

#### ①山城体験ゾーン

山城体験ゾーンは、遺構の保存を図りながら来訪者が山城の雰囲気を経験するゾーンである。遺構の保存のため、空堀・土塁や主郭などの上に生育する樹木は原則伐採する。加えて来訪者が休憩や遺構を見学するときには樹木が作り出す日陰を残すことは、快適な史跡散策の環境づくりにつながるため、見通しや眺望を確保にも配慮しつつ、周辺状況に応じ整理伐採を行う。

なお、地区内に密集して生息する孟宗竹は、遺構損壊や林内光量の低下などの史跡環境と自然環境に悪影響を及ぼすことから皆伐する。

#### ②景観保護ゾーン

景観保護ゾーンは、来訪者が自然環境を楽しむために保全に努めるゾーンである。しかし、整備計画地の約3分の2はスギ・ヒノキの人工林で、十分な管理が行き届いておらず密集した状態である。このため見通しがきかず、薄暗い環境となっている。健全な自然環境とするため立枯木や傾倒木、矮小木等の整理伐採を行う。その後に健全な森林環境となるよう長期にわたって維持管理を行う。

### (6) サイン計画

葛籠城跡地区に設置しているサインの種類は、総合案内板、地区説明板、遺構説明板、遺構名称標識、誘導標識、規制標識の6種類で、見学の基点となるエントランスや葛籠城跡の入り口、動線の分岐点や遺構までの動線上、各遺構地点等に設置している（図25）。サインの形

状や色調は、史跡景観と調和した統一的なデザインとし、設置についても遺構に影響を及ぼさないよう配慮してきた（表 11）。

本計画では、既存のサインについて再検討し、継続使用するサインと、既存サインを撤去して新設するサインに分けた（表 14）。

総合案内板、地区説明板、遺構説明板は、これまでのものを継続して使用する。発掘調査によって明らかになった土橋跡の遺構説明板や、南エントランスの地区説明板は新設するが、形状や色調はこれまでのものを引き継ぐ。これらの説明板は、日本語のみで表示されたもので多言語への対応が課題であった。新設する説明板以外は継続使用することから、既存のものを活用して多言語対応することを検討しなければならない。具体的にはQRコードによる説明文の表示などが考えられる。

遺構名称標識、誘導標識、規制標識は、来訪者が分かりやすい内容とデザインとし、形状や配色、設置数等については基本設計で検討する。

また、市街地をはじめ、遠方まで眺望することができる山頂の主郭には、眺望説明板を新設し、戦国時代に見えた景色をイメージできるようにする。

これまで葛籠城跡の主要動線の入口を示すものはなかったが、主な入口となる所には地区標柱を設置し、来訪者が葛籠城跡に入ることを意識できるようにする。デザインは基本設計で検討する。

サインの設置にあたって遺構や史跡景観、来訪者の利便性に配慮することとし、できる限り据置型とすることを検討する。やむを得ず支柱を埋設する場合には、発掘調査を行い遺構に影響を及ぼさない工法の採用を行うか遺構に影響を及ぼさない場所に設置を検討する。

## （7）便益施設

### ①休憩施設

葛籠城跡地区の現状の休憩施設は、主郭部に石製ベンチを設置しているのみである。石製ベンチは、2人掛けベンチ1基と1人掛け腰掛3基で、いずれも据置型である。

しかし、市民の憩いの場や観光資源としての活用を図ることや、団体来訪者など大人数での利用を考慮し、主郭については3人掛けベンチを5基、主郭以外にも空堀土塁に各1

表 14 サイン構成

種類	内容	設置場所	継続・新設
地区標柱	地区名の表示	見学動線の主要出入口の分岐点	新設
総合案内板	遺跡全体の概要解説	見学の起点となる箇所	継続
地区説明板	各地区の城館遺構の概要解説	見学の起点となる箇所	継続
遺構説明板	特徴的な遺構の解説	本質的価値を構成する遺構	継続
眺望説明板	視点場からの眺望解説	主郭（山頂）	新設
遺構名称標識	遺構名の表示	本質的価値を構成する遺構	撤去・新設
誘導標識	目的地・方向・距離の表示	見学動線の分岐点	撤去・新設
規制標識	見学者等への注意喚起	注意喚起が必要な箇所	撤去新設

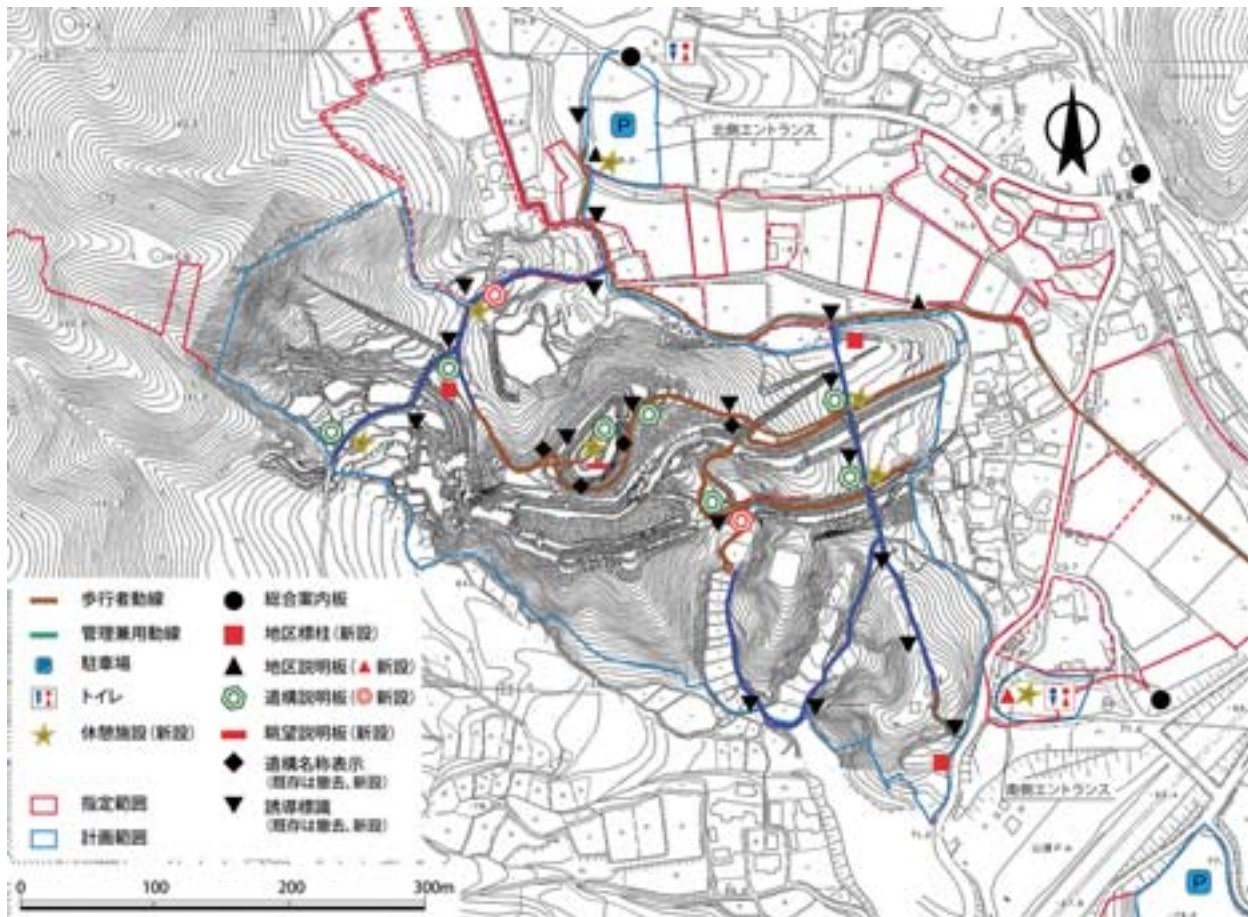


図34 葛籠城跡地区 動線・サイン・便益施設計画図

基、屋敷跡に各2基、エントランスに各2基を設置する。ベンチは、史跡景観に配慮して擬木製の据置型で、耐久性のあるものを採用する。

なお、既存の石製ベンチは撤去する。

## ②トイレ

葛籠城跡地区周辺の公衆トイレは、北側の四阿屋遊泳場内に設置されているトイレが1か所あるのみで、男性用1基・女性用1基・多目的1基が設置されている。四阿屋神社駐車場のエントランスからは既存のトイレを利用するため、北エントランスへのトイレの設置は行わない。

3-5(4)で中型バス・大型バスを利用した大人数の団体の受け入れや、葛籠城の本来の城内ルートに従った散策ルートの設定に際し、新設を検討した南エントランス付近の公衆トイレは四阿屋遊泳場のトイレしかなく、約1kmの距離があることから南エントランスからの来訪者(団体)に対応する必要性と利便性を考慮して、南エントランスにトイレを新設する。

トイレは史跡景観に調和した耐久性と工期の短縮等を考慮したものを検討する。トイレの規模は、学校教育との連携を念頭に、1~2クラスに対応できるものとし、男性用2基(大小各1)・女性用2基・多目的(独立個室型)1基を配置する。

なお、南エントランスは史跡指定地内ではあるが、過去に地形が改変されており遺構は存在しない。

## (8) 地盤保全・獣害対策計画

葛籠城跡地区の北側から東側にかけての整備地縁辺部は、過去の道路や水路の整備により、斜面が削平されて急傾斜になっている。さらに風雨により浸食を受けて木の根が露出しているところもあるため、土砂崩落が懸念されることから、地盤保護と崩落防止等の対策を行う。

葛籠城跡地区及び周辺で近年増加しているイノシシの被害への対策として、従来から設置されている箱罠のほかに、定期的な下草刈りによる潜み場対策や防護柵の設置、イノシシが嫌う超音波・LED照明（ソーラーパネル式）などの新たな対策を行う。

## 5-3 筑紫氏館跡地区の整備

筑紫氏館跡地区の整備は、短期整備計画の葛籠城跡地区の整備終了後に行う中期整備計画で実施する計画である。しかし、近年の度重なる豪雨によって遺構の毀損や近隣への被害を及ぼすことから、本格的な史跡整備とは別に、雨水排水について早急に対策を講じる必要がある。

また、筑紫氏館跡地区では3-3で記載したように4年度にわたり館の主要部やその周辺について確認調査を実施してきた。いずれもトレンチ調査であり全容を明らかにするまでには至っていない。中期整備で本格的に整備を行うにあたり、さらに内容を詳細に把握することを目的とした発掘調査を行わなければならない。

### ①雨水排水対策

筑紫氏館跡地区は、勝尾城から続く谷を造成した平場であることから、豪雨により度重なる被害を受け、その都度対応してきたことは3-5(2)③に記した。過去にも上流から流れてきた土砂が館跡地区を覆ったことは、確認調査で明らかである。

しかし、近年の豪雨による雨水の流れ込みは、遺構や周辺の民地への影響もあることから根本的な対応が課題であった。本来ならば、筑紫氏館跡地区の整備の中で排水工事を行うべきであるが、雨水排水による遺構の毀損や地形の浸食は緊急性を要することから、短期整備計画の期間に応急対策として遺構保存と地形を保護する措置を行う。

応急対策は、筑紫氏館跡の北側上流で、館跡地区の西側へ迂回する流路（溪流2）と本地区の東側を直進し推定登城道に流れ込む流路（溪流1）に分岐する。溪流2では、平成23年に設置した仮設排水管までの流路が砂地であり不安定であることから、流路の側壁を保護する。また、溪流1では、水流によって側壁と地盤の浸食を防ぐ措置を行う。

これらは応急対策として実施するもので、将来の本格整備時に改変・撤去する可能性があることから市で実施する。

### ②整備のための発掘調査

筑紫氏館跡地区の主要部は、民間信仰の建物が既存することから、これまでの発掘調査の範囲は制限され実施していた。今後建物のあり方に向けた協議を進めていくとともに、建物の撤去後は、整備のための発掘調査を行う。館主要部のこれまでの調査状況により西から台所、主殿、会所、庭園が想定されているが、詳細は明らかにはなっていない。整備にあたっては、遺構の性格や規模を把握する必要がある。

また、筑紫氏館跡地区の整備基本計画を策定していくためにも、館主要部に至る枅形虎口につながる登城道の状況や、登城道の周りを取り付く曲輪の性格についても発掘調査が必要である。

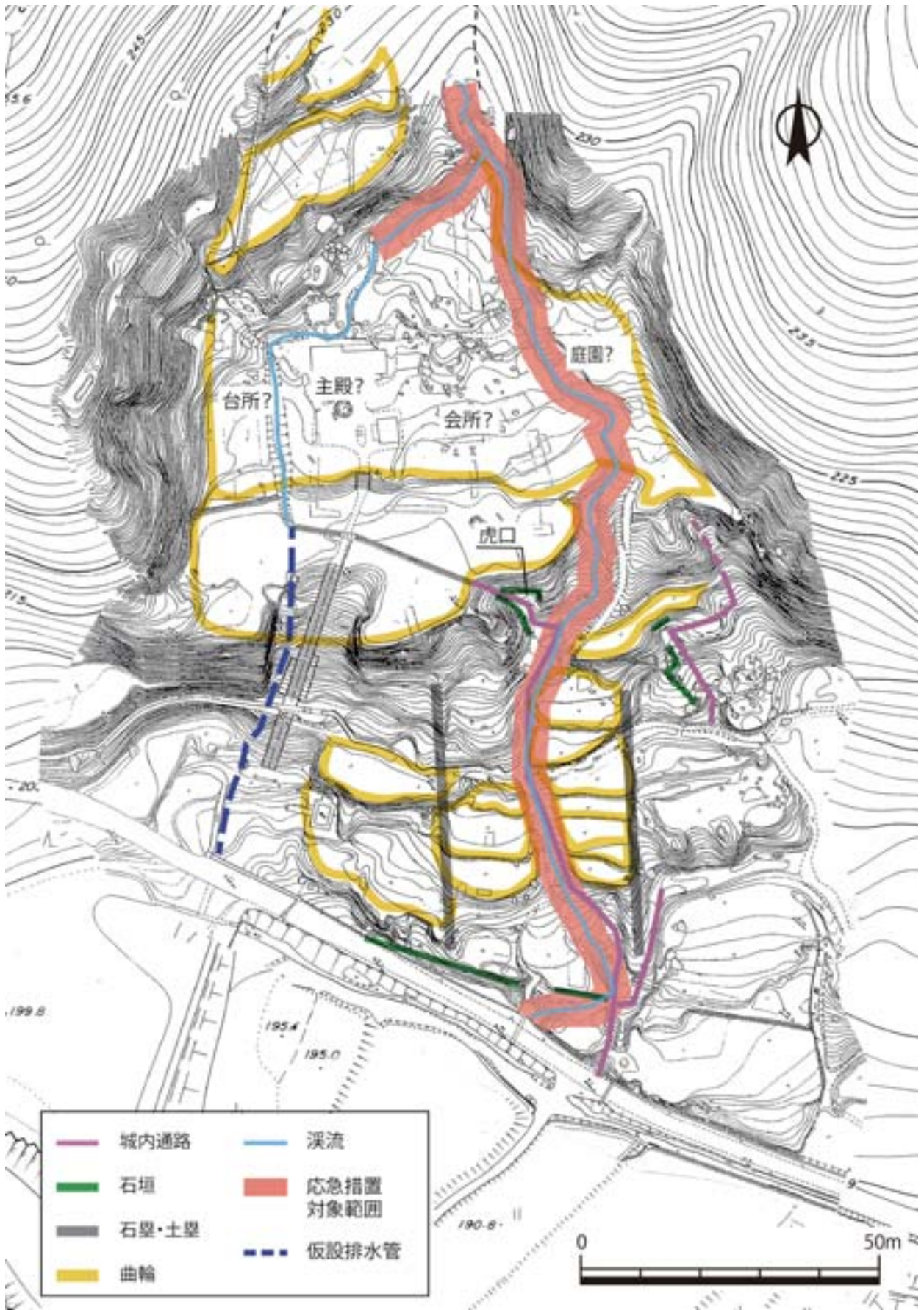


图 35 筑紫氏館跡地区 雨水排水应急措置对象位置图

#### 5-4 公開活用・管理運営

勝尾城筑紫氏遺跡の整備事業は、広大な面積の中に城郭群や屋敷跡などが所在するため、長期に及び、整備事業を進めながら公開活用、維持管理を行うこととなる。また、所有者も多く土地の利用形態も多様であり、史跡の公開活用と管理運営は行政が中心となって行うこととなる。

##### ①公開活用

これまで取り組んできた遺跡見学会は今後も継続して実施し、発掘調査を行ったときには現場説明会も合わせて行う。このほか史跡とその周りの豊かな自然を活用した体験イベント等についても企画し、来訪者が山城に親しみ史跡の理解を深めることができる公開活用を目指す。

葛籠城跡地区の整備では、中型バスや大型バスを受け入れるため、南側エントランスを整備することとした。団体の受け入れが可能となるため、学校教育との連携を深め、郷土学習や総合学習での活用を推進する。また、葛籠城跡の立地や遺跡を取り巻く豊かな自然を活かして、ウォーキングなどの健康づくりイベントを誘致するなど、幅広い層への史跡の理解を深める試みも検討する。このようなイベントの開催には、地域の協力が不可欠であり、地域づくりにも寄与することが期待される。

葛籠城跡地区の周囲にある四阿屋神社や四阿屋遊泳場には、季節ごとに市内外から多くの人が集まる。これらの人々を整備された葛籠城跡地区に誘導するサインやパンフレット、説明板の整備を進める。

パンフレットや説明板を充実させていくためには、継続的に調査研究を進めていくことが必要である。調査研究の成果は、パンフレットやリーフレット、ホームページ等の媒体で積極的に公開するとともに、現地の解説サインの更新を進める。将来的には、音声ガイドやVRなどのデジタルコンテンツを制作するなどデジタル技術の活用も検討する。

整備された葛籠城跡地区は、筑紫氏館跡地区や勝尾城跡地区、惣構跡地区への誘導の基点となることも期待され、誘導サインを整備していくことも必要である。

##### ②管理運営

葛籠城跡地区の維持管理は、市教育委員会が中心となって行うこととなるが、これまで協働で遺跡の維持管理に努めてきた地元団体の勝尾城史跡を守る会やNPO法人九千部クラブとは今後も協力体制を継続していく。整備後は、動線まわりや空堀・土塁、主郭などの山城体験ゾーンを中心に下草刈りや枝落としなどの管理を行うことになる。遺跡の見学に適した季節には、来訪者が多くなることが見込まれ、これまで管理を行ってきた4～11月のなかでも頻度を上げなければならないことが予想される。また、遺跡を取り囲む自然を体験するために設けた自然保護ゾーンは、豊かな森林とするためにも一定の管理が必要であり、倒木や枯木や危険木の処理を中心に管理を行う。

一方で、筑紫氏館跡地区、勝尾城跡地区とその間の動線周辺についても下草刈りや見学の支障となる樹木の整理については、今後も継続して行っていく。

史跡の管理運営を適切に行っていくためには、行政だけが行うのではなく、地域住民や所有者、市民団体などと連携して進めることが不可欠である。多くの団体や人々が史跡の管理運営に関わっていきけるような体制づくりを検討する。

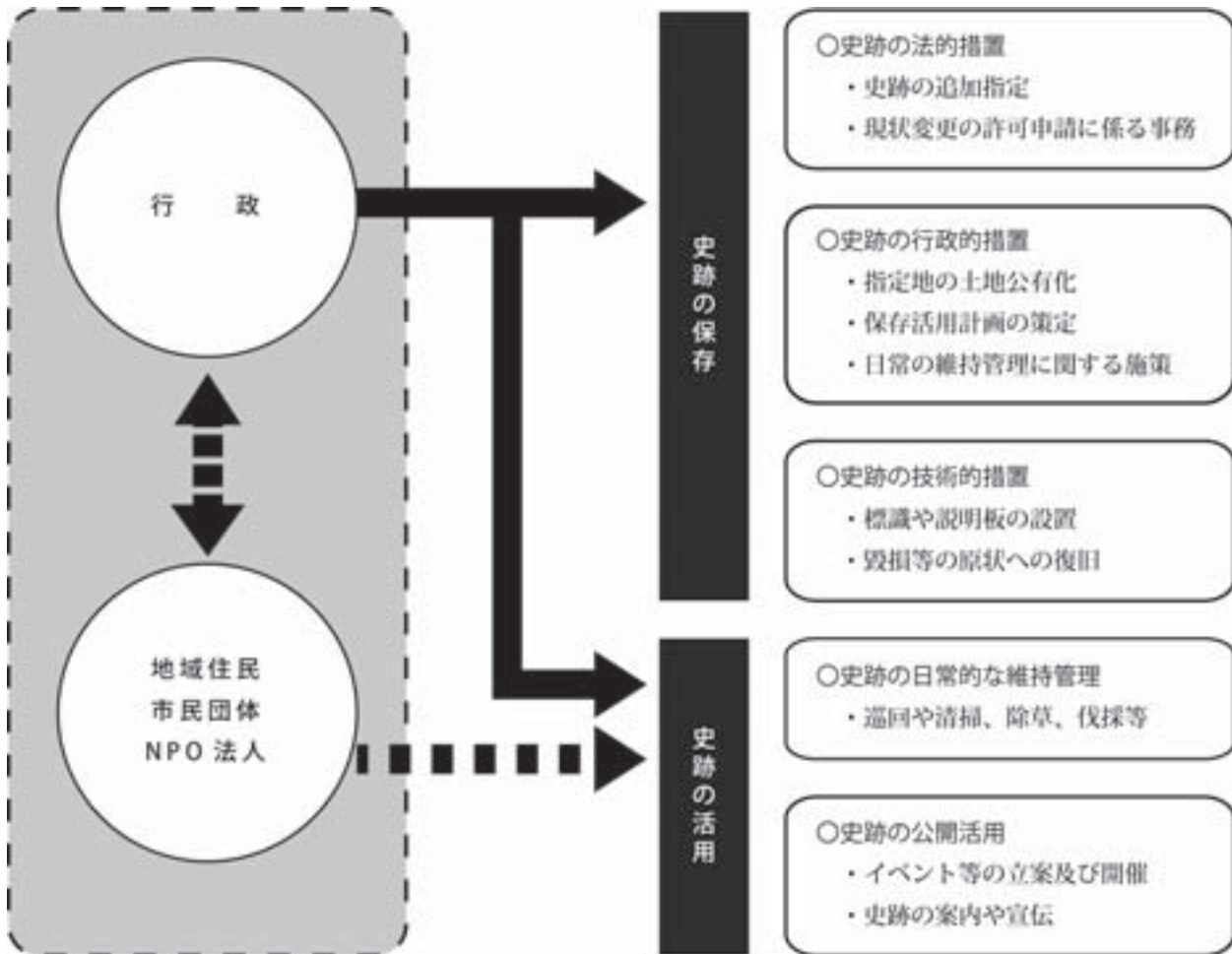


図 36 公開活用・管理運営の連携フロー図

## 5-5 事業計画

### (1) 史跡勝尾城筑紫氏遺跡全体整備計画

勝尾城筑紫氏遺跡は、史跡指定面積だけでも約 230ha に及ぶ広大な範囲に城館跡や屋敷跡、寺社跡、町屋跡などの遺構が点在することから、整備事業は長期間にわたることを想定して進めなければならない。史跡の整備区分とその進め方については、5-1 に記したが、全体計画は表のとおりである。本計画に基づく整備を短期整備計画とし、それ以外の地区で、短期整備計画後の優先順位の高い地区の整備を中期整備計画、それ以外の地区を長期計画とした。なお、長期整備計画に位置付ける地区の中でも、勝尾城跡は、本史跡の中心として位置付けられるため、長期整備計画の中でも優先順位の高い地区として示した。

史跡勝尾城筑紫氏遺跡 全体整備計画

地区名	短期整備計画								中期整備計画			長期整備計画	備考	
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	(R16～)					
葛籠城跡地区（公有地）	基本設計				発掘調査・実施設計・工事									未公有地は公有化後に整備
筑紫氏館跡地区	雨水排水 応急措置				発掘調査・報告書			基本設計						R8は市事業 R11～13は内容確認調査
勝尾城跡地区														
高取城跡、鎗城跡、若山砦跡地区、 家臣団屋敷跡地区、寺社跡地区、 町屋跡区、惣構跡地区														
整備基本計画														
保存活用計画														

(2) 短期整備計画

史跡勝尾城筑紫氏遺跡 短期整備計画

地区	種別	整備種別	整備箇所	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
葛籠城跡地区	基本設計	基本設計	葛籠城跡全域								
	修景・植栽整備	樹木整理	空堀Ⅰ・土塁(東)		実施設計						
			空堀Ⅱ・土塁(東)		実施設計	施工					
			主郭、空堀・土塁(西)				実施設計	施工			
	遺構保存整備	修復・復元	空堀・土塁、主郭、土橋			発掘調査	実施設計	施工			
	動線整備	歩行者用園路 管理車両兼歩行者園路	空堀・土塁、主郭				発掘調査	実施設計	施工		
			西側市道、東側里道、南側谷部、排水施設						実施設計		
			南エントランス					発掘調査	実施設計	施工	
	便益施設整備	便益施設	休憩施設、トイレ							施工	
	地盤保全・獣害対策整備	防災施設	地盤保全、獣害対策							施工	
	サイン整備	遺構説明板・遺構名称標識・誘導標識									
	整備事業報告書										
	防災整備	雨水排水対策(応急措置)	溪流、旧里道				実施設計	施工			
	発掘調査	発掘調査	館主要部、虎口周辺、旧里道東側					発掘調査	発掘調査	整理・報告書	
整備計画	整備基本計画										
	保存活用計画										

6. 完成予想図



葛籠城跡地区 整備完成予想図 (南東から俯瞰)

改訂 史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画

令和8年3月31日

発行 鳥栖市  
編集 鳥栖市教育委員会  
佐賀県鳥栖市宿町 1118 番地

印刷製本 有限会社久光印刷  
佐賀県鳥栖市田代昌町 477-6

